

平成 2 8 年 第 2 回 定 例 会

予 算 特 別 委 員 会 会 議 概 要

委 員 長 丸 野 達 夫

副 委 員 長 軽 米 智 雅 子

目 次

1 審査日時	1
2 審査場所	1
3 審査案件	1
○出席委員	1
○欠席委員	1
○説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局出席職員の職氏名	2

1 日目 平成 28 年 6 月 20 日(月)

開会	3
開議・審査方法	3
○中田靖人委員（自民清風会）	3
1 アウガについて	3
答弁 鹿内博市長	4
意見・再質疑	4
答弁 市長	6
再質疑	6
答弁 市長	6
再質疑	7
答弁 市長	7
再質疑	7
答弁 市長	7
再質疑	7
答弁 市長	8
再質疑	8
答弁 市長	9
意見・再質疑	9
答弁 市長	10
再質疑	10
答弁 市長	11
再質疑	11
答弁 市長	11
意見・再質疑	11
答弁 佐々木淳一副市長	12
再質疑	12
答弁 佐々木副市長	12

再質疑	13
答弁 佐々木副市長	13
再質疑	13
答弁 市長	13
要望	14
○奈良岡隆委員（新政無所属の会）	15
1 支所のあり方について	15
答弁 井上享市民生活部長	15
再質疑	15
答弁 市民生活部長	15
要望	16
2 財産区について	16
答弁 鈴木裕司総務部長	16
再質疑	16
答弁 総務部長	17
再質疑	17
答弁 総務部長	17
要望	17
3 アウガについて	17
答弁 鹿内博市長	17
再質疑	18
答弁 増田一経済部長	18
再質疑	18
答弁 経済部長	18
再質疑	18
答弁 経済部長	18
再質疑	18
答弁 経済部長	18
再質疑	19
答弁 経済部長	19
再質疑	19
答弁 経済部長	19
再質疑	20
答弁 経済部長	20
再質疑	20

答弁 経済部長	20
再質疑	20
答弁 経済部長	20
再質疑	20
答弁 経済部長	21
再質疑	22
答弁 経済部長	22
再質疑	22
答弁 経済部長	22
再質疑	22
答弁 経済部長	22
再質疑	22
答弁 経済部長	22
再質疑	22
答弁 経済部長	22
再質疑	23
答弁 経済部長	23
再質疑	23
答弁 経済部長	23
再質疑	23
答弁 経済部長	23
再質疑	24
答弁 経済部長	24
○山脇智委員（日本共産党）	24
1 市に寄附された道路の側溝及び下水道の整備について	24
答弁 小松文雄環境部理事	25
〃 八戸認都市整備部理事	25
要望	25
2 市役所庁舎整備について	26
答弁 鈴木裕司総務部長	26
再質疑	27
答弁 総務部長	28
再質疑	28
答弁 総務部長	28
要望	29
休憩	29
再開	29
○竹山美虎委員（市民クラブ）	29
意見・要望	29

1 国民健康保険について	30
答弁 仁藤司史財務部長	31
再質疑	32
答弁 財務部長	32
再質疑	32
答弁 能代谷潤治健康福祉部長	32
再質疑	33
答弁 健康福祉部長	33
再質疑	33
答弁 財務部長	34
再質疑	34
答弁 財務部長	35
再質疑	35
答弁 財務部長	35
再質疑	36
答弁 健康福祉部長	36
再質疑	36
答弁 健康福祉部長	37
再質疑	37
答弁 健康福祉部長	37
意見	38
能代谷潤治健康福祉部長からの発言の申し出について	39
○渡部伸広委員（公明党）	39
1 側溝の泥上げについて	39
答弁 八戸認都市整備部理事	39
再質疑	39
答弁 都市整備部理事	39
再質疑	40
答弁 都市整備部理事	40
再質疑	40
答弁 都市整備部理事	40
意見	40
2 移住・定住促進について	40
答弁 福井正樹市民政策部長	41
〃 増田一経済部長	41
再質疑	42
答弁 市民政策部長	42

再質疑	42
答弁 経済部長	42
再質疑	42
答弁 経済部長	42
再質疑	43
答弁 経済部長	43
要望・再質疑	43
答弁 経済部長	44
要望	44
○藤田誠委員（社民党）	44
1 アスベスト断熱材の封じ込め工事について	44
答弁 石澤幸造教育委員会事務局教育部長	44
再質疑	45
答弁 教育委員会事務局教育部長	45
要望	45
2 選定療養費について	45
答弁 安保明彦市民病院事務局長	46
再質疑	46
答弁 市民病院事務局長	46
再質疑	46
答弁 市民病院事務局長	47
再質疑	47
答弁 市民病院事務局長	47
3 新庁舎について	48
答弁 鈴木裕司総務部長	48
要望・再質疑	49
答弁 総務部長	49
再質疑	50
答弁 総務部長	50
要望・意見	50
○橋本尚美委員（無所属）	51
1 樹木の管理について	51
答弁 八戸認都市整備部理事	51
要望	52
2 新庁舎整備について	52
答弁 鈴木裕司総務部理事	53
要望	53

3 青森駅周辺整備について	54
答弁 金子牧子都市整備部長	54
要望	54
休憩	55
再開	55
鈴木裕司総務部長からの発言の申し出について	55
仁藤司史財務部長からの発言の申し出について	56
○中村美津緒委員（新政無所属の会）	56
1 アウガについて	56
答弁 増田一経済部長	56
再質疑	56
答弁 経済部長	57
再質疑	57
答弁 鹿内博市長	57
再質疑	58
答弁 経済部長	59
再質疑	59
答弁 経済部長	59
再質疑	59
答弁 経済部長	59
再質疑	59
答弁 経済部長	59
再質疑	59
答弁 経済部長	60
再質疑	60
答弁 経済部長	60
再質疑	60
答弁 経済部長	60
再質疑	60
答弁 経済部長	61
再質疑	61
意見・再質疑	61
答弁 市長	62
意見	62
○天内慎也委員（日本共産党）	62
1 浪岡学校給食センターについて	62

答弁 横山克広教育委員会事務局理事	63
再質疑	63
答弁 教育委員会事務局理事	64
要望・再質疑	64
答弁 教育委員会事務局理事	64
意見・要望	65
2 浪岡地区コミュニティバスについて	65
答弁 棟方牧人浪岡事務所副所長	66
要望	67
3 土木費について	67
答弁 棟方牧人浪岡事務所副所長	67
再質疑	67
答弁 浪岡事務所副所長	68
要望	68
○工藤健委員（市民クラブ）	68
意見・要望	68
1 熊の目撃件数と被害状況について	69
答弁 小松文雄環境部理事	69
再質疑	70
答弁 環境部理事	70
要望	70
2 Wi-Fiについて	71
答弁 坪真紀子経済部理事	71
再質疑	71
答弁 経済部理事	71
要望・再質疑	71
答弁 経済部理事	72
要望・再質疑	72
答弁 経済部理事	72
要望・再質疑	72
答弁 鈴木裕司総務部長	72
要望	73
○軽米智雅子委員（公明党）	73
1 ヘルプカードの周知の方法について	73
答弁 浦田浩美健康福祉部理事	74
再質疑	74
答弁 浦田健康福祉部理事	75

再質疑	75
答弁 浦田健康福祉部理事	75
再質疑	76
答弁 浦田健康福祉部理事	76
要望	76
散会	77
2日目 平成28年6月21日(火)	
開議	78
○仲谷良子委員（社民党）	78
1 国際交流員の配置について	78
答弁 坪真紀子経済部理事	78
再質疑	79
答弁 経済部理事	79
再質疑	79
答弁 経済部理事	79
要望	79
2 再生可能エネルギーについて	79
答弁 小松文雄環境部理事	80
意見・再質疑	80
答弁 環境部理事	81
要望・再質疑	81
答弁 環境部理事	81
要望・再質疑	81
答弁 石澤幸造教育委員会事務局教育部長	82
再質疑	82
答弁 教育委員会事務局教育部長	82
再質疑	82
答弁 教育委員会事務局教育部長	82
再質疑	83
答弁 鈴木裕司総務部長	83
要望	83
○小豆畑緑委員（自民清風会）	83
1 浪岡湿生花園について	83
答弁 棟方牧人浪岡事務所副所長	84
再質疑	84
答弁 浪岡事務所副所長	84
再質疑	85

答弁 浪岡事務所副所長	85
要望	85
2 花岡プラザについて	85
答弁 棟方牧人浪岡事務所副所長	86
再質疑	86
答弁 浪岡事務所副所長	86
再質疑	86
答弁 浪岡事務所副所長	86
意見	87
3 まちなか保健室について	87
答弁 木浪龍太健康福祉部理事	88
再質疑	88
答弁 木浪健康福祉部理事	88
再質疑	88
答弁 木浪健康福祉部理事	88
再質疑	89
答弁 木浪健康福祉部理事	89
○館田瑠美子委員（日本共産党）	89
1 青森市耐震改修促進計画について	89
答弁 金子牧子都市整備部長	90
再質疑	90
答弁 都市整備部長	90
再質疑	91
答弁 都市整備部長	91
要望	92
2 農業問題について	92
答弁 貝森敦子農業委員会事務局長	92
再質疑	93
答弁 鹿内博市長	93
再質疑	94
答弁 市長	94
再質疑	94
答弁 農業委員会事務局長	94
要望・再質疑	95
答弁 金澤保農林水産部長	95
再質疑	95
答弁 農林水産部長	95

要望	96
3 介護保険について	97
答弁 浦田浩美健康福祉部理事	98
再質疑	98
答弁 浦田健康福祉部理事	99
再質疑	99
答弁 浦田健康福祉部理事	99
再質疑	99
答弁 浦田健康福祉部理事	100
再質疑	100
答弁 浦田健康福祉部理事	100
再質疑	101
答弁 浦田健康福祉部理事	101
再質疑	101
答弁 能代谷潤治健康福祉部長	101
再質疑	102
答弁 健康福祉部長	102
再質疑	102
答弁 健康福祉部長	102
再質疑	103
答弁 浦田健康福祉部理事	103
要望	103
委員長の発言	104
休憩	104
再開	104
○秋村光男委員（市民クラブ）	104
1 富田ポンプ場について	104
答弁 小松文雄環境部理事	104
再質疑	105
答弁 環境部理事	105
要望	105
2 消防団員の充足率について	105
答弁 鈴木裕司総務部長	105
再質疑	106
答弁 総務部長	106
再質疑	106
答弁 総務部長	106

要望	107
3 都市公園の指定管理について	107
答弁 八戸認都市整備部理事	107
要望	108
4 ごみ減量化のこれまでの取組について	108
答弁 小松文雄環境部理事	108
要望	109
○赤木長義委員（公明党）	109
1 青森駅周辺整備推進事業について	109
答弁 金子牧子都市整備部長	109
再質疑	109
答弁 都市整備部長	110
要望・再質疑	110
答弁 都市整備部長	110
再質疑	110
答弁 都市整備部長	111
要望	111
2 アウガについて	111
答弁 増田一経済部長	111
再質疑	111
答弁 加賀谷久輝副市長	112
再質疑	112
答弁 加賀谷副市長	112
再質疑	112
答弁 加賀谷副市長	112
再質疑	113
答弁 加賀谷副市長	113
要望・再質疑	113
答弁 経済部長	114
再質疑	114
答弁 鹿内博市長	115
再質疑	115
答弁 市長	115
再質疑	115
答弁 加賀谷副市長	115
再質疑	115
答弁 加賀谷副市長	116

再質疑	116
答弁 加賀谷副市長	116
再質疑	116
答弁 加賀谷副市長	117
再質疑	117
答弁 加賀谷副市長	117
再質疑	117
答弁 加賀谷副市長	118
再質疑	118
答弁 市長	118
要望・意見	118
○館山善也委員（自民清風会）	119
1 スポーツ振興について	119
答弁 成田一二三教育長	119
要望	120
2 新庁舎の駐車場整備について	120
答弁 鈴木裕司総務部長	121
再質疑	121
答弁 総務部長	122
再質疑	122
答弁 総務部長	122
意見・再質疑	123
答弁 総務部長	123
再質疑	123
答弁 総務部長	123
要望	124
○中村節雄委員（新政無所属の会）	124
要望	124
1 アウガについて	124
答弁 佐々木淳一副市長	125
〃 増田一経済部長	125
再質疑	125
答弁 加賀谷久輝副市長	126
〃 経済部長	126
要望	127
休憩	127
再開	127

会議時間の延長	127
浦田浩美健康福祉部理事からの発言の申し出について	127
○長谷川章悦委員（自民清風会）	128
1 五輪合宿誘致の進捗状況について	128
答弁 坪真紀子経済部理事	128
再質疑	129
答弁 経済部理事	129
意見	129
2 マニフェストについて	130
答弁 福井正樹市民政策部長	130
要望・再質疑	131
答弁 相馬紳一郎市民政策部理事	131
〃 加藤文男総務部理事	132
要望	132
3 自主防災組織について	132
4 職員採用の社会人枠について	133
答弁 鈴木裕司総務部長	133
要望	134
○小倉尚裕委員（新政無所属の会）	134
1 庁舎について	134
答弁 鈴木裕司総務部長	134
再質疑	135
答弁 総務部長	135
再質疑	135
答弁 総務部長	136
再質疑	136
答弁 総務部長	136
再質疑	136
答弁 総務部長	137
再質疑	137
答弁 総務部長	137
2 アウガについて	138
答弁 増田一経済部長	139
再質疑	139
答弁 経済部長	140
再質疑	140
答弁 経済部長	140

再質疑	140
答弁 経済部長	140
再質疑	140
答弁 経済部長	140
再質疑	140
答弁 経済部長	141
再質疑	141
答弁 佐々木淳一副市長	141
再質疑	142
答弁 経済部長	142
再質疑	142
答弁 鹿内博市長	143
再質疑	143
答弁 市長	144
○里村誠悦委員（自民清風会）	145
1 田茂木野地区飲雑用水施設について	145
答弁 鈴木裕司総務部長	145
要望	146
2 モヤヒルズの温泉の井戸について	146
答弁 坪真紀子経済部理事	146
要望	147
○木戸喜美男委員（自民清風会）	147
1 消防団について	147
答弁 吉崎宏二総務部理事	147
要望	148
2 花岡プラザへの市民バスの乗り入れについて	148
答弁 金子牧子都市整備部長	148
要望	149
○渋谷勲委員（自民清風会）	149
1 庁舎とアウガの一体的な考え方について	150
答弁 鹿内博市長	150
再質疑	151
答弁 市長	151
意見・再質疑	152
答弁 市長	152
意見・再質疑	152
答弁 市長	153

再質疑	154
答弁 増田一経済部長	154
〃 仁藤司史財務部長	154
意見・要望	154
採決	155
閉会	156

1 開催日 平成 28 年 6 月 20 日 (月曜日)
平成 28 年 6 月 21 日 (火曜日)

2 開催場所 第 3 ・ 第 4 委員会室

3 審査案件

議案第 113 号 専決処分の承認について
(平成 28 年度青森市国民健康保険事業特別会計補正予算
(第 1 号))
議案第 114 号 平成 28 年度青森市一般会計補正予算 (第 2 号)
議案第 115 号 平成 28 年度青森市国民健康保険事業特別会計補正予算
(第 2 号)
議案第 116 号 平成 28 年度青森市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

○出席委員

委員長	丸野達夫	委員	木戸喜美男
副委員長	軽米智雅子	委員	里村誠悦
委員	山脇智	委員	中村節雄
委員	橋本尚美	委員	小倉尚裕
委員	竹山美虎	委員	舘田瑠美子
委員	中田靖人	委員	小豆畑緑
委員	舘山善也	委員	長谷川章悦
委員	中村美津緒	委員	渡部伸広
委員	奈良岡隆	委員	仲谷良子
委員	葛西育弘	委員	秋村光男
委員	天内慎也	委員	渋谷勲
委員	藤田誠	委員	赤木長義
委員	工藤健		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	鹿 内 博	健康福祉部長	能代谷 潤 治
副 市 長	加賀谷 久 輝	健康福祉部理事	木 浪 龍 太
副 市 長	佐々木 淳 一	健康福祉部理事	浦 田 浩 美
浪 岡 区 長	工 藤 清 泰	経 済 部 長	増 田 一
教 育 長	成 田 一二三	経 済 部 理 事	坪 真紀子
企 業 局 長	相 馬 政 美	農 林 水 産 部 長	金 澤 保
代表監査委員	山 形 博	都市整備部長	金 子 牧 子
市民政策部長	福 井 正 樹	都市整備部理事	八 戸 認
市民政策部理事	相 馬 紳一郎	浪岡事務所副所長	棟 方 牧 人
市民政策部理事	館 田 一 弥	市民病院事務局長	安 保 明 彦
総 務 部 長	鈴 木 裕 司	会 計 管 理 者	小 鹿 継 仁
総 務 部 理 事	加 藤 文 男	教育委員会事務局教育部長	石 澤 幸 造
総 務 部 理 事	吉 崎 宏 二	教育委員会事務局理事	横 山 克 広
財 務 部 長	仁 藤 司 史	農業委員会事務局長	貝 森 敦 子
市民生活部長	井 上 享	水 道 部 長	相 馬 政 人
環 境 部 理 事	小 松 文 雄	交 通 部 長	堀 内 隆 博

○事務局出席職員の職氏名

議会事務局長	梅 田 喜 次	議事調査課主査	石 澤 貴 志
議会事務局次長	八木澤 透	議事調査課主査	加 藤 典 和
議事調査課長	齋 藤 賢 剛	議事調査課主査	山 内 克 昌
議事調査課主査	山 田 達	議事調査課主査	柴 田 聡

1日目 平成28年6月20日（月曜日）午前10時開会

○丸野達夫委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案第113号「専決処分の承認について」から議案第116号「平成28年度青森市介護保険事業特別会計補正予算」までの計4件の審査方法についてお諮りいたします。

審査の方法は、お手元に配付いたしております審査順序表のとおり、議案第113号「専決処分の承認について」、議案第114号「平成28年度青森市一般会計補正予算」から議案第116号「平成28年度青森市介護保険事業特別会計補正予算」までの計4件を一括議題として審査したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、審査の方法は、審査順序表のとおり一括議題として審査することに決しました。

次に、委員並びに理事者の皆さんに申し上げます。各委員の発言時間は、お手元に配付しております、予算特別委員会質疑者一覧表のとおり会派持ち時間制となっており、質疑者数は会派に委ねられ、各委員の質疑の時間は会派持ち時間内で融通できることになっております。なお、6月16日に開催された本委員会の組織会の終了後に質疑者は23人と確認されております。

また、委員の皆様には十分審査を尽くしていただく観点から、質疑の際、議案別冊のページ数及び予算の款項並びに質疑の内容を簡単明瞭に述べていただくとともに、議案に直接関係のある内容に絞って質疑されるようお願いいたします。

そして、理事者の皆さんには質疑の内容をよく把握し、簡潔にして明快な答弁をお願いいたします。どうぞ委員並びに理事者の皆さんの特段の御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、議案第113号「専決処分の承認について」から議案第116号「平成28年度青森市介護保険事業特別会計補正予算」までの計4件を一括議題として審査いたします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

最初に、中田靖人委員。

○中田靖人委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
自民清風会、中田靖人です。一般質問でも質問してまいりましたがけれども、アウガについて質問していきたいと思っております。

最初に、市長が一般質問の答弁の中で、アウガの破綻を回避するための修繕積立金の取り扱いについて、自分としては目的外使用を果たして資金繰りのほうにまわ

したいと、可能であれば使いたいというふうな発言でした。

それに対して、おのおの議員からのさまざまな発言を受けて、議会に諮るということをして市長はおっしゃいました。私から見ると、一旦、市として拠出したお金をどうやって議会に諮るのかというところに大きな疑問があります。

市長が考える議会への諮り方、この方法についてお示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。鹿内市長。

○鹿内博市長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）中田委員からのアウガについての御質問にお答えいたします。

修繕積立金の取り崩しに当たっては、修繕積立金の目的及び徴収根拠を定めているアウガ管理規約の改正について、区分所有者の意思決定の場でありますアウガ区分所有者集会で決定することとなりますが、その決定に当たっては区分所有者である店舗、金融機関、そして市の3者全員が同意する必要があります。

去る6月13日、アウガ区分所有者臨時集会在開催され、地権者等で構成されるアウガ店舗共有者協議会が提案をするアウガ管理規約を改正し、修繕積立金から2億円を取り崩し、同社に支援することを内容とする議案が審議され、現在も継続審議中であります。

市は当該議案について、これまでアウガの修繕に充てることを目的に負担金を支出していることや、過去の包括外部監査において市が支出した管理費負担金が同社への貸し付けという本来の目的以外の用途に使用されたことについて意見を受けたこと、取り崩した場合の使途など、さまざまな課題・問題がありますことから、慎重に判断する必要があると考えております。今後、本定例会における議論等を踏まえ関係者との調整を経て、市としての方針を決定したいと考えています。

仮に、修繕積立金の取り崩しを行う場合は、議会にお諮りすることを想定しており、地方自治法の第96条に規定する条例の制定及び改廃、予算案などの議決事項による必要があると考えていますが、どの方法によるかについては現在検討中でありまして、明確な手法を現時点でお示しすることはできないものの、基本的に議会に対して議案を上程する方向で考えています。

仮に、修繕積立金の取り崩しを行う場合はとのこと、まだ検討中であるということも先ほど申し上げたとおりであります。

○丸野達夫委員長 中田委員。

○中田靖人委員 今の市長の答弁ですと、現時点では明確な方法を示すことができない、検討している最中であるというお話でした。

一旦拠出したお金は、青森市としてアウガの建物の、自分たちの持ち分割合に応じて修繕するためのお金として、拠出してきたお金であります。

それは、これまで議会でも議場でもさまざまお話がありましたけれども、地権者、それから金融機関、市、それから青森駅前再開発ビル株式会社も入ってます。応分でそれぞれお金を出してきたというものであります。約4億1000万円ありますけ

れども、現時点では先ほど市長は、諮り方が明確なものを示せないということでしたが、基本的には修繕積立金も青森市の手から離れているものを、議会に諮るということは、私は不可能だと思っています。

市長がなぜ議会に諮るということおっしゃったのか。本来であればこれまでの説明どおり青森駅前再開発ビル株式会社のほうで、内部で3者協議をしてその取り扱いについて決定していくという性格の資金であります。それを市長は、アウガの破綻を回避するために、公金の投入をすることはしないとこれまで議会で明言してきました。

そして、今回この6月30日に総会資料の送付で明らかになりますが、大変厳しい数字が待ち受けている。破産が目の前に迫ってきた。そのためにはこれを回避するために何としても資金繰りを安定させなくてはならない。資金ショートを免れなくてはならない。公金投入、この真水のお金を投資することは議会の反発に合うだろう、なのであれば青森駅前再開発ビル株式会社のほうだけでその流用をすることができるこの修繕積立金、これについて手をつけようというふうな判断に至ったというのが本当の市長のお考えであったかと思います。

ただ、今定例会でさまざまな議員からこの修繕積立金の目的外使用、流用については反発があったということを受けて、議会に諮るとおっしゃいましたけれども、本来であれば、これは不可能でありますから。仮に、市長がおっしゃるように議会にかけるということをするとすれば、一旦解約ということをして、青森市の持ち分割合のそのお金を一旦、市の歳入に入れるということをするれば、議会に諮ることができると思います。

しかし、この場にどういった現象が起きるのか。先ほど来、話ししておりますけれども3者いる。青森市だけではない。そこには区分所有者の持ち分もある。これも一旦解約になるとすると、この方々に返さないといけないということになると思います。

本来、アウガの建物を修繕するために積み立てして長年かけて拠出してきたお金が、青森市の都合で解約をされて返金されるとどういったことになるのか。既に亡くなっている人もいる。そして、仮にまだ経営されているとあそこに区分で持っているという方がいたとしても、一旦返金されると特別利益ということで税金が発生するということにもなります。青森市の都合で議会に諮るために解約をした結果、地権者に対して特別利益が発生して負担を強いるということが現象として出てきます。

つまり青森市の市長が、みずからの責任を回避して議会に諮るために、もっと言えば議会にその責任を押しつけるために、もう1つには地権者に対しても負担を強いながら、自分の責任を回避するというところに腐心しているということだと思えます。あり得ないですね。

修繕積立金の本来の目的は、これまで何度も話して来ますがけれどもアウガの建物を

修繕するために使う、その目的のために、おのおのが長年かけて積み立ててきた資金であります。仮に市長が、どうしても回避をしたいというのであれば、自分の出処進退も含めて考えて、回避をするためには真水の公金がどうしても必要ですと。修繕積立金は、これからもあの建物があるうちは修繕が必要ですからこれに手をつけることはしません。回避をするために最低限2億円必要なのであれば、そのお金を何としても議会の皆様からの了承を得ながら、何としてもこれを使いたいと、懇切丁寧に誠意を持って説明していくべきではなかったのでしょうか。

しかし、これまで市長が何度も——これ私は数年前から民事再生も限界が来ますよ、タイムリミットですよ。破産か特別清算しかなくなってくるよと。その前にやれる方法があるということを何度も提言してきましたが、それが採用されることはありませんでした。

結果として今は、特別清算か破産しかないというのが、アウガの厳しい経営状況であります。市長が、これまで議会に対しては、破産もしない、民事再生もしないとおっしゃってきました。このことについて先般、一般質問最終日に、議員から出た発言に対して、副市長が特別清算か破産しかないという発言をされております。これについての認識は市長も同じでしょうか。市長の御認識をお答えください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。鹿内市長。

○鹿内博市長 先日の佐々木副市長の専門家からの助言ということでの御質問かと考えますが、佐々木副市長は副市長の見解を示されたのではなくて専門家の考え方といいますか、その助言といいますか、そのことを議場で紹介をされたというぐあいに思います。

私自身もそれに対する私自身の見解ということではなくて、一専門家の見解といいますか、認識といいますか、そういうものだというぐあいに私自身も感じておりますので、これについて私自身からどうのこうのとそういう見解は今、持ち合わせてはおりません。一専門家の見解だというぐあいに受けとめております。

○丸野達夫委員長 中田委員。

○中田靖人委員 私が聞いているのは、その専門家の方は市のほうとしても、また青森駅前再開発ビル株式会社としても、いろいろと助言、アドバイスをいただきたいということをお願いしている専門家の方であるはずですが。市長がその専門家の方のアドバイスに対して助言というか、その判断に対して市長としてどう考えているのかと聞いているのです。聞く耳持たないってことですか、今の発言は。特別清算か破産しかないというふうな専門家からの見解が示されているのですよ。それに対して市長としてはどう考えるのですかって聞いているのです。

もう1回答弁ください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。鹿内市長。

○鹿内博市長 専門家の御意見・御見解、それも1つであるというぐあいに受けとめております。

○丸野達夫委員長 中田委員。

○中田靖人委員 多分これ何回聞いても答えないうもりなのでしょうけれども、答え出ているんですね。それに対して市長が、いつまでもみずからの責任として認めてこない、この結果が今あるのですよ。そのタイムリミットも6月30日、あと少しですよ。10日しかありません。この間に何ができるかということを真剣に考えないといけないのですよ。でも長く佐々木副市長とも副市長になる前から——経済部理事のころからですか——7年間にわたってこのアウガについては議論してきましたが、ついにといいますか、本当の天王山といいますか、アウガのこれからどうなるのかというところの判断がもう間近に迫っております。

アウガ最終版について質問していきたいと思いますが、市長はアウガ最終版をできるだけ早く策定して発表したいとお答えになっておりますけれども、そのアウガ最終版、こちらのほうの策定の最終タイムリミットはいつごろと考えていますか。

お答えください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。鹿内市長。

○鹿内博市長 現時点でタイムリミットをいついつと設定しておりませんが、これまでも申し上げてまいりましたように、できるだけ早くという気持ちといいますか、考えで今、取り組んでおります。

○丸野達夫委員長 中田委員。

○中田靖人委員 最終版のタイムリミットが明言できないということでした。アウガの最終版は、きょうの報道でもありましたけれども、この修繕積立金の取り扱いについても反映されたものを最終版に載せたいと考えているのか、その点お答えください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。鹿内市長。

○鹿内博市長 修繕積立金については、今、関係者の中で協議をしておりますし、市としても検討いたしております。

そのことをアウガ最終版に盛り込むかどうかという前に、今、修繕積立金の扱いといいますかその対応を検討しておりますので、その上で最終版の中に盛り込む、あるいはどういう形で盛り込むか、あるいは盛り込まないか。まずその修繕積立金の判断がまだ出ておりませんので、したがってそのことを最終版に盛り込むとか、あるいは盛り込まないとかということは、現時点ではお答えできるような状況にはないものと考えております。

○丸野達夫委員長 中田委員。

○中田靖人委員 何か全ての質問に対して、まあ、明言できてないということですね。あと何日間そういうふうに言い逃れできるのかわかりませんが、市長がアウガ最終版を策定するとおっしゃっておりますので、特別清算ではなくて破産した場合、このアウガ最終版が策定、発表できるとお考えかお示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。鹿内市長。

○鹿内博市長 破産した場合というお話であります。今、破産させないと、破産させないような取り組みをしておりますから、したがって破産を前提とした形でアウガ最終版どうのこうのということについては、それはお答えすることはできません。

○丸野達夫委員長 中田委員。

○中田靖人委員 市長が、今アウガ最終版策定に当たり破産は考えていないということは、実は選択肢は1つしかなくなるということになりますよね。特別清算ということになります。特別清算するためには、やはりお金が必要になってくる。そのお金が必要になってくるとすれば、そのお金を捻出しなくてはならないということになってきます。仮に破産となれば、破産管財人というのが出てきて、財産の整理の作業が始まる。1階から4階の財産処分をしていくことになります。物理的に大分時間がかかるということがわかると思います。アウガ最終版、現在示されている——最終版ではなくて現在示されているスケジュールどおりに進むことがなくなるでしょうから、一旦スケジュールも組み直しをしなくてはならなくなるということが想定されます。

それと現在、庁舎と整備計画と連動させておりますので、この兼ね合いがどうなるのかというもう1つの側面が出てくると思います。そうなったときに、アウガのほうはスケジューリングで大分時間がかかるとなると、市役所の機能をどういうふうに再配置するのかというところの根本的なところにもメスを入れなくてはならないということになると思います。そういったことをもろもろ考えると、やはり市長が今おっしゃっているとおり、破産というのは考えられないということが明らかになります。特別清算、市長は明言しないかもしれませんが特別清算しかないと考える中で、クリアしなくてはならないことは3つある。

1つには、先ほども言いましたけれども、清算するためにもお金がかかるが、このお金をどうやって準備するのか。今の現預金で本当にできるのか。できないという判断の中で市長は2億円を捻出したいということの判断だと思いますので、1つには、この特別清算するための資金をどうやって準備するのかということが課題としてあります。

2つ目、債権者から債権放棄の了解をとらないといけない。特別清算するためにも、裁判所に申請をしてそれが受け入れられないといけないわけですから、その中の条件として代物弁済が終わった後の残債、こちらのほう、金融機関、それから青森市が持っている分の債権放棄をしなくてはならないというもう1つの課題が出てきます。

それから3つ目、青森駅前再開発ビル株式会社の取締役会で特別清算を選択することが可決しなくてはならないということがあります。特別清算するためには、この3つがそろって初めて特別清算という整理に着手することができる。

市長のこれまでの答弁であれば、アウガ最終版を策定して発表しますというお話をしてきました。先ほどアウガ最終版、市長はいつまでということは明言できないということでしたけれども、何度も言いますが破産を回避するためには特別清算しかないということがわかりました。

ただ、もう猶予がないんですよ。時間がないのですよ。多分、青森駅前再開発ビル株式会社の社長でもある佐々木副市長がいらっしゃいますけれども、もう把握はされていると思いますが、テナントのほうで売り上げ預かり金をビル会社に預けないで自主管理したいということで、もう既にそれが始まっていると聞き及んでおります。となると、加速度的に現預金が少なくなっていくということになります。これはそのほかにも保証金の返還請求が来るかもしれません。ただ、これは3カ月間猶予がありますので、まずそれは先延ばしできるにせよ、預かり金のほうが自主管理になっていくテナント・店舗が大分ふえていくことが予想される。そうすると、資金繰りが大変厳しい状況に追い込まれていくということが想定されます。

判断を一刻も早くするためにも、6月30日に設定されている総会の資料の送付、こちらのほうで減損会計処理をした状態での決算の数字というのが見えてくると思っています。ただ6月30日では、会期も6月28日が閉会日ですからもう終わっているということで、これを早めることができないのか、その判断ができないのか、市長としてそれを同社に求めるお考えがないか、お示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。鹿内市長。

○鹿内博市長 青森駅前再開発ビル株式会社としては取締役会、そして株主総会、その日程あるいは準備というものがありますので、そういう中で同社のそれぞれの事情を考えましたときに、私から市としてそれを急いでくれというような要望は考えてはおりません。同社としての作業、総会、あるいは取締役会、現に進めているわけでありますから、その同社の取り組み状況の中で市として対応していきたいと考えております。

○丸野達夫委員長 中田委員。

○中田靖人委員 市長はここでこうやって聞いていっても、そういうふうにごまかされるかもしれませんが、既に減損処理を終わって、適否のところは議場でもおっしゃっていたようにあるかもしれませんが、もう数字というのは出来上がって、それをやはり今後アウガをどのようにしていくかという、そのために修繕積立金というのがどのように取り扱えるのかというところの判断材料としては必要だと思います。それを筆頭株主として、最大債権者として青森駅前再開発ビル株式会社に強く求めるということは、私はすべきことだと思うのですが、それを踏まえてでも市長はやはり今のように同社から出てくるのを待ってますという態度で終わるのでしょうか。これを聞いても、多分また同じ答弁をするので聞きませんけれども。これについて、多分同社の代表取締役である副市長に聞いても、事前にちょっと確認したところでは株主平等の原則というのがあるということで、青森市だ

けにそれを教えることはできないということが法律としてあるようであります。

それは法律としてあるにせよ、今、青森市が抱えている課題、それから同社の状況に鑑みれば、市は最大債権者であるわけですから、そういう意味では判断としてそれを早急に求めるということは、株主の中で他の方にも働きかけてでもいいですから、連名で何とか早目にしてくださいというのはおかしくない話じゃないでしょうか。これについて聞いても、多分市長はのりくりというので答えないと思いますので、まあ諦めました。

きょうの新聞報道で、私1面を読んで大変驚いたのですけれども、市役所の平面駐車場をやめて、立体駐車場にするというふうなことが書かれておりました。これについて市長の見解をお示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。鹿内市長。

○鹿内博市長 けさの地元紙の報道であろうかと思いますが、市として今の時点で平面駐車場を立体駐車場にするということの意思決定も、そしてまた私自身そのことの考えを現時点で持っているわけではありません。

これまでも申し上げてまいりましたように、修正版について意見を伺うと、そしてそれについては、本庁舎10階そして従来の立体駐車場を平面にしたいということで、今、議員の皆様からも御意見をいただいておりますが、そのような御意見を伺った上で最終的にそれはアウガの最終版の中に落とし込むという形になります。現時点ではまさに議員を初めとする皆様から御意見を伺ってる最中でありますので、その中で今、立体駐車場にするという形で意思表示をしたり、そして私自身が今そういう認識を持っているということではありません。

○丸野達夫委員長 中田委員。

○中田靖人委員 現時点ではその認識を持っているわけではないという市長の答弁でした。現時点では、という言葉が引かかるのですけれども、議会の意見を聞いた結果、やはり立体駐車場に戻りますと、平面駐車場はやめますというふうな答えをそのタイミングで出してきたという感じがいたしました。

そもそも、その9億円の捻出というのは、その整備費用を圧縮してアウガの再生のほうに回そうというのが、当初の市側からの説明であったかと思います。今回のその平面駐車場をやめて立体駐車場にするという判断が、もし本当なのであれば、仮に市長が、それをもしこれから近い将来発表したとすれば、当初の我々議会への説明が崩れることになります。

財政需要を見ていきながら、厳しい財政であるということのをこれまで議会にも、再三にわたって市長も説明しております。その厳しい財政状況に鑑みて、整備費用も圧縮していかななくてはならない、そして同時にアウガの再生も果たさなくてはならない。もう1つ言えば、青森駅の周辺整備についても市長はやるという決断をしております。

この3つ、市長は今でも、整備していくという考えに変わりありませんか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。鹿内市長。

○鹿内博市長 今でも整備をすることに変わりはないかと。

青森駅についてはもう既に着手ということで公表しておりますし、そしてアウガ・庁舎については現在、「新生アウガを目指して（案）」という形でお示しをして、御意見・議論をいただいておりますので、青森駅については進めるという形で決定をした。

庁舎、そしてアウガについては、今、皆様から御意見をいただいているということでもあります。

○丸野達夫委員長 中田委員。

○中田靖人委員 この3つ全て進めていくと今、市長から見解として示されましたけれども、青森駅についてはもう既に着手していると、進んでいるんだということで、途中でこれを白紙撤回にすることはないということも明言できますでしょうか。お答えください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。鹿内市長。

○鹿内博市長 青森駅につきましては、既に説明申し上げてきましたように、そして今、関係者との基本協定の締結に向けた作業に入っております。既にその協定の概要等についてもたしかお示しをしてきたと思いますが、そういうJR東日本様、そして県、そして市、3者での基本協定ではありますが、そこまで今、作業を進めておりますから、白紙撤回、それをやめるということには至りません。

○丸野達夫委員長 中田委員。

○中田靖人委員 これまでの鹿内市長の政治スタンスを見てきた市民からよく聞かれます。アウガ、それから庁舎の方向性が見えたら、青森駅のほうやめるのではないのでしょうかと、大変不安に思いますという市民の声が、私のところに届くのですよ。だから、先ほども言いましたけれども財政が厳しいという中であって、今回を見ても、議会からの反発があるとすぐに平面駐車場をやめて立体駐車場に戻すような話が聞こえてくる。それを今こういう公の場面で聞くと、現時点では私はそういう思いは持っておりませんということを使う。その都度その都度、その場をしのぐために発言が豹変すると。その市長の政治スタンスに、やっぱりついていく職員も大変だと思いますよ。その都度方針変更されて、また一から資料をつくり直しをしていかななくてはならないですから。アウガに対してもそうですし、庁舎についてもそうですけれども、青森駅についても市長自身の、鹿内博個人としての思いというか信念が薄いから、信念がないからいろんな人の意見を聞いた結果、豹変——毀誉褒貶していくということになるんじゃないのでしょうか。思いがあれば、議会に対しても説明していけばいいんですよ。それが無いからこういう状態を招いている。

アウガについて言えば、修繕積立金には手をつけるわけにはいきません、そもその目的がありますからと。ただ破産を回避しないとイケない。そのお金というのは申しわけない、私が今まで問題を先送りしてきた結果、2億円も返すことができ

なくなってしまった。そして破産を回避したい、特別清算するために、それを完了するまでに、資金繰りも計算すれば、約2億円必要だと。議会の皆さん、私がみずからの責任をちゃんとしっかりととって、この2億円を今、この現時点で破産を回避するために何としても捻出したいので御理解いただけないでしょうか。そのかわり、私は市長の職を辞しますと、次の方に委ねますという判断があってもいいと思いますよ。

それをせずに、議会への説明を回避して会社の内部的なもので流用が可能な修繕積立金に手をつけようとするのは、やはりおこがましいし、浅はかだと思います。考えが甘いですよ。みずからの責任何もとってない。ついには6月30日、総会の資料が発送と同時に減損会計処理をされたアウガの数字が明らかになる、白日のもとにさらされることになる。そのときには、副市長佐々木淳一さん、それから青森駅前再開発ビル株式会社社長としての佐々木淳一さんがいらっしゃいますけれども、まあ相反する立場で同一の者がその任についているということで、利益相反の場面というのが大分ふえてくると思います。その認識はお持ちでしょうか。まず見解を。

要はこれから厳しい場面が来るというのは想定されると思うのですよ。そのときに、最大債権者・筆頭株主である青森市の幹部としての立場と、それから会社を守らなくてはならないという立場の青森駅前再開発ビル株式会社の社長として、相反する交渉事が出てくる可能性があると思うのですけれども、それについての認識をお話してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。佐々木副市長。

○佐々木淳一副市長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）いわゆる利益損反も含めて相反する意思決定になる可能性があると思うかどうかという話だと思いますけれども、当然リスクな部分は出てくるかと思っています。私は今、副市長としての立場でしかお答えできませんけれども、さまざまな場面でそれは調整しなければいけない場面というのは出てくるかと思っています。

○丸野達夫委員長 中田委員。

○中田靖人委員 副市長でもあって、青森駅前再開発ビル株式会社の社長でもあるということで、今、佐々木さんの口から調整という言葉が出てきましたが、本来であればそれぞれの立場の中で、調整というよりも交渉になってくると思うのですよね。となると、やはりある場面ではいずれかの立場を明確にしないとイケないことになると思います。

それについての見解はどうですか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。佐々木副市長。

○佐々木副市長 あくまでも副市長という立場でしかお答えできませんが、当然先ほど言ったリスクな部分というのは出てくる可能性はあるかと思っていますけれども、当然副市長の立場として、青森駅前再開発ビル株式会社のほうには物を申して行くという場合もあるかと思っています。

一方で会社というのは当然、代表取締役社長だけの意思決定ということではないわけですから、取締役会での皆さんの総意をもって、まあ表決があるかも知れませんが、その中で最終的な意思決定をしていくということになろうかと思えますので、そこはそう単純な話でもないと思えます。

ただ、その場その場の立場に基づいて、それは当然主義主張はしてかなきゃいけないと思えます。ただ、さまざまないわゆる関係者というのがおりますので、一人一人の意見だけで全てが完結するというということでもありません。

○丸野達夫委員長 中田委員。

○中田靖人委員 6月30日の最終的な数字の決算が発表されたら出処進退も含めて、それは青森駅前再開発ビル株式会社の社長としてなのか、副市長のほうなのか、それをどちらかいずれかを辞する考えはありますか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。佐々木副市長。

○佐々木副市長 先般の一般質問でもお答えしましたとおりですけれども、副市長として青森駅前再開発ビル株式会社のほうに我々は出向きまして、その中で代表取締役を任命されたという事実があります。これまでも会社経営に関しましては、当然数字が全てでありますので、その責任は代表権を持つ社長になるという認識であります。これは、これまでも経済部長の時代からそのような趣旨のことで発言してきたつもりです。

今のお話は、それを一步踏み込んだお話で、どのような決断をするのかということではありますが、当然それは、さまざまな場面を想定しながら私としても個人としても当然自分の生き方というのがあるわけですので、その規範にのっとって行動していきたいと思えますが、現時点でまずは最善を尽くして、副市長の立場としてアウガというのを見据えていきたいということに尽きると思えます。

○丸野達夫委員長 中田委員。

○中田靖人委員 さまざまな場面を想定して規範にのっとって行動していくというふうなお話でした。

今の副市長の発言を受けて、市長どうでしょうか。みずからもこの難局を乗り切るために、みずからの責任——それはアウガを再生させてにぎわい取り戻すとかそういう話しではなくて、これまでの自分がやってきたことの結果というのがあるわけですよ。これがもう明らかになってきた。青森駅前再開発ビル株式会社のほうに責任をずっとなすりつけてきた。責任だけをとらせて、首を切って、現在で社長6人目ですか。約1年くらいしか社長がもたないというふうな状態がずっと続いています。

その中であって市長として、今の副市長の発言を受けて、みずからの責任の取り方についてはどうお考えですか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。鹿内市長。

○鹿内博市長 まずは、首を切ったというお話ですが、私が社長の首を切った、切

る、切らないということは私の権限ではありませんし、ましてそういう事実はありません。そういうことはしてまいりません。それぞれ、株主総会・取締役会等の議決・手続を経て、社長が選任されてきた経緯がありますから、そういうことは御理解いただけるものと思います。

私の責任につきましては、これまでも申し上げてきましたように、私はアウガに関して、新生アウガを実現していくと、中心市街地の――まさにアウガが十数年、もとより青森駅前再開発事業としてスタートいたしましたのは、中心市街地の活性化をしていく、そして、青森のまちづくりや青森の経済を進めていく核的な事業としてあの事業は始まりました。その事業の目標、目的、趣旨は現時点では変わっておりません。その中で新生アウガという形で今回お示しをいたしました。その当初の青森駅前再開発事業、まさに中心市街地の活性化を実現していくためのアウガという事業が始まりましたので、そのことを私は今、新生アウガという形で皆様に案として、お示しをいたしております。その新生アウガを実現していくことが、私は市長としての責任を果たしていることになるものと思いますし、もちろん先ほど佐々木副市長のお話がありましたが、佐々木副市長も副市長という任の中で、また加賀谷副市長も副市長という任の中で今回アウガということに関していえば、それぞれが新生アウガを実現していくことが、私また両副市長の責務だというぐあいに考えております。

○丸野達夫委員長 中田委員。

○中田靖人委員 にぎわいを取り戻していくことが私の責任の取り方であると、これまでの答弁から変わることはありませんでした。これについては市長に何度聞いても同じことを答弁すると思います。ただ、やはり修繕積立金に手をつけざるを得ない状況まで追い込んできたこの責任、再生のタイミングを逃して破産・整理をしていく、この選択肢しかない状況まで追い込んできた、経営判断をしてこなかった。市長は青森駅前再開発ビル株式会社の取締役の責任だということかもしれませんが、実質のオーナーとして重大な関与をしてきたということは否めませんよ。

そしてよく前政権が悪かったんだというふうなものが、本心としては市長の中にもあるのかもしれない。もしそのような気持ちあるのであれば、みずからが市長になった瞬間にアウガを整理すればよかったですよ。みずからの責任で融資もしている、その際には責任をみずからとると議会でも発言しております。それを踏まえた上でアウガを再生させるとおっしゃってきたわけですから、過去を振り返るのではなくて、みずからの責任でアウガどうするのか、そして破産をしないと、特別清算をしていくというのであれば、そのためには何が必要なのか。使えないものを使うようにするために汗を流すのではなくて、みずからの信念に従って、何をしなくてはいけないのかということ冷静に判断していただきたいということを申し添えて終わります。

○丸野達夫委員長 次に、奈良岡隆委員。

○奈良岡隆委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）新政無所属の会の奈良岡隆です。

質疑に入る前に、一言お話しさせていただきたいと思います。日本通運が青森市油川に融雪剤の製造工場を建設するという計画が明らかになりました。大きく報道されましたが、最近アウガしか記事にならない中であって、大きなニュースだと私は思っています。

東北地方を供給先と想定しているとの中身でしたけれども、将来的には当然北海道も視野に入れたものになると考えられます。青森港振興の誘発剤になることを願って、それでは質問に入りたいと思います。

質問の第1は、支所業務についてであります。

平成27年第2回定例会また第3回定例会で、高齢者はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業の受付の取り扱いを含めて、支所や市民センターでの業務見直しを求めたところで、検討するとのことでしたけれども、その後どうなっているのかお示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。市民生活部長。

○井上享市民生活部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）高齢者はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業等の業務の支所・情報コーナーでの受付拡大についての御質問にお答えいたします。

支所等における窓口業務の取り扱いにつきましては、昨年10月に庁内各部等に対し、新たに希望する業務を繁忙期と通常期ごとの受け入れ可能な業務時間を示した上で照会したところ、健康福祉部と環境部から回答があり、合わせて11業務の要望がありました。

これらの業務について、業務内容や手続、処理時間等を精査し、高齢者はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業の受付を含む6業務を平成28年度から実施することとしたものです。

○丸野達夫委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 私の聞くところでは、11の要望が出ていて、そのうち6つということだと思いますけれども、その6つの中身を教えてください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。市民生活部長。

○井上享市民生活部長 新たに扱うこととした6業務ですけれども、4月から実施したものにつきましては、生ごみコンポスト容器購入費助成金交付申請の受付、死亡による介護保険被保険者証の返納、介護保険被保険者証の氏名・住所の変更、後期高齢者医療高額療養費支給申請の受付の4業務。また、高齢者はり・きゅう・マッサージ施術料助成申請事業の受付、介護保険被保険者証再交付申請の受付の2業務ですけれども、この2業務につきましては、申請書等の個人情報を実際に送付するため、業務所管課に市の行政情報ネットワークを使用したIP-FAX機器を整備した上で、本年8月から扱うこととしているものであります。

○丸野達夫委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 6つの業務について支所で取り扱うことになったということで、大変ありがたいことだと思っています。超高齢社会ですから支所あるいは市民の取り扱う業務を拡充するという事は、これからも避けて通れない問題と認めていますので、各課の分掌事務の枠を超えた考えでもって市役所の支所の拡充を図っていただきたいと要望してこれで終わります。

次に、財産区についてお尋ねします。財産区が誕生して約半世紀近くになると思えますけれども、財産区は市の財政に大きな役割を果たしてきたと思っています。

財産区の存在と役割についての見解をお示ください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり) 奈良岡委員の財産区についてその存在及び役割のお尋ねにお答えいたします。

財産区とは、合併等により市町村の一部において財産または公の施設を有する場合に、その管理及び処分等を行うことを地方自治法で認められた特別地方公共団体でありまして、明治22年の市制・町村制の施行当初から行われている制度であります。

財産区は財産区議会、財産区管理会及び未組織の3種類に区分されまして、このうち財産区議会につきましては、本来、市町村の議会が議決すべき事項を財産区みずから議決することができる組織であります。

また、財産区管理会につきましては、市町村の条例によって設置できるもので、財産の処分等の重要な案件につきましては、この管理会の同意がなければ、市町村議会の議決がなされても、市町村長はこれを執行することができないとされております。

そして、未組織につきましては議会や管理会といった組織を持たない財産区ですけれども、実務的には財産の管理や処分については、地元住民の意向を反映させるために町会等の意向を聞きながら運営しているところであります。

本市におきましては、財産区は現在96団体です。このうち議会を設置している財産区が9団体、管理会を設置している財産区が21団体、残りの66団体が未組織となっております。

役割ですけれども、その所有する財産の管理・処分を行うほか、財産区を構成する地域住民の福祉の向上に寄与するとして、財産区関係町会等の要望等に応じまして公共的事業への支援等を行っているところであります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 それでは平成27年度における財産区からの本市への繰入額をお示ください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。財産区が平成 27 年度に一般会計に繰り出した状況であります。

平成 27 年度に財産区が町会等に対する事業補助を行うため、市の一般会計へ繰り出した案件につきましては、青森地区と浪岡地区合わせて 5 カ所の 5 団体の財産区から合計 288 万 4724 円となっており、その主なものを紹介いたしますと、地域にある墓地の境界へ土どめを設置するための工事費用や町会のクリーンボックスを購入するための経費となっております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 財産区のほうで、市のほうに地域の福祉の向上のために使ってもらおうということで 288 万余円が平成 27 年度に繰り入れられていたと思います。また、いろんな形で財産区のほうで市のほうに協力してもらっていると思うのですが、市が財産区から土地の有償賃貸を受けているケースがあるのかお知らせください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

市は財産区から有償で土地の賃貸を受けている例についてはたしかなかったはずだと思います。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 今の話ですと有償で賃貸を受けているということはないということは、無償で市のほうで土地とかを借りているということだと思っております。要するに財産区の財産について、市のほうで、お金を使わせてもらって土地も無償で使わせてもらっていると。財産区によると、ある意味では協力していただいているということだと思っておりますけれども、今回は個別の問題については取り上げませんけれども、ぜひ問題が生じた時には、市役所の論理ではなくて地域の意見を十分聞いた上で対処していただきたいということを要望して、これも終わります。

次に、まちづくりについて、アウガについてです。

先ほども話ししましたけれども、最近の報道を見ると青森市政の課題はアウガしかないのかとじくじたる思いで見えております。先ほども中田委員がお話しされましたけれども、きょうの新聞に大きく市役所庁舎の問題とアウガの修繕積立金の問題が載っています。これについてお尋ねしますが、この内容を真実と受け取ってよいのかどうかお知らせください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。鹿内市長。

○鹿内博市長 真実かどうかということではありますが、マスコミがそういう取材をされて、そしてそういう報道されたわけでありますから、それについて私からそれは真実ですとか真実ではありませんとか、そういう論評は控えたいと思います。

○丸野達夫委員長 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** ということは多分この中身だと思いますけれども、それでは、アウガ会計処理規則についてちょっとお尋ねしますけれども、アウガの会計はアウガ会計処理規則に基づいて行われていると認識していますが、それでよろしいのでしょうか。

○**丸野達夫委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**増田一経済部長** おはようございます。今、手元に会計処理規則は持っておりませんけれど、その規則にのっとってやっております。

○**丸野達夫委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** それではアウガの会計区分をお知らせください。

○**丸野達夫委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**増田一経済部長** まず管理者会計というのがありまして、管理者会計の中に特別会計として地代のほうを扱う特別会計と、修繕積立金を取り扱う特別会計があります。それ以外に青森駅前再開発ビル株式会社の普通の経営をするほうの会計があります。

○**丸野達夫委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** 一般会計と特別会計があるというふうなことでいいのでしょうか。

○**丸野達夫委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**増田一経済部長** 管理者会計というものの中に、特別会計として修繕積立金の特別会計と地代の特別会計があります。

○**丸野達夫委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** ちょっとわからなかったのですが、この会計区分はアウガ会計処理規則の中に載っていますよね。その中で、一般会計と特別会計があって、特別会計は事務遂行上、必要がある場合に設けるとなっていると思うのですが、今の経済部長の答弁だとそれ以外にも何かあるのですか。

○**丸野達夫委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○**増田一経済部長** 管理者会計の中に修繕積立金の特別会計と地代を扱う特別会計があると認識しております。

○**丸野達夫委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** よく管理者会計って言われるのですが、定款を見ても、管理規則を見ても、アウガ会計処理規則を見ても、管理会計は出てきますけれども管理者会計というのが出てこないのですよね。そのところは議論の中心じゃないとか本筋ではないので、あえて聞きませんが、アウガ管理者等取扱規則では管理費、修繕積立金、損害保険料のほか、個別経費並びにその他の益金の取り扱い方法について云々って書かれています。それで、アウガ管理費等の平成28年3月末現在の残高をお知らせいただけますでしょうか。

○**丸野達夫委員長** 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 平成 27 年度末における管理費の残額ですが、管理費には、電気、ガス、上下水道の光熱水費が含まれておりまして、天候等の変動により使用量が著しく増加した場合等に備えて、管理者であります青森駅前再開発ビル株式会社が一定の余裕を見込んで試算しているため、毎年度の決算に余剰金が発生しております。

その残高のことだと思いますが、平成 27 年度末の決算見込みにおける管理費の残額は、青森駅前再開発ビル株式会社に対して 2 億 3000 万円の貸し付けもしておりますので、それも含めて約 2 億 7800 万円であります。

○丸野達夫委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 貸し付けを含めて 2 億 7800 万円ということは、現在残ってるというか貸し付けを除くと管理費会計の残高として約 4000 万円がある、これが繰り越しになるということだと思うのですけれども、青森駅前再開発ビル株式会社の運転資金に修繕積立金を使いたいという要望とかが出ているので今回議論になっていると思うのですが、この管理費等をまずは使うべきだと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 お答えいたします。

まず平成 27 年度の残額は 4800 万円ぐらいであります、この 4800 万円につきましては、本年 3 月にアウガの区分所有者集会の臨時集会がありまして、これにおきまして今年度に繰り越すことを決定しておりますので、今年度の予算の歳入として見てしまっている状況にあります。

したがいまして、平成 27 年度の余剰金についての活用ってことはないと認識しております。

○丸野達夫委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 区分所有者集会でもって、繰り越しは決まったということですよ。ただ管理費等に約 4800 万円あるわけですよ。それをそうすれば新しい年度に使うほうがよっぽど——修繕積立金のその取り崩し分は別として、まずこの管理費の活用を考えるとということが先だと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 お答えいたします。

まずもって、今、店舗共有者協議会のほうで出されている 2 億円という金額があります。それは一般質問等で出ている金額ですけど、その金額の妥当性については、さまざまな議論の余地はあろうかと思いますが、今般、繰り越しました約 4800 万円という額では、まずその 2 億円を充当し切れない、要は不足分が発生する可能性があるということもあります。

それも踏まえまして、もしそのような必要性が出た場合には議論の対象となっていく可能性はあろうかと思えます。

○丸野達夫委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 使える金が約 4800 万円あるということで、そののところはわかりました。

次は、修繕積立金についてですけれども、修繕積立金は現在どのように運用されているのかお知らせください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 修繕積立金の運用そのものは青森駅前再開発ビル株式会社のほうで管理しておりまして、そのまま特別会計の中で処理してるという状況であります。

○丸野達夫委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 要するに預貯金として運用管理しているのか、どういう形で管理しているのかと。それから当然残高証明をとっていると思うので、その残高証明による確認をしていると思うのですけれども、その部分も含めてお知らせください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 お答えいたします。

大変申しわけありません。その資金運用を実際その定期のものですとか現金ですとか、さまざまな話と申しますけれども、そのところについては、申しわけありません、確認しておりませんのでお答えできません。

○丸野達夫委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 確認すべきだと私は思うのですけれども。普通そうですね。要するに、有利な形で運用するとなっていると思うので、どういう運用の仕方をしていくのか。安全で安定的な運用を当然されていると思うので、どういう運用しているのか。

そして、残高証明をきちんととって現在どうなっているかを調べるのは当然だと思うので、それをやっていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 青森駅前再開発ビル株式会社のほうと情報交換しながらやっていきたいと思えます。

○丸野達夫委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 あと、包括外部監査で先ほども市長がお話しされていましたがけれども、平成 18 年度の包括外部監査の指摘を受けてという話がありました。平成 18 年度の包括外部監査の結果報告が平成 19 年 3 月に出されています。その報告書の中で、監査人が青森駅前再開発ビル株式会社に対する貸付金について、市の交付した管理費負担金は管理費のみに充当するべきであり、負担金の余った一部を迂回して貸し付けに回る現状を改める必要があるとの指摘がありました。これに対して市は、アウガは多目的施設・商業施設との複合ビルであり、区分所有者が一体となってその管理運営に当たっており、手持ち資金の合理的な運用を図る観点から区分所

有者集会の議決によって運用先を決定しており、迂回融資という指摘は当たらないとし、監査人の指摘を受けても迂回融資に当たらないという判断・立場をとっています。

また、私も平成 21 年にこのことについて質問しています。当時、アウガ管理費は実費弁償のはずなので、本来は多額の繰越金が生じるはずがないのに、負担金の余ったお金を繰越金としてプールし、アウガに運転資金として貸している。これは迂回融資の手法ではないかという質問をしました。平成 21 年当時、佐々木副市長は企画財政部理事でしたけれども、「青森駅前再開発ビル株式会社から借り入れているアウガ区分所有者からの借入金につきましては、アウガの各区分所有者が負担する管理費で、施設の安定的な管理運営のためオープンから二、三年、ある程度余裕を持たせて積算していた光熱水費を主とする繰越金でございます。公的施設、商業施設等からなる複合施設でございます。アウガの管理運営を一体的となっている区分所有者は、この繰越金を将来の大規模改修に充当する予定としておりましたが、現在のところ大規模改修が予定されていないことから、手持ち資金の合理的運用を図るため、アウガ区分所有者におきましては、同社へ貸し付けすることを決定したものでございます」と答弁されています。

平成 18・19 年の段階で迂回融資じゃないという立場をとられていたと思うのですが、一般質問で経済部長が答弁された内容を聞きますと、この考え方が変わったのかどうか、そのところをお知らせください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 お答えいたします。

平成 18 年度の包括外部監査の意見に対する回答についてはそのまま同じ認識です。ただ、今回手前どもが整理した「違う」という部分について若干お話しさせていただければ、前回については区分所有者が資金運用の手当てとして余剰金について貸し付けをした、有利子で貸し付けをしたという部分があります。すなわちそれは、債権として区分所有者のほうに残っているというものと整理しております。

一方、今回の修繕積立金につきましては、今の青森駅前再開発ビル株式会社の経営状況を考えまして、プラス今の店舗共有者協議会から出てきた資金の使われ方を考えますと、なかなか貸し付けという状況にはならないのかなと考えております。すなわち、ある意味で給付というか、支出というか、補助というか、表現はよくわかりませんが、青森駅前再開発ビル株式会社のほうに対する、その資金を提供するという形になるのかなと認識しております。

仮にそうなった場合には、平成 18 年度の包括外部監査の段階での迂回融資ではないかという指摘も踏まえておりますので、それも踏まえて今回債権そのものが手前どものほうに残らないと仮になるのであれば、平成 18 年度の段階とは違った認識を示さざるを得ないのかなという認識であります。

結果、平成 18 年度のときと――一般質問でお答えしましたようにさまざまな問

題、課題があるのではないかというのが事務的な整理であります。

○丸野達夫委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 そうすると、平成 18 年度当時の考え方としては、債権として残るので迂回融資ではないという考え方だったけれども、今回は資金提供になるということで、そのこのところの考え方の整理をしているということで聞きましたけれども、それでよろしいでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 お答えいたします。

平成 18 年度の場合は有利子で資金運用をしているという点も合わせて違うという意味でお答えしたつもりであります。

○丸野達夫委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 ということは、今回も有利子にすれば使えるということなのでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 青森駅前再開発ビル株式会社の経営状況が現在のような状況ではなく、以前貸し付けたような財政状況なのであれば、そのような答えになるのかもしれませんが。

○丸野達夫委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 ちょっと待ってください。そうすれば、平成 18 年度当時はきちんとした会社経営がなされているという考え方だったのですか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 当時としてはきちんとした財政運営というか、経営がなされているのかという問いでありましたけれども、きちんとした経営がなされているものとは認識しております。

○丸野達夫委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 たしか前の前のいつの——何年前の部長か忘れたのですけれども、アウガが発足当初からアウガ丸に穴があいていたって発言していたと思うのですけれども、要するに青森駅前再開発ビル株式会社が始まってからこの貸し付けが始まったのはすぐですよ。

例えば、当時きちんとした会社経営がなされていたということであれば、どういふことでこういう貸し付けをせざるを得なかった状況になったのか、当然分析して思うのですけれども、そのこのところお答えください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 お答えいたします。

確かにその点ですと、9000 万円と 1 億 4000 万円の貸し付けにつきましては、運転資金として貸し付けているものですので、運転資金面では厳しいものがあったという認識があります。

○丸野達夫委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 会社経営ですからいろんなことがあると思うのですけれども、私としては、この管理費の会計を使うべきだと思ってますし、また、修繕積立金も活用できるのであれば活用したほうがいいと思ってます。

ただ、今の青森駅前再開発ビル株式会社がもはや会社として成り立たないというふうな市の考え、答弁と受け取れる節々がありました。

もしも同社がこれから継続しないのに、そんな会社にお金をつぎ込んでいいのかというその問題があると思うのですよ。そのところ、なくなるとわかっている会社にお金を使ってよいのかということはどう考えているのかお示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 なくなるとわかっている会社にお金をというお話でありますけれども、なくなるかどうかは別といたしまして、青森駅前再開発ビル株式会社に対しては会社運営を支援するような公金投入はしないと明言しておりますので、その思いについては今も変わりはありません。

○丸野達夫委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 私は公共化について賛成ですから、公共化するというのであれば、管理費も使ってもいいし、修繕積立金も活用していいと思うのですが、ただ、公共化できるのかどうか。お金を使って公共化できなかったということではいけないと思うのですけれども、その公共化するという前提にたつての、今回の修繕積立金あるいは管理費の使用と考えてもいいのでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 お答えいたします。今回の修繕積立金につきましては、店舗共有者協議会からは、青森駅前再開発ビル株式会社の資金破綻を回避するためという目的でありますので、手前どもが今、進めようとしている公共化前提というものではないと認識をしております。

ただ、市の姿勢といたしましては、これまでも説明しておりますように、公共化を前提に今後も作業を進めていきたいとは考えております。

○丸野達夫委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 やっぱ第三セクターについてのあり方については、きちんとした指針が国から示されています。経営の改善が極めて困難とされる場合の留意点ということで、第三セクターに関する指針の中でも示されてますけれども、この中で何らかの形で事業を継続させる必要があると判断した場合と、それから経営の改善及び事業の継続が極めて困難と判断した場合と書かれていますけれども、市のほうではこのどちらのほうの判断を捉えているのか、現時点での判断を教えてください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 お答えいたします。市といたしましてはアウガ再生プロジェクトチームからの提言にもありました、商業施設としての再生は難しいという点は青

森駅前再開発ビル株式会社についてもそのような認識でありますし、市としても同様の認識であります。

したがって、商業機能を有する第三セクターとしては再生はないだろうという認識であります。

○丸野達夫委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 時間もないので、うちの会派の方がまたいろいろな形で質問すると思うので、私の持ち時間もあるし最後に1つだけ。

公共化というのであれば確実に公共化したい、私もしたいと思うのですが、そして修繕積立金を使うのであれば、先ほども話ししましたが、公共化するというので、市民に理解を得なければいけないと思います。その場合には区分所有者の皆さんからきちんと公共化についての理解と協力を得られることが大切だと思うのです。区分所有者の皆さんから公共化に協力すると、要するに、買い取りになるのでいろいろな問題が生じてくると思いますけれども、適正な価格で適正な条件で市と交渉していくのだという区分所有者の皆さんの協力を得ていただきたい。それをもって修繕積立金の運用について考えていただきたいと思うのですが、これを最後の質問にしますのでどうぞよろしくお願いします。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 お答えいたします。

公共化に向けては区分所有者の3者、店舗と金融機関、市は別としてその2者だと思いますけれども、当然にして市側として懇切丁寧に説明して御理解をいただいた上で、公共化のほうに向かっていかなければならないと考えております。

○丸野達夫委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 じゃあ、よろしく願いして私の質問は終わります。

○丸野達夫委員長 次に、山脇智委員。

○山脇智委員 日本共産党の山脇智です。

早速順番に質問していきたいと思っております。

最初に、市に寄附された道路の側溝及び下水道の整備について質問したいと思います。

浜田字玉川の見性寺北側の道路なのですけれども、これはこれまで私道ということで全く整備のほうができなくて、アスファルトもぼろぼろで側溝も流れない、においがかなりして、虫も夏場にはかなり湧くということで、住民から大変苦情が出されておりました。

また、一番大きな問題として、下水道整備がなされていないというのが一番大きな問題としてあって、これによってにおいなども大変なものがあるという相談が寄せられておりました。これは、私が議員に当選した当初から相談を受けていた地域で、不動産業者ですとかさまざま4人の方が土地を持っていて、解決はなかなか難しい状況にあったのですけれども、不動産業者のほうに寄附などをお願いしたところ、

さまざま相続などの問題もあって、2年前にお願いしてもなかなか進んではいなかった状況なのですが、ことしに入ってようやく5月に寄附の手続を終えて、法務局でも認められて、正式に私道から市道に寄附がなされました。

またこれを受けて、不動産業者の土地で一部個人が持っていた土地も、寄附をしてもらえないかということで快く市道に寄附の手続も5月に行ってもらいまして、環境整備ができる状況が整ったと思うのですけれども、質問なんです、浜田字玉川の見性寺北側の市に寄附された道路について、側溝整備及び下水道整備をするべきと思うが、市の見解をお示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。環境部理事。

○小松文雄環境部理事 山脇委員の市に寄附された道路の側溝及び下水道の整備につきまして、お答えいたします。

浜田字玉川の見性寺周辺の公共下水道につきましては、平成11年度から平成12年度にかけて整備を実施しましたが、山脇委員御指摘の当該箇所につきましては、私道であったことから、市では整備を行ってこなかったところであります。

今般、私道が市に寄附されましたことから、今後は側溝整備を担当いたします都市整備部と調整しながら、現地調査や測量等を行い、下水道整備に向けて検討してまいります。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）山脇委員の市に寄附された道路側溝整備についてのお尋ねにお答えいたします。

浜田字玉川の見性寺北側に位置します当該道路につきましては、道路延長約140メートル、道路幅員約6.5メートルで土地所有者により平成28年3月及び平成28年5月に市に寄附されており、今年度中の市道認定に向けた作業を現在行っているところであります。

当該道路の側溝の現況につきましては、経年劣化による排水機能の低下により水が流れにくくなっている箇所があることは、現地調査により市としても確認しているところであります。また、地元町会からは当該箇所の側溝整備の要望は寄せられていないものの、まずは地元町会にお話を伺い、既に寄せられている整備要望箇所も含めまして、優先度を町会と相談しながら整備について検討してまいりたいと考えております。あわせまして、下水道整備も関係いたしますことから、環境部とも調整を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 ただいま前向きな答弁があったので再質問はしません。私もこれ当選当初から相談を受けて解決まで長い時間がかかってしまって、さまざま苦情とかも言われたりしたのですが、今回ようやく寄附が完了したということで、私この地

域の住民全員回って意見も聞いているのですけれども、一刻も早く下水道の整備もしてほしいということを聞いてましたので、ただいま御答弁あったようになるべく早く下水道と側溝の両方を、協力しながら整備を進めていただきたいということを要望して次の質問に移ります。

次に、市役所庁舎の駐車場の整備について質問をするのですけれども、先ほど中田委員から地元紙で平面駐車場をやはり取りやめして立体駐車場にするということ、私ちょっときょう朝、朝刊読んでなかったので出てびっくりして、先ほど中村美津緒議員がちょうど記事を持っていたので見せてもらって、もしそれが事実なのであれば、質疑する必要もないのかなとも思ってしまっただけなのですが、ただ先ほど答弁の中で、現時点でこの案を変更するつもりはないという答弁もありましたので、一般質問の続きという観点から質疑を行っていきたくと思います。

市役所庁舎の駐車場整備についてなののですけれども、やはり議論の中では引き続き総務部理事も……。「部長だ」と呼ぶ者あり）部長。総務部長もあくまでも利用の面で平面駐車場のほうが立体駐車場よりもすぐれているというわけではなくて、あくまでも財政面の観点からこの立体駐車場から平面駐車場にしたということの趣旨が、やはり主な答弁だったと思います。

そういった観点から言うと、じゃあ、幾ら建設費が浮いたかというので市から示されている金額が9億円なののですけれども、私は、管理の面とか将来的な駐車場の運用の面で、仮に立体駐車場から平面駐車場にした場合に余分なコストがかかるのではないかとこの観点から質問しました。

そういった点から質問したいと思うのですけれども、やはり仮に議案として立体駐車場から平面駐車場に取りやめる案が示された場合に、果たして将来的に柳川に配置されている公用車をどのようにするのかとか、あと除排雪費用がかかる面とかも、ある程度具体的な数字で示して、維持管理費も含めてこれだけの費用が生まれる、財源を生み出すことができますというのが示されないとなかなかこの議案に対する賛否ということも決められないと思います。

なので、はっきり9億円削減と言うけれども、余分な経費とかを差し引いたりした場合には、果たして9億円まるまる浮くって議論にはならないと思うのですが、立体駐車場から平面駐車場とする場合に削減額が9億円と示されているのですけれども、駐車場の維持管理にかかる経費なども含めて比較したものをまず出すべきと思うのですが考えをお示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 駐車場に係る維持管理経費についての比較についても示すべきとお尋ねにお答えいたします。

今般の「駐車場計画(案)」につきましては、新庁舎の規模を圧縮する手法よりも、立体駐車場から平面駐車場への仕様変更による事業費の削減額が約9億円となることから、新庁舎整備に係る事業費削減の効果が高いと判断して、お示ししていること

ころであります。

現在、新庁舎の整備につきましては、本年 10 月末の完了を目指して実施設計を行っておりまして、駐車場につきましては設計業務委託契約に基づきまして、立体駐車場での内容で作業を進めているところであります。除排雪経費、電気料、警備に係る人件費など維持管理経費が想定されますけれども、具体的な設備や運用等につきましては、その詳細について未確定である現段階においてはお示しすることが叶わず、立体駐車場と平面駐車場との維持管理経費を含めた比較はできないところであります。

しかしながら、冬期間の除排雪経費については、立体駐車場の場合も、混雑時には（仮称）青い森の広場の一部を臨時的に駐車場として活用することとしておりますので、その部分の除排雪は想定しており、立体駐車場から平面駐車場への変更に伴って、除排雪が必要な面積はふえることとなります。

参考までに申し上げますと、平面駐車場とした場合の除排雪の対象となる面積は 6000 平方メートルで現庁舎の現駐車場の除排雪面積については 5627 平方メートルと、ほぼ同程度になるものと認識しております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 まだ計画が固まってないで示せないということなのでは、もし仮に立体駐車場から平面駐車場にするという案を最終的に出してくる段階では、その部分の比較ができないと一体幾ら財源が浮くのか、その利便性を犠牲にしてもそれをする必要があるのかどうかという部分を考える上で、やはり示されなければならぬものだと私は思っています。

仮に、現在の駐車場の除雪費用で考えた場合、大体年間で違いがあっても 150 万から 180 万円程度の予算がかかっていると。面積が広くなればさらに余分な経費がかかる。あと柳川庁舎にとめている公用車はどうするのかという場合には、やはり周辺に新たに駐車場を借りるとか、もしかするとまた立体駐車場を整備する必要とかが出てくるという面で、もしかしたら、将来的にさらに経費がかかるかも知れないということを考えれば、やはりまず、そういった面も示すべきだと思いますし、私はやはり立体駐車場でそのまま整備を進めたほうがさまざまな観点からいいと思っています。

再質問をするのですが、答弁の中で、一般質問の中では議員からの質疑の内容も踏まえた上で、立体駐車場、平面駐車場を考えていくということだったので、一般質問の質疑では私だけではなくてほかのさまざまな議員も防災の面、利便性の面、さまざまな観点から、ほぼ全議員が平面駐車場ではなく立体駐車場で整備を進めるべきだという観点から質問をしたと思うのですが、この議会でのこれまでの質疑というものをどのように考えているのかお聞かせください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

本定例会一般質問におけるさまざまな議論をどのように受けとめているかというお尋ねであります。

市としてその新庁舎の整備に係る方針として、現在新庁舎については基本設計どおり集約化を基本に 10 階建てで考えておりますが、駐車場については基本設計時点での立体駐車場から平面駐車場へ変更したいと考えております。今定例会などを通じて議員の皆様からの御意見等を伺いながら、引き続き検討してまいりたいというスタンス・姿勢につきましては一般質問の際も、きょうから始まりました予算特別委員会でも同じスタンスであります。

新庁舎の駐車場については、さまざまな御意見を現在までにいただいておりますけれども、その結果を踏まえて仮にその平面駐車場であれば、それについては一般質問でもお答えいたしましたように議案という形でお示ししながら、議会のほうの御意思を決定していただきたいと思っております。

現在のところまだ、これまでその立体駐車場という御意見は多くはありましたけれども、きょうからまた予算特別委員会が始まっておりますので、それらの御意見を踏まえて最終的に判断してまいりたいと考えております。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 今、まださまざま議論は聞いたけれども結論は出していないということなので、今までの議論の経過を考えれば当然ながら平面駐車場案に対してはさまざまな問題点が、防災面からも指摘がされてきていたわけなので、議論を踏まえて考えるならばやはり当初計画どおり立体駐車場を整備をするべきだというのが私の見解です。

また、アウガの最終版でこの駐車場についてもあわせて示されて、これが決定されるということなのですが、やはり、アウガの問題についても今質疑があったとおり、最終的に特別清算になるのか破産になるのかまだ着地点も見えない不透明な中で、公共化の議論についてもこの先かなり難航していく中で、私はやはり一般質問でも述べたように市役所庁舎の駐車場整備とアウガの問題は分けて考えるべきだと思うのですが、その辺についても見解を求めたいと思います。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

「新生アウガを目指して(案)」であります。現在まだ最終決定ではなくて、最終版について取りまとめの経過の中にあります。その中で新庁舎につきましては、新庁舎の事業費の規模の圧縮については、捻出した額をアウガの公共化に関する財源として使うということをお示したところでもあります。

現在、その公共化ということが不透明という状況もありますけれども、一般質問でもお答えしたとおり、その立体駐車場、平面駐車場についての着工自体は、庁舎の工事が進んだ平成 32 年以降になるということで、立体駐車場、平面駐車場にする

かの決定の時期についてそれをずらすということは可能であるというふうなお答えをしております。今のところ分離しますという決定まではしておりませんが、着工時期のずれに着目すれば、それは決定の時期をずらすことは可能ですということでもあります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 ずらすことは可能だとは言っているのですけれども、最終的な基本設計に関してはことしの10月にもう既に完成するので、仮に変更が加えられなければ立体のこの最終的な実施設計が策定されるということで考えれば、私はやはりこのアウガの問題とは別に考えるべきだし、アウガの財源のためとは言っても、もはや今の状況となってしまうえば果たしてこの9億円をどう使われるのか、最終的な状況になってみなければ幾ら必要なのかということも全くわからない中で、この駐車場の建設を減らしてアウガのための財源を捻出しますという議論はそもそも成り立たないのではないかと思います。

私は、あくまでこれは切り離して考えて、当初の計画どおり立体駐車場で整備することを市に対しても強く求めて質問を終わります。

ありがとうございました。

○丸野達夫委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後0時50分からといたします。

午前11時43分休憩

午後0時50分再開

○丸野達夫委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、竹山美虎委員。

○竹山美虎委員 市民クラブ、竹山美虎であります。

きょうは、国民健康保険事業についてお尋ねをしたいと思っておりますけれども、前段若干時間をいただいて、少しだけ私の考えについて述べたいと思っております。

第1回定例会でもお話をしましたけれども、そのときは市長に猛省をしてほしいというようなお話をいたしました。そのことを再度前段で述べたいと思っております。

まず、事業を進めるときに、基本は崩してはいけないということをぜひ申し上げたいと思っております。当然物事には基本があり、事業などを進めるためには、その目的というのがあるわけでありまして。このことについて、しょっちゅう考え方が変わる、あるいはぶれるということがあっては、私はならないと思っております。

特に多くの議員の皆さんがお話をしておりますけれど、アウガ、庁舎、青森駅も含めて財政・財源、これは青森市の状況を考えると厳しいということは、私もそのことは認識しております。ただ、それだけをもって目的も考え方もちゃらにして経費が安くなるから、あるいは圧縮をされるからということで計画が変わったり、物の考え方を変更するということがあってはならないと私は思います。安いお金で済むので、この事業を進めましょうといったときに、最初に示された中身と全く変わっているということであれば、それは変更でも修正でもありません。全く物の考え方が違うものと、そう捉えざるを得ないわけです。

そういうことを考えるときに、やっぱり市長、さまざまなものに対して、青森市長として市民のために将来の見通しを示しつつ、その時々判断や決断はしっかりと行わないと大変な事態になると今私は考えています。

約2年前に各議員から、いろんな考え方や意見を出されて、市民のために一刻も早く市庁舎は建設をしたいんだということで、それまでごちゃごちゃしましたよ。でもあのときに、立体駐車場も含めて議決したんですよ。だから今、実施設計まで来たわけでしょう。それが立体駐車場から平面駐車場にしますと。ところが、やりとりにおいては当初目的とした考え方がころころ変わる。やっぱりこういうことはあってはならないです。

アウガのために、お金を捻出しなければならぬ。これもわかります。でも無理やりお金をつくるということには反対です。見直しをしまして、これこれこういうところには縮減できるかもしれないというのがあれば、それを示せばいいんですよ。でも、事業の基本・根幹となるところが崩れてしまつては、約2年前の私たちの議決はなんだったのかということにもなりかねません。庁舎はそういうことで、これは私の考え方なので、その辺にしておきたいと思っておりますけれども。アウガだつてもう時間がないですよ。方法も限られていますよ。進むためには関係する皆さんと同意を、あるいは市の考え方について協力を得なければ、これは進むことができません。

ぜひしっかりと、市としての対応をお願いしたいと思います。

それでは、きょうは国民健康保険事業1点だけの質問にいたします。

議案別冊平成28年度青森市一般会計・特別会計補正予算、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費に関連して、国民健康保険事業についてお伺いいたします。

今回国保の税率を改定するというところで——私、平成25年春に自分でまとめた議会だよりをここに持ってきていますけれども——国民健康保険事業、これは加入者が納める保険税、国・県からの支出金、これで賄われておりまして、保険給付を柱とする特定の支出に充てる独立した財政運営が原則であります。

青森市の場合、この国民健康保険加入者は市民の3割です。そのほか7割の市民は、健康保険組合、協会けんぽ、共済組合、船員保険の加入者であります。

この国民健康保険事業は、安定的に運営するために基金がありますけれども、この基金、なかなか最近では積み立てができないという状況で推移をしました。それで、平成23年度に基金が底をついて、赤字となった。そのときに、平成23年度から平成26年度まで、これは国で制度の見直し作業を進めているという背景もあって、累積赤字を試算したら36億円の赤字になる。この財源不足を全て保険税に求めた場合に、大幅な引き上げとなるために、平成25年度、平成26年度の2カ年で財源不足を解消するということにしました。

そして、あってはならないわけでありましてけれども、臨時的に一般会計から繰り出しをすることとして、その繰り出し額は36億円の2分の1相当、18億円ということにしました。

結果として、3月時点では、1人当たりの平均引き上げ率は17.41%、8万5983円となって、私はそのときに常任委員会で、国保事業の現状を考えたときに引き上げは避けられないとしても、平成24年度決算の見きわめをすること、そのことによって最大限引き上げ幅の圧縮をすべきだと。その前提には、制度の趣旨と維持を崩さないこと。無責任な対応をすべきでないということをして述べて、最終的に平成25年第1回定例会の判断は17.41%の引き上げは大き過ぎるということで、もう少し引き上げ率について精査をすべきだということで、全会一致で否決をしました。

その後、市の財政や制度の趣旨を踏まえて到達点を探って、最終的に平成25年第2回定例会で10.86%の引き上げ。それで、そのときに一般財源からは18億円を2カ年で引き当てをするという議決でした。

今回、国保税の税率改定に当たって、また一般会計から財源投入となっておりますけれども、このことについての市のまずは考え方を示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。財務部長。

○仁藤司史財務部長 一般会計からの基準外繰り出しについての考え方についてお答えをさせていただきます。

市が設置している各特別会計につきましては、特定の歳入をもって特定の歳出に充てるのが原則であり、総務省から示されております繰り出し基準及び厚生労働省の予算編成通知の内容を超えて、一般会計から国民健康保険事業特別会計に繰り出しをすることは、国保以外の医療保険に加入されている方との公平性を欠くということと同時に、他の市民サービスにも影響を及ぼすことにもつながりますため、安易に行うべきものではないと考えております。

しかしながら、今回の国民健康保険税率改定による国保加入者に対する急激な保険税負担の増大に伴う市民生活への影響というものを考慮すると、一定の基準外繰り出しはやむを得ないと判断したものでありまして、一方で、現在の財政状況や他の市民サービスへの影響度合いといったバランスにも留意しながら、財源不足額の一部を一般会計から負担することとしたものであります。

○丸野達夫委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 私がここで言いたいのは、後ほどいろいろ聞いた上で、質疑をした上で最後に自分の考え方というのは述べたいと思います。今、財務部長から総務省の繰り出し基準、そして厚生労働省の予算編成通知の内容を超えて一般会計から国民健康保険事業特別会計に繰り出すことは、公平性——この場合の公平性というのは、私がさっき言ったように、青森市民のうち3割がこの国保加入者、ほかの7割は違う健康保険ということがあるので、公平性を欠くからあってはならない。

しかしということで、今そういうバランスも考慮しながら一般財源を一般会計から半分繰り入れをしたいんだということがありましたけれども、このところはさまざまなことを検討したけれども今回についても2分の1を出す。確認ですけど、そういうことでいいですか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。財務部長。

○仁藤司史財務部長 お答えいたします。

基本的には先ほど御答弁申し上げましたように、財源不足につきましては全て保険加入者に求めるということで、税率引き上げで行うというのが原則になります。

ただ今回の場合、先ほど御答弁申し上げましたように、全額税に負担を求めるといことになりますと、市民生活への影響というものが大きくなりますので、そういった点も考慮しながらほかのサービスへの影響ですとか、財政状況というのも考慮しながら一般財源から財源不足分を繰り入れするということを考えたものであります。

あわせて、もちろん保険税負担抑制のために、医療費抑制のための取り組みというものも別途、市の方では取り組んでいくことにしておりますが、とりあえずの財源不足に関しましては、一般財源を投入することで負担を抑えつつ、不足を解消するということを判断したものであります。

○丸野達夫委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 それでは、過去の税率改定において一般会計から特別会計に繰り入れた実績について示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。健康福祉部長。

○能代谷潤治健康福祉部長 繰入金の実績につきましての御質疑にお答えさせていただきます。

過去の税率改定時におきまして、国民健康保険事業特別会計に一般会計から繰り入れた実績といたしましては、昭和62年度に3億円、平成元年度に1億円、平成2年度に2億円、それと前回、平成25年度の税率改定時に、平成25年度におきまして約8億9000万円、平成26年度におきましては約3億4000万円を繰り入れしているところでありま。

なお、今回の税率改定案におきましては、平成28年度、平成29年度それぞれ約1億7000万円ということで、2カ年で3億4000万円を繰り入れする予定としているところでありま。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 今、過去における繰入額を聞きましたけれども、これまで国民健康保険税の税率の改定は14回あります。そのうち5回が繰り入れと。前回の部分は2カ年でということがあるので、14回のうち4回が一般会計からの繰り入れです。

それで、その間に制度も、例えば介護納付金の関係だとか、それから後期高齢者の関係だとかが途中で入ってきているので、制度としてはちょっと複雑にはなっていますけれども、そのことも含めて改定されているんですけど、昭和62年は累積赤字が14億円です。そして一般会計からの繰り入れは3億円で約2割ですよ。それから平成2年度については累積赤字が8億2000万円で、2億円を一般会計から繰り入れている。これは約25%です。

昭和62年に約2割、平成2年度は約4分の1の繰り入れです。まさにこれは、どうしようもないので、一般会計から繰り入れなければならないという考えのもとに、約2割あるいは約25%という繰り入れをしていると思うんです。これはまさに、基準額の繰り出しを安易に行うべきものではないということから来ていると思うんです。このことについてどう考えますか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。健康福祉部長。

○能代谷潤治健康福祉部長 基準外繰り出しの考え方に関する再度の御質疑でありました。

竹山委員御案内のとおり、これまでにおきましても財源不足の解消と、被保険者の負担増抑制のためということで、やむを得ないと判断した場合のみ臨時的に基準外繰り出しをしてきたものと考えております。

国保の制度そのものが、一定の公費と加入者の国保税で賄うという給付と負担の原則がありますし、繰り出しについては国保以外の医療保険に加入されている方との公平性を欠く、あるいは他の市民サービスに影響することにつながるために安易に行うべきでないという原則に立った考え方によるものと考えております。

○丸野達夫委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 そうですよ。やむを得ない、あるいはどうしても負担を求めるときに、大変だというときに、やむを得ずですよ。

そこで、ちょっとお伺いします。

前回、平成25年度の税率改定時の前提条件というのか、やむを得ないということで、一般会計からの繰入金で、平成25年度と平成26年度の2年間で予定していた金額——まあ、細かい数字は言いません。平成25年度に9億円、平成26年度に9億円、議決に基づいてこれを繰り入れておけば、今回のような事態にはならなかったと思うんですけども、それをそのままやれば、今回こういう事態にならないですよ。そのことについて示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。財務部長。

○仁藤司史財務部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

前回、平成 25 年度に国民健康保険税率の改定を行った際の目的といたしまして、まず、竹山委員も御紹介のとおり、平成 25・26 年度の 2 カ年で財源不足を解消するという、また、その改定に当たっては、被保険者の負担増を抑制するという、その 2 つの目的がありました。

まず、被保険者の負担増抑制という目的につきましては、一般会計からの基準外繰り出しを行うことによりまして、本来であれば 26.76%の引き上げが必要だったところを、10.86%まで抑制をいたしまして、負担増抑制という目的は達成をしたところではあります。

また、もう 1 つの目的であります平成 25・26 年度の 2 年間で財源不足を解消するということにつきましては、当初、2 カ年で約 18 億円——今、9 億円、9 億円というお話がありましたが、2 カ年で約 18 億円の基準外繰り出しを行うことによりまして、財源不足を解消すると。18 億円の基準外繰り出しをしなければ解消できないと見込まれていたところではありますが、その後の収支改善によりまして、結果、約 12 億 3000 万円で収支均衡が図られるということになり、目的を達成することになることから、この額の繰り出しとしたところではあります。これは、竹山委員御紹介のとおり、本来、基準外繰り出しは、他の医療保険に加入されている方との公平性を欠くということと同時に、先ほど申し上げましたとおり、他の市民サービスに影響を及ぼすことにもつながりますことから、安易に行うべきではないという考え方、その中で、やむを得ず基準外繰り出しをするという経緯を踏まえまして、必要最低限の額とすべきだと判断したものです。

したがって、先ほどの 2 点の目的、2 カ年での財源不足の解消、また、その際の負担増抑制という目的について、必要以上の基準外繰り出しをすることによって、国保特別会計に当初の目的と異なるお金が留保されて、結果、その異なる目的に使用することとなるというのは、適切ではないという考え方から、必要最低限の額であります 12 億 3000 万円の繰り入れをしたというものです。

○丸野達夫委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 やっぱ、考え方の違いなんじゃないかな。10.86%になったというのは、これは結果論なんです。そして、平成 26 年度も、当初見込んだ額を入れなくてもよいというのか、当初、9 億円入れる予定であったものが——これも結果論ですよ。たまたまインフルエンザがはやらなかった、医療費がたまたま抑制された。それで結局、見通しを示して、それでやむなしということで、一般財源から繰り入れを認めましょうということでやったのに、単年度の決算を見たら、当初予定していた赤字幅よりもその幅が少なくなったから、9 億円入れればいいものを 3 億円しか入れなかったんじゃないかな。それで、また今回出てきている。

財務部長の考え方は、もしかすると、その辺は私は違うのかもしれないけれども、この種のものというのは、安心感なんだよ。運用の安定なんだよ。そう自分は思う

わけ。たまたま単年度で、赤字になります、黒字になります、それをやってたら、基金だって何も必要ないじゃないですか。

それから、まあ 10.86%になったというのは結果論ですけども、本来はこの2倍ですよ。2倍以上ですよ。半分ぶち込めばいいものを、半分以上一般財源からぶち込むって前回やってるわけだから。それで結果として、前は加入者に求める引き上げは10.86%に落ち着いたっていうことですよ。そこは間違いないですか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。財務部長。

○仁藤司史財務部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

竹山委員御紹介のとおり、見通しを示して、2年間で財源が不足する分を一般財源から投入するというので、やむなしということで御了解いただいたところですけども、その10.86%が結果論であるという、18億円が先で、10.86%が結果だという御指摘ですけども、ちょっともう一度経緯を整理してお話しさせていただきますと、平成25年度の税率改定の際には、まず、先ほど竹山委員からもお話がありました、平成25年第1回定例会の際に、全額税に負担を求めるとなると26.76%の引き上げになることから、国保の財源不足分の2分の1を一般会計から基準外繰り出しをするということで、17.41%の引き上げ率で御提案をさせていただきました。

しかしながら、議員の皆様からも、引き上げ率が大き過ぎると。10%以下になるような再考を求めるといような御意見がありまして、その結果否決とされたことから、これを受けて平成25年第2回定例会では、その後の収支見通しで、国保の財源不足額が前回よりも、第1回定例会の提案時よりも減少してはいましたものの、おおむね引き上げ率が10%程度となるように、結果として国保の財源不足額の6割強の一般会計からの基準外繰り出しをすることとして、御議決をいただいたものです。

したがって、一般会計の繰り入れ18億円が先か、あるいは国保税率等の引き上げ率10.86%が先かということにつきましては、平成25年第1回定例会での否決の理由、皆様の御意見を踏まえまして、政策的におおむね10%の引き上げの率にするということで、一般会計からの繰入額を決めたという経緯です。

○丸野達夫委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 ここまでは前回の部分ですけど、さっき財務部長の答弁で必要以上の基準外繰り出しによって、国保特別会計に当初目的と異なるお金が留保される云々の話がありましたけれども、目的と異なる使い方というのは特別会計でできるのか。例えば、何か例としてあれば教えてください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。財務部長。

○仁藤司史財務部長 お答えいたします。

先ほど目的外、目的と異なる使用ということでお話しさせていただいたのは、先ほど御答弁いたしましたとおり、前回平成25年度に税率等の改定を行った際の

目的は、被保険者の負担増の抑制と、平成 25 年度・平成 26 年度の 2 年間で財源不足を解消するという目的で一般会計からの繰り出しを行ったということであります。

したがって、平成 25 年度・平成 26 年度の 2 年間で財源不足を解消するという目的に対して、それに必要な額を超えて基準外繰り出しをするということは、平成 27 年度以降に繰り出し分が使用されるということになりますので、それは当初の平成 25 年度・平成 26 年度の 2 カ年での財源不足を解消するために一般会計から繰り入れをするという目的を超えた使い方になるということであります。

○丸野達夫委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 わかりました。そういう意味の目的と異なるということなんですね。要は、あのときは 2 つの目的があったので、その 2 つの目的を達成するために使うんだと。それで、極力抑制することと、赤字額が縮小すればその分をもって出しますという、そういう目的という意味ね。何かちょっとかみ合わないんだけどさ。

ここで確認ですけど、基金の目的をちょっと教えてください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。健康福祉部長。

○能代谷潤治健康福祉部長 基金の目的とその内容ということでの御質疑にお答えさせていただきます。

青森市国民健康保険事業財政調整基金であります。これは条例に基づき設置しているものでありまして、目的といたしましては、国民健康保険事業特別会計の財政の健全な運営に資するため設置しているものであります。

管理の内容といたしましては、積み立てについては、基金として積み立てる額は、国民健康保険事業特別会計の各会計年度において生じた剰余金の 2 分の 1 を下らない額を積み立てる。基金の処分については、保険給付等の増加に対応する財源に相当の不足を生ずる場合において当該不足額を埋めるための財源に充てるとき、また年度末において歳入欠陥が生ずるおそれがあるとき、やむを得ず当該不足を埋めるための財源に充てるときに、その基金の全部または一部を処分することができるものとされているものであります。

○丸野達夫委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 健全な運営のために、剰余金の 2 分の 1 以上ということですね。それから、不足が生じるときの保険ですよ。そういうことなるべくないように安定的に運営・運用するために――運営のためということだと思います。

今回、税率の改定では、税率等の設定で、医療分は引き上げ、後期分と介護分は引き下げということになっていますけれども、ちょっと全体のバランスを見ると、世帯収入を含めて所得が低いところについては、マイナス。それで、一定程度の収入がある世帯においては増額ということで、試算した表全体を見ると、両極端な引き上げ、引き下げっていうことになっているんだけど、全体として、バランスよく調整することは可能なんですか。もっと言うと、引き下げるほうは現状のままで、引き上げを圧縮できないか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。健康福祉部長。

○能代谷潤治健康福祉部長 税率の設定についての再度の御質疑にお答えさせていただきます。

竹山委員御紹介のように、国民健康保険税は、医療給付分、それと後期高齢者支援金分、介護給付金分の3つの区分での合計額で算定させていただいております。そして、このたびの税率等の改定案の試算に当たりましては、平成29年度までの国民健康保険事業全体の収支均衡を図ることを前提といたしまして、保険税需要額を算出した上で見込まれます被保険者数とか収納率などを勘案し、設定したものであります。

3つの区分のうち医療給付分につきましては、医療費の増とか、あるいは国からの補助金等の削減による保険税需要額の増加を見込んで、引き上げの改定とさせていただきます。

一方で、後期高齢者支援金分及び介護給付金分につきましては、平成28年10月に予定されております短時間労働者への被用者保険適用拡大、これらの国の制度改正に伴って社会保険診療報酬支払基金というところから、本市の国保分に求められる額が減少することなどから引き上げの改定をさせていただいたところであり、平均1人当たり4.6%の引き上げとなったものの、結果として、中・低所得世帯層においては世帯の年齢構成等によって前年度の税額から減額となる者もいるところとなったところであります。

税率の算出に当たりましては、この医療給付分、それと後期高齢者支援金分、それと介護給付金分、それぞれにつきまして地方税法の規定に基づきまして、応能割ですとか、応益割からなる一定のルールのもと算出する必要がありますことから、竹山委員おっしゃったような引き上げとなるとを据え置きとして、引き上げとなるとの引き下げ幅を抑えるといった、それら税率の相互の調整ということは、制度上できないものであります。

○丸野達夫委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 制度上のルールに基づいて算出しているので、制度上はこれを変えることはできないという話がありました。

ルールがそうなっているということで、青森市だけ変えろというわけにはなかなかいかないので、その点は後ほど最後に私の考えも述べますけれども、あと時間なくなりましたので1点だけ。

先日新聞報道で、消費税増税の再延期で国保財政の支援圧縮を政府が検討しているという記事がありましたけれども、加入者の負担がふえるのではないかという記事でありました。これについて、消費税の再延期についてこの辺の影響はあるのかお示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。健康福祉部長。

○能代谷潤治健康福祉部長 消費税増税の再延期に伴います影響についての御質

疑にお答えさせていただきます。

新聞報道等によりますと、政府内で消費税増税再延期によりまして、消費税増税分を原資とする国民健康保険への財政支援の額を据え置くとか、あるいはその支援額を小幅に抑えるとかという検討をされているようですが、現時点におきまして私どものほうに国及び県から全く情報提供がない状況にあります。

そういうことから、再延期に伴います影響ということについては、ちょっと明言することができませんので御理解いただきたいと思います。

○丸野達夫委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 わかりました。現時点では、何も——まあそうですね、国でもまだ全然その辺固まっているわけではないので。

ただ、社会保障と税の改革ってことを考えれば、それが一定程度延期をされるということは、多分社会保障に見ていた、考えていたお金っていうのが捻出できればいいんですけども、それが捻出できなければ必ず影響が出てくると思います。ただ、これは断定的に言うことはできませんので、少し、今後も国の動向っていうのは、きちっと見ていかなければいけないなと思います。

最後に、何度も言いました国民健康保険事業。原則はきちっとルールとして守っていかなければいけないということ。

そして、国保加入者以外の7割の方に私はこれ聞かれるんですよ。私たちも大変な目にあっているんですよという声を聞くんですよ。2割アップだとか、25%アップだとかっていうものが、ほかの保険加入者はやっているんです。だから、安易にその人たちが納めている一般会計の中から、安易に足りないから2分の1出しますって。私たちも説明しないといけないんですよ。

そうすると、そういう人たちは、おまえたちそう言うけれども、自分だって別なところで、言葉悪いけれども、いっぱい取られていると。これは強制ですからね。だから、その辺の部分での説明のつくような公平・公正っていうことは、しっかりしないとだめなんですよ。

前は36億円、これはもう大変なことなのでっていうことで、経過があって仕方ないなと税率10.86%にしたんですよ。そこで、9億円、9億円とやっておけば、今回の約6億8000万円の財源不足が出てこないじゃないですか。だから私は、見解の違いと言われればそうかもしれませんけれども、何よりもこの種のものっていうのは、安定的に運用・運営するってことが求められるんじゃないのということで、今回この質問にしました。

誰から聞かれても、こういうことで青森市は今回の改定を考えましたと説明できるようにです。足りなくなったから、その2分の1を一般財源から出すって、それでは私は説明できませんよ。

終わります。

○丸野達夫委員長 ただいま、健康福祉部長から発言の申し出がありましたので、

これを許可いたします。健康福祉部長。

○能代谷潤治健康福祉部長 済みません。先ほど竹山委員の税率の設定の御答弁の中で、後期高齢者の分あるいは介護分につきまして税率等の引き上げと申しあげましたが、正しくは引き下げ、マイナスの改定ですので、謹んでおわびし訂正させていただきます。

○丸野達夫委員長 次に、渡部伸広委員。

○渡部伸広委員 公明党の渡部でございます。

議案別冊第8款土木費に関連して、側溝の泥上げについてお伺いします。

近年、高齢者、空き家等が多くなっており、今後、側溝の泥上げが実施できない地域が増加すると思われませんが、市ではどう対応していくのか考えをお示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 渡部委員の側溝の泥上げについてのお尋ねにお答えいたします。

市では、春と秋の年2回、市民の皆様にご協力いただき、側溝の泥上げを実施しているところであります。実施に当たりましては、町会を通じて土のう袋の配付を行い、地域ごとに回収時期を決め、泥上げ作業後の土のう袋の回収をしているところであります。また、市では、作業の軽減を図るため、町会及び個人へ側溝のふた上げ機の貸し出しを行うとともに、側溝の中でも大型のものや道路を横断する暗渠部など、市民による泥上げが困難な箇所につきましては、清掃業者への委託や直営作業による清掃を実施しているところであります。

委員御指摘のとおり、一部の町会からは、地域の高齢化が進み、泥上げの実施が今後困難になってくるとの声もいただいているところであります。

今後については、引き続き町会及び個人への側溝のふた上げ機の貸し出しなどを行うとともに、町会の状況や意見などの聞き取りを行い、現状を把握し、対応を検討してまいりたいと考えております。

○丸野達夫委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 ふた上げ機も大事なんですけども、それ以前に、泥上げができないという方がふえているということなんです。今の御答弁で、町会との聞き取りというお話がありましたけれども、その聞き取りはいつ行う予定なのかお示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 再度のお尋ねにお答えいたします。

どのタイミングで聞き取りを行うのかということですが、本年9月ころに、本年2回目の汚土の収集のための町会への土のう袋の配付についてお知らせをすることとしております。その際に、アンケート調査または聞き取りということで進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 それは、全町会ということよろしいですか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 現在のところ、全町会を対象にということ考えております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 これは、実際に相談があって今回質問しているわけですが、側溝を掃除しなくてはならないという気持ちはあっても、どうしても高齢になってきて、体のあちこちに支障が出てきてできないという方がふえてきている。それで、たまりにたまって悪臭を放ってしまうというケースが意外とあります。そして、これは日本独自ですが、町会という自治組織があって、ボランティア的な対応でやっているところもあるかなと思いますけれども、ただ、その町会も高齢化が進んできているので、どれだけ、いつまで対応できるのか、これからなかなか難しくなっていくんだろうなと思います。また、町会が側溝の掃除をするという法的な強制力もないということで、確認だけしておきます。原則として、本来は行政がこの側溝も維持管理をする、しなければいけないという認識で正しいですか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 再度のお尋ねにお答えいたします。

青森市が所有する道路、それに附属する側溝の泥上げにつきましては、本来、道路管理者であります青森市が行うべきというように考えております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 本来は市が、行政が維持管理をしなければならないということです。まあ、この後は質問しませんが、高齢者の地域での取り組みはさまざまな自治体でもやっております。本市でも、今年度健康福祉部で取り組んでいる地域福祉計画の事業が関連してくるかなと思います。地域福祉サポーター登録制度の取り組みはこれから始まるという――どのように機能していくのかまだ未知数でありますけれども、でも、今後はここに期待していかなくてはいけないのかなと思いますので、これについては、この部分を注目していきたいと思います。

この件は、以上で終わります。

次に、第2款総務費、第1項総務管理費、第4目企画費に関連して、移住・定住促進についてお伺いいたします。

3つまとめて伺います。

その1は、青森市移住相談・情報発信事業の内容をお示してください。

その2、移住・定住促進就職支援事業の内容をお示してください。

その3、オフィス移転等促進事業の内容についてお示しください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。市民政策部長。

○福井正樹市民政策部長 青森市移住相談・情報発信事業の内容についてお答えいたします。

この事業は、首都圏で開催される移住セミナー及び移住相談会、地域イベントにおいて相談、情報発信を行うものであります。

まず、移住セミナー及び移住相談会につきましては、移住希望者に対して直接情報発信を行い、対面による相談を実施することが効果的でありますことから、地域おこし協力隊員と職員が首都圏での移住セミナー及び移住相談会に参加するものであり、年6回の参加を予定しております。

地域イベントにつきましては、本市とねぶたを通じて交流のある世田谷区桜新町商店街で開催されるイベントにおいて、地域おこし協力隊員がイベント来訪者に対し、広く本市の魅力や移住に関する情報を発信することを予定しており、これらの取り組みに係る所要の経費を補正予算案に計上しているところです。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 渡部委員の移住・定住促進就職支援事業とオフィス移転等促進事業の2つに順次お答えいたします。

初めに、移住・定住促進就職支援事業につきましては、少子・高齢化に伴います人口減少、地方経済の縮小克服に向け、転出抑制、転入促進の両面からのアプローチによる雇用対策に取り組むものです。

具体的な事業内容といたしましては、1つに、市内在住の若年者及び女性求職者を対象に、基礎研修と正規雇用の就職を前提とした企業での実務研修の実施、2つに、Uターン転職者を対象に、首都圏で開催される移住イベントでの地元企業を紹介する就職あっせん相談の実施、3つに、高校生・大学生を対象に、地元企業の魅力等を掲載した就職ガイドブックの作成、4つに、働き方改革など企業の職場環境の改善等を促すためのリーフレットの作成、5つに、おおむね就職3年目の社員を対象に、離職防止に向けたモチベーションの再向上を図る研修の実施となっております。それに要する経費につきまして補正予算を提案し、御審議いただいているところです。

次に、オフィス移転等促進事業につきましては、国が進めております東京への過度な人口集中の是正に向けた企業の地方拠点強化の取り組みと連携し、本社機能の移転・拡充を行う企業の誘致に取り組むものです。

具体的な事業内容といたしましては、首都圏等から本市への本社機能の移転・拡充のニーズを把握する企業動向調査や、本市の立地環境をPRする企業立地促進パンフレットの作成、職員の企業訪問となっております。それに要する経費につきまして補正予算を提案し、御審議いただいているところです。

また、あわせて、本市への本社機能の移転・拡充を行う企業への優遇措置として、

青森市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について、本定例会において御審議いただいているほか、これらの取り組みの効果を高めるために、土地の取得、貸しオフィスの賃借、雇用の促進に係る各助成金の拡充を検討しているところです。

○丸野達夫委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 ありがとうございます。

ただいま、移住・定住促進について3つの事業の内容を示していただいたわけですが、それらの事業の根幹となる市の考え方をお示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。市民政策部長。

○福井正樹市民政策部長 再質問にお答えいたします。

先ほど御答弁いたしましたこれらの事業につきましては、総合戦略において移住・定住施策の考え方を示しておりますので、そちらの考え方についてお答えさせていただきます。

青森市総合戦略におきましては、社会減対策が自然減対策に比べ地方の創意工夫による改善余地が大きいことや、即効性があることなどから、市として積極的に取り組むこととしておりますが、この社会減対策の中でも移住・定住施策が大きな柱となっており、市内在住者が住み続けたい町として、また、市外からの移住希望者に第2のふるさととして本市を選択してもらうため、人を引きつける魅力あるまちづくりを進めることを基本に、移住・定住のため最も大事な仕事づくりのほか、転入促進のための安心して移住できる環境づくりと、転出抑制としてのふるさと青森市への誇りと愛着を持つ人材の育成を基本目標に掲げ、あわせて、22の施策に基づき取り組みを進めることとしております。

○丸野達夫委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 ありがとうございます。

今、3つのキーワードがあったかと思えます。転入促進、転出抑制、仕事づくりという部分で、ちょっと確認をしていきたいと思えます。

まず、転出抑制という部分でありますけれども、昨年度、国の緊急雇用創出事業での事業があったと思えます。この際の募集期間は、どれくらいあったんでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 お答えいたします。

昨年度の緊急雇用関係の募集期間ですが、おおむね1カ月程度です。

○丸野達夫委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 その1カ月で、予定していた定員は埋まりましたか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 済みません、今、手元に資料がありませんけれども、全部埋まってはおりませんが、ある程度はそれで埋まったと記憶しております。

○丸野達夫委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 実は、昨年この制度を利用したある事業者の方とちょっと話をする機会がありまして、ちょうど募集期間が切れた直後に、やりたいという方が見えた。でも、期間が過ぎたのでお断りしたというようなお話がありました。定員も1カ月で埋まっていないのあれば、もうちょっと長く、2カ月とか3カ月とか長いスパンで募集をして、定員だけは決めておいて、定員になり次第終了ですというようにしたほうがいいのではないかと考えますけれども、どうでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 お答えいたします。

どうしても、事業の場合は年度で完了する必要がありますので、そのスケジュール的な見合いもありますが、渡部委員からのせっかくの御提言ですので、1カ月と言わず、できる限り長くとっていきたいと思います。

○丸野達夫委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 ありがとうございます。

青森で働いていただくということに一番の意義があると思いますので、それはぜひ検討していただきたいと思います。

次に、転入促進についてお伺いします。

2016年3月までの青森暮らしサポートセンターにおける活動報告を見させていただきましたけれども、相談延べ件数254件のうち移住決定数が14組26人、つまり、単純に言うと、相談が10件あると1人移住してくるというような計算になるのですが、年代別の相談傾向は、平成26年度と平成27年度を比較すると、顕著なところは、平成26年度は40代が約30%、60代が約6%であったのに対し、平成27年度は40代が約3分の1に近い約12%、逆に60代は2倍の約12%となっています。Iターン・Uターン別で見ると、平成26年度はUターン組が6割を超えていたのに対し、平成27年度では逆にIターン組が6割近い数字となっています。相談内容としては、仕事が約7割を占めています。住まいが5割、交流体験が1割というようになっています。

私なりにこれを分析すると、県外出身者の60代の方が青森移住に興味を持っていて、40代などの若い方は仕事がネックになっているんだと思われます。若い世代の転入促進も大事だと思うのですが、昨年1月に東京ビッグサイトで行われた「移住・交流&地域おこしフェア」での相談内容の中で、きちんと仕事があることやどんな仕事があるのか、またできるのかについて、タイムリーに調べられる体制、システムが構築されればありがたいといった意見がありました。こういうシステムは、非常に大事なかなと思っております。具体的には、ハローワークということになると思うのですが、ハローワークの出先をこの庁内に設置するということ、ワンストップという意味でもありますし、利用者にとって利便性が高いということになるのかなと思うのですが、その件についてお考えをお示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 お答えいたします。

ハローワークの出先を市の庁舎内にというお尋ねでありました。まず、職業あつせんそのものは、ハローワークでなければできない事務ですので、市としてはできないのですが、市民の利便性を考えると、ハローワークが仮に市役所の中にあるとすれば、こちらに来た段階で職を探していけるという利便性があるかと思しますので、すぐに実現するかどうかは別といたしまして、こちらからハローワークのほうにはお話ししてみたいと思います。

○丸野達夫委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 ぜひ、これは考えていただきたいなと思っております。

高齢者の方がリタイアしていらっしゃるのも結構なんですけど、やはり、これからは若い方——仕事という部分が、どんな仕事があるのかということもつくっていかねばいけないという部分があるかと思うんですが、やれることは、あちこち窓口に行かなくてもいいように、市のホームページなり、役所に来ればそういったこともあわせてできるといったようなことは、これからサービスとして大事だと思いますので、ぜひやっていただきたいと思います。

以上を申し上げて、終わります。

○丸野達夫委員長 次に、藤田誠委員。

○藤田誠委員 社民党の藤田でございます。

今般、予算特別委員会に当たり、提案されている補正予算の内容、青森市総合戦略に関連する事業の中身を見ました。長いことこの仕事をしていると——議員じゃないんですが、同じような補正予算の中身だなと。移住・定住、高齢者に青森に来て住んでもらうという事業は、大分昔からあったなと、そういう思いでいます。地方の人口減少を食いとめる秘策は何かないものかと頭を悩ませていますが、3点ほど、まずアスベストのことにに関して質問したいと思います。それから市民病院、庁舎のことについて、順次伺っていきます。

まず、補正予算の中で、アスベスト含有の断熱材の封じ込め工事をやる。そして、これはかつての話ですが、アスベストがあるかないとか、あるはずだがないとかということが、かつては問題になったり議論されたことがありました。それで、いわゆるいろんな記録が残るか残らないのか——今回、アスベスト断熱材を取るといふ工事であればよかったんですが、封じ込めをするということになれば、いつかは解体するとなったときに、果たしてその工事業者にアスベストがあるんだということはどう伝えるのか。この情報をどう伝えるのか、もしあればお知らせください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○石澤幸造教育委員会事務局教育部長 藤田委員のアスベスト含有断熱材封じ込め工事の履歴に関する御質問にお答えいたします。

建築物の解体に当たりまして、アスベストの使用状況につきましては、石綿障害

予防規則第8条におきまして、発注者は、建築物または工作物の解体等の作業を行うときは、当該仕事の請負人に対し、当該仕事に係る建築物、工作物または船舶における石綿等の使用状況等を通知するよう努めなければならないと規定されております。

アスベストの使用状況につきましては、新築時における設計図書や竣工図を施設や管理部局に保管し、解体時にその内容を通知しており、アスベスト含有断熱材封じ込め工事等の改修履歴につきましては、教育委員会で作成・更新している施設台帳等に施工履歴を記載することで、将来にわたりアスベストに関する情報の管理をすることとしております。

このたびのアスベスト含有断熱材封じ込め工事につきましても、同様に施設台帳等に履歴を記載し、残すこととしております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございます。

台帳に残す。それで、市役所の中で台帳が永遠に残るということがあるんだろうかと今ちょっと思って。この台帳は教育委員会の場合はどうなんですか。市役所の場合は、そういうものが5年とか10年で全部捨てられてしまう。教育委員会はこれを——履歴の保管、時期について、再度。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○石澤幸造教育委員会事務局教育部長 再度の御質問にお答えします。

施設台帳等の保存年限といいますか、それにつきましては、その施設、建物が解体されるまで、あるまで残すということになります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございます。ということは、永遠に残るといってすね。解体時に、工事の設計をする際に、それを記載していく。

あと、要望ですが、現場に、ここにはアスベストがあるよという表示が——多分、煙突の中だと思うので、もし外に断熱材があったとすれば、表示がないと、例えばハンマーでやればぽと飛びますので——かつて梨の木清掃工場で、アスベストを知らない時期に、アスベストがきらきらしていたところを走り回った記憶が多々ありますので、今でも考えるとぞっとします。マスクもしないで、太陽が当たってきらきらしていたところを走り回った記憶があるので。ただ、梨の木清掃工場に勤務した人の中で、中皮腫になっている人まだおりません。肺炎で亡くなった方が1人だけおりますが、あとはありませんので。

次に、市民病院について。院内保育について——失礼しました。選定療養費についてです。大変申しわけありません。

非紹介患者、今回条例案が出されています。一般質問でもありましたけれども、

非紹介患者初診料及び再診加算料は、緊急その他やむを得ない事情がある場合に加えて、正当な理由がある場合には納付を求めないとしていますが、その納付を求めない基準について教えてください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○安保明彦市民病院事務局長 非紹介患者初診料及び再診加算料の納付を求めない場合の基準についての御質問にお答えいたします。

非紹介患者初診料及び再診加算料につきましては、緊急その他やむを得ない場合に加えて、正当な理由がある場合には、各病院の判断で納付を求めないことができるとされております。

市民病院におきましては、1つには、時間内、時間外において救急搬送または自力で救急外来に来院し即時入院した場合、2つには、災害による救急搬送の場合、3つには、交通事故による救急搬送の場合、4つには、救急搬送後に高次医療機関へ転送された場合、5つに、救急搬送後に死亡した場合、6つに、労働災害、公務災害の場合、7つに、特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた場合、そして最後になりますが、8つには、市民病院における脳ドック受診の場合、これらの場合には、非紹介患者初診料及び再診加算料の納付を求めないこととしております。

また、生活保護など国の公費負担医療受給者につきましては、国の基準によりまして納付の必要がないものであります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 今、基準を示されました。いろんなケースがあると思います。これまで1500円、それに消費税を加えて選定療養費として徴収していたわけですが、その際——うちでもしょっちゅう行くので、平日に行くことはほとんどなく、緊急で行くことが多くて、しょっちゅう、そのままその日に大丈夫だと帰されて、また次の日に行くことがあるので——この1500円の選定療養費をやったときに、何か混乱とかはなかったでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○安保明彦市民病院事務局長 再度の御質問にお答えいたします。前回導入時の状況といたしますか、混乱はなかったのかとの趣旨の御質問だと思います。

平成23年の7月に非紹介患者初診料を導入した際ですけれども、事前に「広報あおもり」ですとか、あと市ホームページ、さらには院内掲示のポスターによりまして、料金ですとか対象となる場合などについて市民の皆様にお知らせしたことから、その際は特に大きな混乱はなかったものと認識しております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 1500円だと、もしかすると気づかないで、土日に行くと次の日の精

算ですので、見ないでいた方もいるんじゃないかなと思うんですよ。それで今回、今度は5000円になる。これは、大概の人は気がつきますよね。1500円ぐらいだと、深夜加算とかいろいろなことがあるので。そういう意味では、来た患者さんに、事前に今度は5000円かかるんだよと広報でお知らせしても、大抵、なかなか通知が行き届かない。さあ、自分の車で来た、救急車で来た、診たら大したことない、はい5000円——これは多分、今回は大変なことになるかと思います。そういう意味で、事前に、前の1500円の時もだけれども、事前にお知らせはしていないんでしょうか。これからするんでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○安保明彦市民病院事務局長 再度の御質問にお答えいたします。事前の説明があるのかという質問です。

当初導入した平成23年7月の際におきましては、院内にお知らせのポスターを掲示するとともに、対象となる患者さんが来院した際には、その旨を新患の受付窓口で御説明し、御了解いただいております。今回の新たな料金設定につきましても、本定例会で御議決いただければ、周知期間を設けた上で10月1日から実施するわけですけれども、これまで同様に、対象となる患者さんに対しましては丁寧に御説明申し上げまして、御了解いただくように対応したいと思っております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 平日の窓口では診断書を出す——診断書じゃない、カードをやったり、いわゆる説明をしやすいんですが、問題は夜間ですよ。夜間のときに、ぜひともトラブルないように努めていただきたいなと思います。

基本的に国からの御指導ですので、逆らえばどうなるのかと今質問しようかと思いますが、今回、国の指導に逆らってこの選定療養費を導入しないとなれば、何かお仕置きはあるんでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○安保明彦市民病院事務局長 再度の御質問にお答えいたします。導入しなかった場合のペナルティーということでの御質問だと思います。

このたびの診療報酬改定によりまして、新たな料金の徴収が義務づけられたということです。ですから、何と申しますか、国の基準どおりに導入しなかった場合には、法令遵守という観点から言えばやはり問題が生じてくるのかなと思っています。

また、今回の料金変更につきましては、東北厚生局に届け出しなければなりません。届け出が仮になかったとすれば、当然にして何らかの指導が入ることが想定されますし、医療法でも、やはり医事に関する不正の行為があったときには、都道府県知事は開設の許可の取り消しまたは期間を定めて閉鎖を命ずるといような規定もありますので、そうなりますと、開設の許可の取り消しということも想定されるのではないかなと思っています。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございました。

今回は条例案で、私は、補正予算に料金の設定変更の経費があるのかなと思って想定したら、経費の補正予算がないので、これは経費が生じないんだなと思います。ありがとうございました。基本的には、国に逆らえばお仕置きが怖いので、私はこれはきちっと賛成の立場でいきたいと思います。

次に、庁舎に関してです。

今回、いわゆる多目的機能トイレについての一般質問でありました。私は、平成23年第1回定例会で、議員になりたてのときに、障害者団体から大人用のおむつ交換をするためのベッドの多機能トイレがないということで、ぜひとも新たな施設には多機能トイレの設置をという質問をし、答弁では、市所有施設バリアフリー整備方針において、市所有施設における多機能トイレの設置が整備の項目の一つに位置づけられるという答弁がされました。それで、あれ以降に建てられたところ、人が行くようなところ、浪岡の健康の森花岡プラザ、浪岡中央公民館は、残念なことに子ども用のベッドしか設置されていませんでした。

私は、平成23年に質問したとき、市として公共施設には大人用の大きいベッドがついた多機能トイレが設置されるものだと、それがまさに行き渡っているのだと思ったら、残念なことに——この前、議員とカダる会のあるときに、あれって思ったときがありまして、もう1回確認しましたら、残念なことに子ども用しかないという。まあ、大変広さをとりますので、終わってしまったことを今さら言いませんが、今度の庁舎建設に当たって、大人用のベッドの設置をする考えがあるのかないかを含めて、お答えください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 新庁舎についての、大人のおむつ交換などに対応したベッドについて設置するのかという御質問にお答えいたします。

新庁舎のトイレにつきましては、基本設計時点では、1つに、車椅子対応便器を設置すること、2つに、オストメイトへ対応すること、3つに、ベビーシートを設置することなど、機能が充実した多機能な多目的トイレを1階から3階のいわゆる低層階に設置しまして、4階から10階にも、車椅子の方が優先的に使用することを前提としたトイレを設置することで計画していたところであります。

また、現在進めております実施設計では、基本設計での計画を踏襲しますとともに、9階及び10階は市民に開放することも想定しておりますことから、この階のトイレについては、車椅子の方への対応のみならず、低層階に設置する多機能な多目的トイレと同程度の機能にできないか、検討しているところであります。

市といたしましては、基本計画におきまして、「ユニバーサルデザインに配慮した、来庁者にやさしい庁舎」を目標として掲げておりますことから、多機能な多目的ト

イレの1つの機能として、大人の方のおむつ交換などにも対応したユニバーサルシートについても、必要な階に設置する方向で検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ようやく4年来の課題が1つ解決しそうですね。非常に残念で、いわゆる横の連絡ができていないのかなという思いがしておりますが、今、多くの方が外へ出るために、電動でも、大人の大きい車椅子があります。座った状態でおむつを交換できれば問題ないんですけれども、どうしても横でないといけない方がいっぱいいます。そういう方が外へ出やすいように、今後は、公共施設にはぜひとも設置していただくことをお願いしておきたいと思えます。

さて、駐車場の件に行きます。

私は、一般質問でも言いました。今、いろいろと議員の意見を聞いている。山脇議員は、ほぼ立体駐車場に賛成だということです。私は、9億円をかけてやる必要が今、現時点であるのかという、ほぼ0.001%の部類に入るかと思えますが、皆さんは立体駐車場があればいいと。私もあればいいんですが、今、9億円をかけてもという思いがしています。そして、アウガと庁舎は別に考えろという意見もありますが、私は、今回基本設計をしているこの庁舎と駐車場は切り離して、庁舎は庁舎、駐車場は駐車場で——今、基本設計が駐車場をつくる設計でそのまま進んでいますので、一般質問では、設計変更の費用はということで聞きましたけれども、このままやっておいてしばらくはいいのでないかという思いはしております。そういう意味で、やはり庁舎と駐車場は切り離して今後ともやるべきではないかと思うんですが、そういう考えはないですか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 新庁舎における庁舎と駐車場の検討についてのお尋ねにお答えいたします。

新庁舎の整備に係る設計業務の内容といたしましては、1つには、青森市役所新庁舎A棟建設工事基本設計及び実施設計業務、2つに、現庁舎——第1庁舎、第2庁舎、急病センター棟ですけれども、現庁舎の解体工事設計業務、3つに、駐車場棟建設工事基本設計・実施設計業務、4つに、新庁舎を建設するために必要となる支障物の移設や撤去に係る工事の設計業務、これら4つを内容として、現在、委託契約に基づいて、設計事業者とともに、本年10月末の完了を目指して実施設計作業を進めているところであります。

設計完了後の建設工事のスケジュールですけれども、新庁舎は平成29年度に着工、現庁舎等の解体は平成31年度に着工し、駐車場につきましては、この解体工事完了後の平成32年度に着工を予定しているところです。

また、新庁舎整備に係る財源として合併特例債の活用を予定しておりますが、そ

の対象としては、新庁舎の建設工事としております。

したがいまして、駐車場につきましては、合併特例債適用の対象外の工事でありますことや、今後のスケジュールなどを踏まえますと、新庁舎とは切り離して検討することも可能であるものと認識しております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 可能であると。そして、スケジュールをいただきました。このスケジュールを見ると、平成 31 年にできる、それから解体に入る。その解体が始まって、解体が終わって、さあ立体駐車場を建てるとすれば、解体が終わって全部整理が終わって、いろいろやって、さっきあったいろんなその他の工事をやって建て始める。そうすれば、立体駐車場か平面駐車場か、どっちがいいか。金がかからなければ立体駐車場がいいんだけど、私は、アウガとか庁舎とか、それ以上にいろんな施策がいっぱいありますので、議会はアウガと庁舎と青森駅前周辺のための議会ではないので——舛添知事が答弁するみたいに、まるっきり議会の趣旨が軽んじられているのを見れば、そこは、今後立体駐車場にするか平面駐車場にするか検討すればいいんじゃないかと私は思います。そういう意味では、解体が始まる時期、それから前くくりでやるとすれば、立体駐車場がいいのか平面駐車場がいいのかを決めるのはいつが限度か、お知らせください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。駐車場の方向性について結論をいつまでに出さなければならないかという、時期についてのお尋ねです。

駐車場整備に着工予定の平成 32 年度までに立体駐車場から平面駐車場に変更すると仮定した場合には、平成 31 年度中には設計作業を完了させて、平面駐車場の工事に係る予算案について議会の御議決をいただく必要があります。

一方、立体駐車場を整備すると仮定した場合ですが、これも同じく、平成 32 年度の着工までの間に——ことし 10 月に設計図案としては完了するんですけども、平成 32 年度の着工までの間に関係法令等が改正となる可能性もありますことから、法改正等があった場合には、平成 31 年度中に設計の見直し作業を完了させて、立体駐車場の工事に係る予算案について、これも同じく議会の御議決をいただく必要があります。

したがいまして、これらのことを考慮すれば、平成 31 年度の当初予算編成までには、駐車場の方向性を決定しなければならないものというように認識しております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 平成 31 年度の当初予算ということは、最終的には、その前の年度の第 1 回定例会、当初予算までに決めればいいということですよ。そういう意味では、今、実施設計が終わったからといって、庁舎と切り離してやっていただきました

い。そうすれば、いわゆる次の皆さんが——立体駐車場に何億円もかけてやるより、私はもっと大事なことがあるのではないかと。西部市民センターはプールがついていい、でも東部市民センターは大分古い。東西の市民センターの、いわゆるいざというときの避難場所の確保やら拠点を整備するほうが最も大事だなど。立体駐車場で、一時期混むときのための駐車場より、そちらのほうがとてもいいなというように思っていますので、ぜひそういう方向で検討していただきたいと思います。

最後に、アウガについてちょっと意見だけ述べます。

私は、壇上でも言いましたけれども、早く次の一步を進んでいただきたい。早く手を打たなければ、今の収支状況から見れば、時が過ぎるたびに、後で市が補填をしなければならぬ、市が最終的に出さなければならぬお金がふえる。そういう意味では、方法論はいっぱいあるようだけれども、例えば特別清算であれば、公金を出さないと言ったけれども、特別清算に必要な金については、私は認めていこうと思っています。ただ、今問題になっているお金の流用については、いろいろ問題がありますので、それもそちらに使うということがいいのか悪いのか、早急な結論を出していただいて、議論のテーブルにのせていただくことをお願いして終わります。

ありがとうございました。

○丸野達夫委員長 次に、橋本尚美委員。

○橋本尚美委員 無所属、橋本尚美です。

持ち時間が17分ですので、早口で述べさせていただきます。よろしく願いいたします。

すばらしいと評判が市外にも及んでいる桜川地区の桜並木の件です。

ことしもお花見の時期は大変見事な花で、大勢の人が訪れ、写真を撮ったり散歩したりし、恒例の桜まつりも大盛況でした。地元のみならず年々口コミで広がって外部からの集客数もふえております。また一方で、老朽化によって衰弱したり、病気も目立ち、害虫被害等で手厚い保護が求められる桜です。放置しておけば、老衰は進行します。樹木医の専門的知見が必要と考えて、質問します。

桜川地区の桜並木について、樹木医との連携が樹木の延命、健康回復につながり、全体的な維持管理のコストダウンにつながると考えるが、市の今後の方針をお示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 橋本委員の桜川地区の桜並木の管理についてのお尋ねにお答えいたします。

桜川地区の桜並木は、昭和40年代の桜川団地造成の際、周辺住民がみずから植栽したもので、現在、団地内を南北に走る桜川団地大通り線及び東西に走る奥野・八重田線沿いに合わせて227本の桜が植栽されております。

桜の維持管理としては、職員によるパトロールを実施し、枯れ枝の除去、病気や

キノコなどにより腐食が進んだ枝の剪定を行っているほか、アメリカシロヒトリが大規模に発生する前に防除のための薬剤散布を行うなど、適切な管理に努めているところでもあります。

しかしながら、植樹から約 50 年を経過し老化が進んでいる樹木も見受けられることから、必要に応じて樹木医による樹木診断を実施し、樹木医の御意見も参考にしながら、安全の確保が疑われる樹木については、やむを得ず伐採を行うなど管理を行ってきたところでもあります。

今後、樹勢の衰退により伐採する樹木がふえていくことが予想されますことから、当面の間は細やかな経過観察や樹木医の御意見などを参考にするなど、生育状況などの樹木点検を行いながら適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 御答弁ありがとうございました。

やはり樹木も人間と同じで、病気に関しましては早期発見、早期治療が大事だと言われております。必要に応じて樹木医と連携をしてお聞きしました。診断と必要な治療の可否、この判断をしっかりとすることが大事かと思っておりますので、さらに一層の連携強化を求めて、この質問に関しましては終わります。ありがとうございました。

続きまして、新庁舎整備についてです。新庁舎整備についての次には、青森駅周辺整備の駅舎のことに関しましても同様の質問をしますが、これは本市にとって、チャンスが到来したと捉えております。

一般質問のときの要望でも述べましたが、現在青森市内、また県内の森林の状況を見ますと、余りある潤沢な杉材、戦後植樹された杉がちょうど伐期を迎えて、ふんだんにあります。その杉を利活用することによって、今計画が進んでおります庁舎や、その他の公共施設に関しまして、杉を見るなら青森市、そしてコンクリートから木材への転換期を知らしめる空間をつくり、新しい価値を生み出していきたい。市外、県外から青森市はすごいと言われるような、後世に森林王国の名をはせることができるようなプロジェクトとして取り組んでいただきたいという、その強い思いで言わせていただきます。

さまざまな規制等あるとは思いますが、市の思い1つかと思います。

そこで、県内、そして全国的に地場産の木材の活用が盛んになってきております。本市も杉の利活用で需要を生み出し、林業の復興、地場産業の振興、森林の整備、全ての問題解決につながる取り組みを行うには、今がチャンスだと思います。

そこで質問です。新庁舎において、地場産材の杉を内装やカウンターや椅子、机など家具に最大限用いて、人に伝えたくなるような印象的なデザインで青森の杉の魅力を広く発信すべきと考えます。市の見解をお示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 新庁舎整備についての地場産材等の活用についてのお尋ねにお答えいたします。

市では、青森市内の公共建築物の整備において、積極的に地元産材の利用を促進するため、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき策定されました、青森県の基本方針「青い森県産材利用促進プラン」に則しまして、平成24年12月、青森市木材利用促進基本方針を策定したところであります。

本基本方針におきましては、建築物の内装及び外壁等及び工作物に木材を利用する「木質化」を促進する箇所として、1つに公共建築物の内装など、2つに家具・備品・調度品などと定めているところであります。

青森市役所庁舎整備基本計画では、外観デザイン、内観デザインなどについて、「デザイン計画」として整理しております。

その中で、外観デザインにつきましては、青森市の顔、ランドマークとなるよう設計段階で十分な検討を行うこと。また、内観デザインにつきましては、青森らしさの創出に意を用い、落ち着きや温かみがありながらも、華美となり過ぎないデザインや素材等について、設計段階で十分な検討を行うこととしているほか、内装材については、地場産品をできるだけ用いるよう努めることとしております。

現在、新庁舎の実施設計を行っているところですが、市といたしましては、橋本委員からの御意見や市民ワークショップでの御意見等も踏まえまして、新庁舎の整備に当たりましては、建築基準法の範囲内で青森市木材利用促進基本方針や青森市役所庁舎整備基本計画に基づきまして、内装材については、できる限り地場産品を活用しますとともに、外構工事なども含め、杉などの地場産品の産材の活用について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 ありがとうございます。

御説明の中で華美にならないという表現がありましたけれど、もちろんTPOを踏まえた公共施設としてはそうなんですけれども、一歩足を踏み入れたときに、あつと言わせるようなインパクトって大きいと思うんです。

真正面から不退転の覚悟をもって、中途半端ではなく本当に売り込めるといようなデザイン、空間を私は期待します。

それで、市役所庁舎におきましては——庁舎のことでは、外装ということでは県がヒバを使うということで新聞の記事にもなりました。

先日金沢市に視察に行きましたときには、市のプールに外材としてやはり杉材を使いました。メンテナンスの面では不安は少々あるけれども思い切ってやってみましたと。あと、学校の机の天板を全部地場産の木材に張りかえていますということで、やはり力の入れぐあいを感じて帰ってまいりました。

私は、杉材に関しましては専門家の御意見等も伺っているんですけども、外材はやはり、いろいろ雪国ということもあって無理があるかもしれないと。内装においてはお墨つきで、強度ですとか美的感覚ですとか誇れるものがあるので、積極的に取り入れたらどうだというようなことをアドバイスとしていただきました。

庁舎におきまして、最大限地場産の木材を使うということもありましたので、しっかりと取り組んでいただきたいということで、庁舎に関しましてはこれで終わります。ありがとうございました。

続きまして、同様の内容で青森駅周辺整備ということでお聞きします。

自由通路は本市、駅舎はJR東日本と聞いていますが、一緒に協議をする場においては駅舎に関しても意見できるのですから、市の考えをJR東日本のほうにしっかりと御理解いただけるまで説得するという、強い決意で臨んでいただきたいという思いのもとにお聞きします。

青森駅自由通路及び駅舎の整備に当たり、地場産の杉を内装などに最大限用いて青森の杉の魅力を広く発信するべきと考えるが、市の見解をお示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○金子牧子都市整備部長 橋本委員の青森駅自由通路への青森産杉の活用についてのお尋ねにお答えをいたします。

自由通路を整備することとしている青森駅周辺地区については、市街地における火災の危険を防除するため都市計画で防火地域に指定しており、防火地域内の建築物は、原則として耐火建築物としなければならないなどの制限等もあるところとなっております。

このことから、青森駅自由通路の内装などへの地場産の杉の活用については、自由通路等の設計が今後であることから、法令等を遵守しつつ、杉のみならず、青森産建材の活用等の可能性について、JR東日本とも相談してまいりたいと考えております。

○丸野達夫委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 ありがとうございました。

防火の面では、最近はいろいろな加工法も充実してきておりますので、いろいろなアイデアをもって取り組んでいただきたいと思います。

この充実した杉資源を、ぜひ利活用することによって一般の住宅にも、内需の拡大にも波及するものだと思います。

人口減少等考えますと、これから新築というものが減少しても、一方でリフォームが増していくことも想定されます。内装材の仕様として期待が持たれるところと聞いております。

今回は質問としませんが、これから建てられる校舎についても同様に地場産の杉、地産地消の木材を最大限生かしていただきたいと思います。

県からもちょっと資料を送付していただいて、森林・林業・木材産業の概要とい

うデータが手元にあるんですけれども、平成 28 年度の事業としまして、全部で 41 の事業があります。その中で、公共建築物等への利用促進、これは平成 21 年度から今年度で終了なんですけれども、タイトルは変わっても必ず来年度も代替事業が出てくると聞いておりますので、使える事業をしっかりと使うことで、コスト面でもクリアできるかと思われま

す。春先に県の説明会もあると聞いておりますので、担当職員の方は出られているかと思われま

すが、使える事業をふんだんに最大限に使って、これからの公共施設、地産木の活用を進めていっていただきたいと思

います。庁舎、そして青森駅舎ともにこれから実施設計を具体的に詰めていくかと思うんですけれども、市外、県外からたくさんの方が視察に訪れるような、そしてまた次の世代に自信を持ってバトンを渡すことができるような立派なものにしていきたいと思

います。コストの面では外材ととんとんだと聞いているんですけれども、副次的な経済効果

が期待されるかと思

います。一番にはやはり荒れた森林の整備、そしてまた地場産業を振興させるということや、一義的には、衰退してきた林業の復興ということで、全ての面で功を奏する取り組み。やはり全国的な動きを見ましても、今こそコンクリートから木材への転換期を迎えているという時期だと思

いますので、本市もしっかりと真正面から取り組んで、チャンスにしていきたいという思いで、庁舎また青森駅舎整備をやっていただければと要望して終わります。

ありがとうございました。

○丸野達夫委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後 3 時 20 分からといたします。

午後 2 時 47 分休憩

午後 3 時 20 分再開

○丸野達夫委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑に先立ち、先ほどの奈良岡隆委員への答弁について、総務部長から発言の申し出

がありましたので、これを許可いたします。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 午前中、奈良岡委員からの財産区に関するお尋ね、再質問で市が財産区から土地の有償賃貸を受けているケースはあるかとのお尋ねに、ないものとお答えいたしましたが、正しくは 4 団体が市に有償貸し付けを行って

以上でございます。

○丸野達夫委員長 次に、先ほどの竹山美虎委員への答弁について、財務部長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。財務部長。

○仁藤司史財務部長 答弁の訂正をさせていただきます。

先ほど、竹山委員の再質問に対する答弁の中で、平成 25 年度の国保税等の改定時、平成 25 年第 1 回定例会に、本来であれば 26.76%の引き上げが必要なところを国保財源不足分の 2 分の 1 の基準外繰り出しで 17.4%と申し上げましたが、正しくは本来であれば 33.50%の引き上げが必要なところを基準外繰り出しで 17.4%でありますので、謹んでおわびをし訂正させていただきたいと存じます。大変失礼いたしました。

○丸野達夫委員長 質疑を続行いたします。

次に、中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 新政無所属の会、中村美津緒です。アウガについて御質問いたします。

最初は、あおもり食街道めぐりについてであります。

本定例会、さきの一般質問にて、アウガ地下の食街道について御質問したその続きをさせていただきます。

アウガ地下、あおもり食街道めぐりは国や市の補助金、青森駅前再開発ビル株式会社が負担して総事業費約 2600 万円とのことでありましたが、そのうちの工事費、内訳をお示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 お答えいたします。

食街道の工事費の内訳ということですので、まず食街道そのものの工事費が——若干の備品もあり、それも含めてですが約 1700 万円、それから 1 階のスイーツコーナーにリアンというところがあるんですが、そのところが約 720 万円となっております。

○丸野達夫委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。工事費が 1700 万円ということでありました。

先般の文教経済常任委員会でも申し上げましたが、アウガ地下に食街道を見に行った際のことでした。まだ、十二分に使える設備がありました。私は、今後も公共化に向けてまだ許される時間があるのであれば、きのうよりきょう、きょうよりあした、そしてあしたよりも 1 週間、1 カ月先、1 日 1 人でも多くの方にアウガに来ていただくために、地下から人を集めたいと思っております、食街道を生かすべきであるところとちょっと一般質問もさせていただきました。

ただ、どのような感じの食街道、生かせることができるかということで、アウガで営業されている地下の方にお聞きしましたところ、焼き肉、そして焼き魚に関し

ましては、ちょっとにおいのきついものが出店できないと。その理由は、鮮魚売り場に影響を及ぼすからということでした。では、どのように改善すればいいんだろうと聞いたところ、給排気ダクトをしっかりとやり直さなければいけないというお話をいただきました。そうすると、かなりのまた修繕に係る費用が莫大にかかるということでしたので、でもそれを踏まえた上で、それを逆に考えてやれば、いろいろなことがまだできると思います。

同じ日に、図書館、そして5階の休憩所、4階のゲームセンター、中・高校生がおりましたので、アウガにどのような飲食店が今あればいいですかとちょっとお聞きしました。そうしますと、図書館を利用していた中・高校生は、1日のお昼御飯、そして小腹がすいたときに、300円から500円くらいの予算であれば食べれるということでしたので、その地下の食街道、安価な価格ではありますが、例えばカップラーメンやそういったものを食べたいという中・高校生もいらっしゃいましたので、そういったものを振る舞う食街道があっても——できるのではないかなと。そして、女子高校生に聞きました。圧倒的に多かったのは、何があればいいですかと聞きましたら、スターバックスコーヒーと言われましたので、これは無理だと思いました。ファストフード——ハンバーガーショップもあればいいと言っていたんですけども、今の現状のままでは地下の食街道にそういったものは無理ですが、一般の方に聞きましたら、地下の新鮮市場で購入した魚介類を使って、お料理教室ができたらいいなとか、立ち食い1杯居酒屋があつたらいいな。そして、飲食店で独立開業を目指している方のお話も聞きました。これから先、長い間借りるのは難しいということであれば、時間貸しや1日貸し、そういった貸し方でもいいので、貸していただけるのであれば借りたいというお話もありました。

打つ手は無限であります。現在、市として、青森駅前再開発ビル株式会社に改めて、地下の食街道を使えるような状況に働きかけていただきたいと思うのですが、現在の市のお考えをお示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 お答えいたします。

食街道そのものは先ほどお話もありましたとおり、補助金を使ってやっているものでもありますので、当然利活用については、青森駅前再開発ビル株式会社のほうにお話ししたいと思います。

○丸野達夫委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 ぜひ利活用できるようにどうぞよろしく願いいたします。

それでは、引き続きアウガについての——続きましては修繕積立金について御質問いたします。

修繕積立金について、きょう現在の市の対応と状況をお示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。鹿内市長。

○鹿内博市長 中村美津緒委員の修繕積立金の状況と市の考え方ということであ

ります。

修繕積立金は、アウガ管理規約とアウガ管理規則及びアウガ管理費取扱規則に基づき、アウガの建物及び設備の周期的かつ計画的に行う修繕等に充てることを目的に、区分所有者である店舗、金融機関、市の3者、それぞれが積み立てた資金であり、区分所有者3者の共有財産として管理者である青森駅前再開発ビル株式会社が管理をしております。

修繕積立金の平成28年3月末現在の残高は約4億1000万円となっており、これまでの積立額は市が約2億3000万円、同社が約8000万円となっております。

修繕積立金の取り崩しについては、現在、関係者間で行っている青森駅前再開発ビル株式会社のあり方についての協議の中で、同社の資金調達的手段として検討されているところでありますが、その取り崩しに当たっては、修繕積立金の目的及び徴収根拠を定めているアウガ管理規約の改正について、区分所有者の意思決定の場であります区分所有者集会において、区分所有者の3者全員が同意し、決定する必要があります。

修繕積立金の取り崩しに向けた動きとして、去る6月13日に開催されたアウガ区分所有者臨時集会において、地権者等で構成するアウガ店舗共有者協議会が提案したアウガ管理規約を改正し、修繕積立金から2億円を取り崩し、青森駅前再開発ビル株式会社に支援することを内容とする議案が審議されたところであります。店舗共有者協議会の提案理由としては、同社の資金に余裕を持たせることで、テナントや関係者に不足の損害が生ずることを回避することを目的に、修繕以外の目的でも修繕積立金を使用することができるようにしようとするものであります。

市では修繕積立金の取り崩しに当たっては、これまでアウガの修繕を目的に負担金として支出してきたことや、過去の包括外部監査において市が支出した管理費負担金が青森駅前再開発ビル株式会社への貸し付けという本来の目的以外の用途に使用されたことについて意見を受けたこと、取り崩した場合の用途など、さまざまな課題・問題を踏まえ、議会の意見をお伺いした上で、慎重に判断すべき必要があるものと考えています。

市ではこのような考え方のもと、区分所有者集会に臨み、現在、継続的に審議しているところでありますが、本定例会における議論を踏まえ、関係者との協議を通じて、できる限り早期に市の対応を決定してまいりたいと考えております。

○丸野達夫委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

続きまして、先ほど奈良委員も御質問いたしました。もう一度確認のために教えていただきたいと思います。「奈良岡」と呼ぶ者あり)訂正をお願いいたします。奈良岡委員の質問について、再度お尋ねをさせていただきます。

管理者会計の資産には現在、現金、そして修繕積立金、貸付金とあると思うんですけれども、現在の管理者会計の資産、全体の金額をお示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 お答えいたします。

3月末現在になりますが、貸付金が2億3000万円、余剰金として繰り越ししておりますが、それが4800万円となっております。

○丸野達夫委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 その中に、修繕積立金約4億1000万円という金額が今、議論されている状況なんですけど、初歩的な御質問で大変恐縮なんですけど、この現在4億1000万円というのは生の現金として、本当に存在する現金なんですか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 修繕積立金の約4億1000万円のことであります。

4億1000万円そのものでありますけど、残高証明をとっておりますので、通帳の残高はあります。

それから、修繕積立金そのものにつきましては、管理者会計の中の特別会計と別扱いしているものであります。

○丸野達夫委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 もう一度ちょっとお聞きいたします。平成18年——平成19年3月に出されました包括外部監査の結果報告書の中に、アウガに関する修繕積立金の項目がいくつかあるんですけど、現在取り崩そうとしている修繕積立金の正式名称、この修繕積立金を取り崩そうとしている項目を教えてくださいませんか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 大変申しわけございません、項目をとというのは。修繕積立金は修繕積立金でありますけど、項目をとというのは何を……。済みません。

○丸野達夫委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 大変申しわけございませんでした。

その修繕積立金というのが、青森駅前多目的施設修繕積立金というのと、アウガ駐車場修繕積立金、何か同じようなものがあるんですけど。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 お答えいたします。

多分、この横長の表の左側の項目を言ってるんだと思いますが、もし全てのページを持っているんですしたら、様式2の真ん中のところに、括弧書きでビル管理会社に対する貸付金というのがあるかと思いますが、その項目のことです。

〔中村美津緒委員「はい、わかりました」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 少しちょっと質問の仕方を変えまして、平成28年3月31日、青森駅前再開発ビル株式会社の現金見込み額ということで、6987万1000円とのことでしたが、現在——現在といっても、5月末の残高だと思うんですけども、現預金の残高を教えてください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 お答えいたします。

5月末現在で約6000万円ほどと青森駅前再開発ビル株式会社から伺っております。

○丸野達夫委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 約2カ月で1000万円現金がなくなったということでありまして、1カ月当たり500万円くらいずつの現金が目減りしていっているというのがわかりました。

スケジューリング的な確認をもう一度させていただきます。

修繕積立金を取り崩すために、アウガ管理規約、そしてアウガ管理規則、アウガ管理費取扱規則の変更を今やってきたということで、それを管理費より捻出する金額の決定がされたので約2億円という金額が出て、それを施設代表者協議会、そして区分所有者集会に今、至っているという状況でよろしかったでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 お答えいたします。

まず流れといたしましては、店舗共有者協議会から2億円という修繕積立金を取り崩した金額を使いまして、青森駅前再開発ビル株式会社の資金破綻を回避するためというのがあります。それを踏まえて、次の段階においては、施設代表者協議会ということで次の区分所有者に上げる議案として正しいかどうかの審議を行う施設代表者協議会という場があります。その場を踏まえまして、次の段階で区分所有者集会ということで、市と金融機関と店舗のそれぞれ3者のほうで、3者合意ができるのであれば、アウガ管理規約の改正等々ができるという仕組みになっております。

○丸野達夫委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 わかりました。済みません。大変勘違いをしておりました、申しわけございません。

そうすると、区分所有者集会というのは、最終の最高意思決定機関、これで間違いなかったでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 3者合意の場合ですけど、区分所有者としての最終意思決定機関とはなりません。

○丸野達夫委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

そうすると確認ですが、この修繕積立金を取り崩すための御提案をされたのは、本市ではなくて、アウガ区分所有者という流れで私認識をしていたんですが、これに間違いはありませんよね。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 お答えいたします。

御提案をいただいたのは、区分所有者集会の下部組織になります店舗共有者協議会からの提案であります。

○丸野達夫委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

2億円、2億円と何度もその2億円という数字が出てくるんですが、その2億円の積算をした根拠を知りたいのですが、それは現在まで市は把握していないということでしたが、きょう現在に至っても、そういった報告等々は受けていないんでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 お答えいたします。

きょう現在に至っても同様であります。

○丸野達夫委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 先ほど、一月に500万円ずつの現金が目減りしていくということで確認しましたが、破産はしない、させないとのことでありました。これまでも何度も特別清算というお話がありました。特別清算にもう1つ、通常清算というものもあるとお聞きいたしました。それは現在、恐らく債務超過の可能性があるということで、特別清算の方向へととなるというふうに、教わった次第なんですけど、破産しない、特別清算をする前に回避しなければいけないこと、それは給与を支払えなかったり、地代、家賃、返済、そして取引先への支払いができなくなる、固定費の支払いができなくなると今度は破綻というおそれがあります。それを回避するためにも、さきの一般質問でも私は申し上げましたが、この修繕積立金は生かせるお金として生かすべきだと、取り崩して生かすべきだと私は一人の意見として申し上げました。預かり金、そして営業保証金、いろいろな懸念材料、不安材料がたくさん生じてくると思います。その中で、改めて私、一議員としてお話を述べさせていただきたいと思います。

いろんな各議員も、今回の修繕積立金の件に関しまして、お抱えの会計士さん、税理士さん、そして弁護士さんにいろいろ相談をされたと思います。私も自分の抱えている税理士さん、そして弁護士さんに相談しました。それぞれ見解は違うものと十分理解しております。私は、青森市から一旦離れたこの場合の修繕積立金は公金ではない、そのように見解をいただきました。その中で、今後取り崩した場合、資金をどのような管理のもとに、どのような方法で、そして、現金の入出金を透明化、可視化させること、私はこれは当然であると思います。

また、公共化に向けた備えとして、取り崩した場合においても、残った資金の管理、これまでもしっかりと徹底的にやるべきだと私は思いますし、一部の関係者の肥やしになるようでは、私はこれは絶対に許しがたいものでもあります。

ここまできますと、市が単独で支援できない状況の中で、管理者会計を使用する

ほかに青森駅前再開発ビル株式会社の救済方法は私はないものと考えております。何度も申し上げてまいりましたが、ここで市長にお尋ねをしたいと思っております。

私、一議員としての――アウガ区分所有者の方々からの発議であったと先ほどの御答弁もいただきました。私はありがたい御厚意だと思います。最高意思決定機関――区分所有者集会とのことであります。金融機関、地権者、青森駅前再開発ビル株式会社が合意しているということであれば、残すは青森市のみだと思います。さまざまな協議をしなければいけない、議員各位からのお話も聞かなければいけないと市長からの御答弁もいただきましたが、私は市長の判断で決断すべきものであると思っております。議案にかけるのではなく、かけるべきでもない。御自身の判断で修繕積立金を生かした資金として、アウガ公共化へ向けて大事な備えとして使うべきだと判断していただきたいのですが、市長の考えをお示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。鹿内市長。

○鹿内博市長 市長の判断でということでしたが、午前中、中田委員に対する答弁で、議案として議会にお諮りをしたいと。もちろんその前の段階、今はまだそこに至る前に、どういうこの修繕積立金に対応すべきかを関係者間で今――アウガ区分所有者集会、これはまだ継続審議の中でありますので、その中で今この修繕積立金に市としてどう対応・判断していくべきかという状況であります。

その中で、先ほど来から申し上げておりますが、さまざまなその取り崩した場合の、さまざまな問題・課題、これらを踏まえて、議会への意見をお伺いをした上で、慎重に判断をしてまいりたい。もちろんこれはできるだけ早期にという思いはもちろんあります。そして、今、中村美津緒委員からアウガ店舗共有者協議会から御提案とお話がありましたが、これはそこでアウガを心配されている地権者も含めて、それからテナントの、そこで営業されている方が、まさにアウガを心配されて、そしてそれを何とかしなければならぬという思いは私は皆さんの声として受けとめながら、市として、この問題に先ほど申し上げましたような、さまざまな問題がありますので、それについて今、検討した上で、慎重に判断をしてまいりたいと考えております。

○丸野達夫委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

先ほど、早期にという言葉いただきました。早急に青森駅前再開発ビル株式会社を救済すべく、判断を市長が下すべきであると一議員の意見として述べさせていただき、私の意見として予算特別委員会の質問を終わります。

ありがとうございました。

○丸野達夫委員長 次に、天内慎也委員。

○天内慎也委員 日本共産党の天内慎也です。

浪岡の問題を3点質問します。

1点目は5月31日にボイラーが故障した浪岡学校給食センターについて伺いま

す。

故障をした当初は、調理ができないために、その日の対応は大変だったと思います。また、当分の間、弁当持参も保護者に通知したとのことでしたが、何日間かでありました。その後、青森の給食センターで対応できることになったということに対しては、感謝を申し上げる次第です。

そこで質問します。

浪岡学校給食センターのボイラー故障の要因と児童・生徒に対する給食の対応をお示しください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○横山克広教育委員会事務局理事 天内委員の浪岡学校給食センターのボイラー故障の要因と児童・生徒に対する給食の対応についての御質問にお答えいたします。

去る5月31日に発生した浪岡学校給食センターのボイラー故障の要因は、ボイラー本体内部の水管が破損したことによるものであり、毎年保守点検整備を実施しておりますものの、老朽化が進んだことによるものと考えております。

浪岡学校給食センターのボイラーは、調理及び洗浄・消毒等の熱源となっており、このたびの故障により、浪岡地区の小・中学校7校、約1500食の学校給食の提供ができなくなったものであります。

そのため、教育委員会では、故障発生当日の5月31日には、浪岡地区の小・中学校7校の献立を一部変更して給食を実施するとともに、翌日の6月1日からは、各御家庭から弁当を持参していただくよう、保護者に対し、文書によりおわびとお願いをしたところであります。

また、早急に給食を再開し、保護者の負担軽減を図ることが必要でありますことから、関係事業者等との協議・調整を行い、6月6日から6月9日までは、緊急的な対応として、ボイラーを使用しない献立に変更して、浪岡学校給食センターから給食を提供し、6月10日からは、青森地区の小学校給食センターと中学校給食センターにおいて調理を行い、浪岡地区の小・中学校に給食を提供しております。

教育委員会といたしましては、引き続き、浪岡地区の児童・生徒に対し、学校給食を安定的に提供していくとともに、浪岡学校給食センターによる給食提供を一日でも早く再開できるよう取り組んでまいります。

○丸野達夫委員長 天内委員。

○天内慎也委員 今、答弁で、故障の要因と給食の対応についてお示しいただきましたが、この間、私に意見や要望が寄せられていました。児童・生徒の保護者からは、子どもたちが食べなれている給食の味を一日も早く復旧してほしいという声です。あと、食材を納入している地元の業者は、青森の給食センターまで納入するのは、ガソリン代がかかり過ぎ、勘定に合わないと言っていました。あと採算がとれなくなるという声もありました。

そこでお聞きしますけれども、復旧の見込みについて、どのように考えているか

答弁を求めます。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○横山克広教育委員会事務局理事 復旧の見込みのお尋ねであります。

今、浪岡学校給食センターのボイラーの復旧について、工事内容ですとか、費用の精査を行っているところであります。復旧の見込みにつきましては、契約等の事務手続を含めても、交換工事に6カ月から7カ月程度を要するものと見込んでおりますけれども、できるだけ前倒しできるように努めていきたいと思っております。

○丸野達夫委員長 天内委員。

○天内慎也委員 ボイラーだけではなくて配管もということですので、6カ月から7カ月ということは——早く急げということだめな工事をしてもらっても困りますけれども、保護者や業者の声としてはとにかく一日でも早くということをお願いしたいと思います。

私は先日、故障しているボイラーを見に行きました。正式ではなくてこっそりですけれども見に行きました。そこでわかったことですが、市も把握していると思うんですけれども、浪岡学校給食センターは平成2年に施設が稼働しています。その稼働してから26年間もそのまま使い続けているということなんです。普通、ボイラーの耐用年数は長くて15年だと思うんですね。上手に使えばもうちょっともつかもわかりませんが、もとがとれたとか、辛抱して長く使っているという問題を通り越していると私は思います。毎年点検をやっていて、ボイラーに点検済みのシールが張られていました。点検の中で、ボイラーの中にアルミがあるんですけれども、通常厚さが4ミリメートルなんです。それが1ミリまで薄くなっているということで、それが穴のあいた原因だと思います。毎年の点検の中でそろそろ限界がくるのではと指摘もされていたそうです。このことについてはこれ以上は言いません。

質問しますけれども、今回の故障を受けとめて、今後は計画的に修繕や交換も行っていくべきであると、その答弁を求めます。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○横山克広教育委員会事務局理事 今後の計画的な修繕のお話でありました。

今、天内委員からお話がありましたように、実は毎年夏休みに保守点検を行っておりまして、その中で報告書というのがあります。実は、補修等が必要な事項というのは、昨年の7月29日の段階では特記すべき異常を認めませんでした。

ただ、改善が望ましい事項に、今回ちょっと故障がきました水管内部の腐食に留意して進行しないように水管理に注意してください、水管の取りかえ等については、早めの計画をしてくださいというのがありまして、そういう意味では老朽化してますので、大規模な改修も必要かなということで、今年度はそういう意味での予算で若干ですが、実は調査委託費はとっておりました。そういうことで、ちょっとタイミングがおくれてしまったことは、私どもも反省しなければいけないものと思っています。

今回の経験を踏まえまして、今後はやはり設備ですとかいろいろな機器の耐用年数を見ながら、また衛生管理の部分もありますので、関係部局と協議しながら、こういうことがないように、事前に対応していければと考えております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 天内委員。

○天内慎也委員 今、予算もとっていたということも答弁されていまして、余り強くも言いませんけれども、ボイラーを仮に指摘されて交換したとすれば、配管まではいかなかったのではないかなということですね。そして多くの予算がかかったことにつながったと私は思っています。同じことを繰り返さないようにしっかりとやっぱり、辛抱するところは辛抱するけれども、使うべきところは使うべきだということを申し上げたいと思います。

ついでに、こっそりと浪岡学校給食センターの屋根や壁も少し見たんですけれども、屋根は別に上に上がって見たわけではありませんけれども、軒のところさびびて、腐って穴もちょっとあいていたりとかしていましたし、雨漏りもあってもだめですし、しっかりと壁や屋根をやっぱり修繕とかして、長くもたせるようにしていただきたいということを要望して給食は終わります。

次は、浪岡のコミュニティバスについてお聞きします。

中身としては、ただ単にバスをどうのこうのということではなくて、浪岡病院を発着しているという点から、市はこれまでその都度現状を見て見直しをしていくと示していました。バスの利用者の動態が病院を利用する患者の動きに合っているのかどうか、以下質問をしていきます。

根本的な病院の経営については、これまでの間、何度も質問に取り上げているので十分わかっていることと思いますけれども、医師が減らされてきたということ、弘前大学自体も余裕がないこと、これまで病院としては経費削減で遊休資産の売却や各種経費削減を行ってきましたが、もっとできることがあれば、少しの問題でも実行に移すべきと考えます。

コミュニティバスの年度別利用者を見ました。病院自体を利用している人ですが、平成 25 年度が 4154 人、平成 26 年度が 3272 人、平成 27 年度が 2994 人と減少をしてきています。当然、人口減少というものがあります。一時、2 万人いたんですが、今は 1 万 8000 人に減りました。そこもあると思いますし、診療科に先生がいないということで、黒石病院に移っている人がいることで、こういう数字になるのかなと思います。

次に高齢者の利用者ですが、平成 25 年度が 6369 人、平成 26 年度が 6519 人、平成 27 年度が 6951 人と、高齢者の利用がふえてきているというのがわかります。この高齢者というのが、病院だけではないんですけれども、バス全体として高齢者の利用がふえてきていると思います。

浪岡病院は今もお話がありましたけれども、高齢者の利用割合が大体多いという

ことは市も認識していると思います。今よりも外来の利用率を増加させていくためにも、そうした高齢者の方々にやっぱりアピールというか、訴えていかなければならないと思うんです。ここの診察時間にも対応できるように、バスの時間も調整すべきではないか。

あと午後の診察というのは、弘前大学の先生が午後なら都合がつくので、浪岡病院に来れますということで診察に来ていますので、そういう機会を生かせるように、なかなか難しいかもしれませんが、午後の診察時間の終わったあたりに時間調整をするべきでないか、答弁を求めます。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○棟方牧人浪岡事務所副所長 天内委員の御質問にお答えします。

お答えする前に、これまでの経緯について述べさせていただきます。

浪岡地区コミュニティバスにつきましては、平成 21 年 10 月 1 日から、バス路線がない公共交通空白地区の交通対策及び J R 浪岡駅、医療機関、浪岡事務所、中心商店街等主要拠点を結ぶ地域の足を確保すること並びに交通の利用状況を把握することを目的に、3 年間を目途とした社会実験を開始したところです。

開始当初は、J R 浪岡駅を起終点とし、放射状に広がる浪岡地区全体をカバーする形で運行してきておりましたが、社会実験開始から 1 カ月後の平成 21 年 11 月に実施したアンケート調査結果を受け、平成 22 年 7 月からは、全ての路線の起終点を浪岡病院に変更するなど運行コースの見直しを行い、浪岡病院の利用者の利便性の向上を図ることとしたものであります。

平成 24 年度からの本格運行の実施に当たっては、1 日の中で利用者が少なく、民間バスでの移動手段も確保できる、いわゆる朝の早い便や夕方の遅い便につきましては減便を行いまして、限りある予算の中で最大の効果を得られるように、運行方法を設定してきたものであります。

このような中で、利用者の約 3 割を占める浪岡病院の利用者に御不便をおかけしないように、浪岡病院の診療日である第 2・第 4 土曜日は運行するなどの対応をしてきたところであります。

本格運行後につきましては、利用実績や市が実施している動態調査の分析結果、さらには、地域住民からの要望を踏まえ、毎年度、運行ルートや時刻表の見直しを行ってきております。

ちなみに平成 28 年度におきましては細野線のバス停、金光上人と相沢入口の中間地点に位置する北中野地区在住の浪岡病院利用者の方の要望を受け、新たなバス停、開拓入口を設置し、浪岡病院の利用者の利便性を図ってきたものであります。

このように、浪岡地区コミュニティバスについては、現時点で浪岡病院利用者に最大限配慮した運行を行ってきておりますが、平成 27 年度に市が実施した動態調査を見てみますと、利用者に占める通勤利用者の割合が増加しております。

近年では利用目的が多様化する傾向にありまして、浪岡病院に通院する患者が

もっと利用しやすいようにバスの時刻を調整すべきではないかという御質問につきましては、これまでと同様に利用実績や動態調査を踏まえながら、利便性の確保について総合的に勘案し、利用いただいている方々に御不便をおかけしないように、慎重に配慮してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 天内委員。

○天内慎也委員 総合的に勘案して慎重に配慮してまいりたいということですので、すぐにはできない、なかなか難しいということだったと思うんですけども、その都度、毎年見直しをしてきている、変えるところは変えてきているということですので、動態を見ながら対応していただきたいと思います。しかし、浪岡事務所副所長も御存じのとおり、浪岡病院の土地から送迎バスが出ていて、病院でバスを使うのが皆さんの生活にやっぱり定着してきているということを踏まえて、やっぱり取り組んでいってほしいと思います。

あとは、私は同病院の経営状況を見れば、病院だけでどうのこうのという問題はもう限界ですよ。あとコミュニティバスだけでどうのこうのも限界もあります。そこで、これまで私はいろんな提案もしてきているんですけども、縦割りの壁にぶつかるんですよ。絶対にできないということなんだけれども、そういうことも言ってもらえないんじゃないのかなと思っています。その壁に穴あけて、連携して知恵を出していかなければ、やっぱり人口減少や医師不足というものに立ち向かっていけないのではないかなと思っていますので、そのことは要望といたします。

次に、3点目として、浪岡事務所の都市整備課の側溝・舗装・水路護岸——3点セットと呼ばれる予算があるんですけども、平成24年度から平成28年度までの5年間の当初予算額をお示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○棟方牧人浪岡事務所副所長 天内委員御質問の平成24年度から平成28年度までの5年間の3点セットの当初予算について答弁する前に、まず側溝整備事業、舗装整備事業、水路護岸事業については、側溝や舗装、水路の改修・新設などの整備により、各施設の機能の向上や確保を図っており、市民の生活環境の向上や安全・安心で災害から市民を守る防災対策などを目的としているところであり、重要であると考えております。

過去5年間の実績であります。平成24年度につきましては3400万円、平成25年度につきましては、2617万1000円、平成26年度につきましては、2355万4000円、平成27年度につきましては、1965万円、平成28年度につきましては、1907万8000円となっております。

○丸野達夫委員長 天内委員。

○天内慎也委員 予算は平成24年度の3400万円から今は約1900万円まで減少したということです。

私は、厳しい財政の中での、毎年シーリングで10%の削減をしていることを認識した上で質問をしております。あとは、借金も少なくしていくためだということは理解をしています。浪岡地区だけでないということもわかっています。青森地区もです。わかっていますが、主張はしなければなりません。

浪岡町内会連合会としての要望事項に対する回答や市民と市長のなんでもトークで出される地域要求に対する答弁も聞いていると、年々できないという返事が多くなってきており、住みやすく住み続けたい安全・安心で災害から市民を守るまちというフレーズから離れていってしまうと危機感も感じております。そのことについての認識を伺います。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○棟方牧人浪岡事務所副所長 天内委員の再度の御質問にお答えいたします。

年々予算が減少している中ではありますが、整備に当たりましては、現地を確認した上で、生活環境の向上や防災対策などの観点からその必要性、緊急度等を考慮しながら対応してきているところであります。

天内委員からも先ほど御紹介があったように、事業費全体が市全体としての低下傾向にあるということもありますが、今後においても、限られた財源の中でより効果的に効率的な整備を進めるよう努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 天内委員。

○天内慎也委員 なかなか厳しい状況だと思いますが、努力はしていただきたいと思えます。

あとは要望ですが、10%減らした予算に毎年10%削減することを継続していくことや、少なくなった予算の中で人件費・材料費の上昇による整備単価の上昇がもつと予算の枠を狭めていく。そのことが市民の皆さんの要求から毎年遠ざかっていくものであると思っています。老朽化から発生する事故対策としての適切な維持管理の必要性もあります。対症療法的な補修で解決できないケースも多く出現しており、社会的な要求水準に対応した機能回復・向上が求められていると思えます。一定程度のシーリング額は仕方がないところもありますけれども、どこまで削るのかという限度もありますよね。今、予算が2000万円を切っていますね。去年とことしの1900万円は余りにも少な過ぎると思えます。生活環境の水準を維持していくためのシーリングの限度というものを訴えます。希望としては、平成26年度の2300万円ぐらいまでは、ぜひ予算を与えていただきたいということを要望して、質問を終わります。

ありがとうございます。

○丸野達夫委員長 次に、工藤健委員。

○工藤健委員 市民クラブの工藤健です。いただいた時間内で質問してまいります。

最初に提案と要望をお話いたしますが、青森市は2020年東京オリンピック・パ

ラリンピックの事前キャンプ、合宿誘致を進めておりますけれど、ハンガリーのケチケメート市とは平成6年から友好都市としての交流を続けております。

ことし4月には、長年の友好関係を記念しまして、ケチケメート市内の公園が青森広場と命名されました。

また、この夏にはハンガリー大使館の参事官と一等書記官がねぶた祭にいらっしやると聞いております。ハンガリーはオリンピックの地元開催こそしておりませんが、メダルの獲得数がとても多い国であります。水球はもちろんですが、陸上競技、レスリングほかたくさんの種目が盛んであります。

外務省の大使館の参事官をされている方がアドバイスをしておりました。例えば、今後の交流目標を定めた文書の交換署名式が友好都市間ではよく行われるそうであります。ですので、これまで青少年交流あるいは相互文化紹介をしてきましたけれども、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた協力促進など具体的な達成目標を入れた文書の交換署名式をハンガリーと行うのも、事前キャンプ誘致には有効かと思えます。20年以上続いてきましたこれまでの交流を生かしまして、今後の中・長期的な交流も視野に、青森市から踏み込んだ提案で事前キャンプ合宿の誘致を交渉されてはいかかかと。これは提案であります。

そして要望ですが、市役所庁舎については、さまざまな議論を踏まえて、着々と未来に向けて積み上げてきた感があります。立体駐車場には、防災と雪国の市民利用への配慮が盛り込まれたきちんとした理念がありました。そこは粗末にできないと思っています。

一方アウガは、着々と積み上げることができなかつた。むしろ目減りしていった感があります。将来へ向けて公共化はむしろ必然とは思いますが、今は、そこへ至る道筋が見えづらくなっています。利害や思惑が渦巻いているのかどうか詳しくはわかりかねますが、今となれば市の関わりも決断も、余りに無策であったと言うしかないと思っています。

その2つ、市役所庁舎とアウガは、青森駅整備とともに優先順位の最高位であり、同時に進める必要があると以前市長は答弁されておりました。青森駅が進み始めている今、アウガ、市役所庁舎双方については早急に決断をしていただいて、残されている可能性を潰さないようお願いをいたしまして質問に入ります。

まず鳥獣被害、特に熊の被害についてです。

ことしの5月から、秋田県鹿角市十和田地区でツキノワグマによる4名の方が亡くなるという事故が起こっております。青森県内でも熊の目撃情報も昨年を上回る数で進んでおります。青森市でも6月7日には鶴ヶ坂で、5月13日には諏訪沢のいちい荘付近でも目撃されていると聞いております。青森市内の現在の鳥獣被害の中、特に熊の目撃被害の状況をお知らせください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。環境部理事。

○小松文雄環境部理事 工藤委員の熊の目撃件数と被害状況についての御質問に

お答えいたします。

先ほど工藤委員からもお話がありましたが、秋田県鹿角市十和田地区において、平成 28 年 5 月 20 日から 6 月 10 日までにツキノワグマによる 4 名の死亡事故が発生するなど、ことしは熊の目撃件数も多く、青森県内においても平成 28 年の目撃件数については、6 月 9 日現在 95 件となっており、昨年同時期に比べ 31 件増加しております。

また、本市においても本日 6 月 20 日現在まで 17 件の目撃情報が寄せられており、昨年同時期に比べ 9 件増加しておりますが、いずれも目撃情報のみで被害の報告はありません。

○丸野達夫委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

確かにふえておりますが、先日諏訪沢地区のお母さんから、実は圃場整備に伴って来年ビオトープができるんだそうです。地元の子どもたちがとても楽しみにしていて、子ども会で活動することになっているんだそうですけれども、そこへ行く通り道に熊が出ていると。そこでは去年の 9 月にも小熊が 2 匹目撃されています。

ですので、このままでは怖くて何もできないと。何とかならないのかと言われておりますが、熊の被害に対する取り組みというのはどのようなものがあるのかお知らせください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。環境部理事。

○小松文雄環境部理事 市の熊の出没の際の取り組みという御質問にお答えします。

熊の目撃情報が市に寄せられた場合、青森市熊の出没に関する対応マニュアルに従い対応しております。

具体的な対応といたしましては、熊の目撃情報が目撃者から市に直接寄せられた際には、警察署へ情報提供するとともに、目撃現場周辺に学校や観光施設がある場合などは状況に応じて関係機関に連絡し、目撃現場付近へ看板の設置を行っているほか、事業所及び民家が存在する場合は、注意喚起のチラシを配布しております。

また目撃現場が住宅地に近く、人に被害が及んでいる、もしくはそのおそれがある場合につきましては、捕獲用のわなを設置することとしております。

ことしは秋田県で熊による死傷事故があったこと及び本市においても目撃件数が多いことから、熊の目撃情報を全職員に情報提供しており、各職員の業務へ関係する施設等へ注意喚起するよう呼びかけております。

なお熊に関する情報につきましては、「広報あおもり」5 月 15 日号に掲載したほか、青森市ホームページにも熊注意というページを設けておりまして、秋田県での死亡事故後は秋田県における情報についても追加して注意喚起を行っております。

○丸野達夫委員長 工藤委員。

○工藤健委員 確かに対策といってもなかなか難しいと思います。ただ、被害が今

ないのが幸運でありますけれども、先ほど言ったように子どもたちが活動する範囲でもあり、あの辺りは少し行くと中学生とか高校生、また一般の方も自転車で通る道もありますので、そこをこれからも調査していただいて、やはり被害の可能性がある場合には、それなりの対応を要望いたします。

次にW i - F i について、一般質問に続き観光と防災という意味でお伺いしますが、認証連携については、「J a p a n C o n n e c t e d - f r e e W i - F i」というアプリを使ってということで、またこれからもW i - F i のソフトが少しずつふえていくということでありますので、それはそれでとてもいいことだと思いますが、観光ナビ——多言語対応アプリとして作成されましたけれども、前回少しお話ししましたが、多言語対応という鳴り物入りで始まった割には外国の方にはとても使いづらい。いわゆる最新の情報、さまざまなイベント情報が外国語対応にはなっていないんですけれども、これについては今後対応していけるのかどうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○坪真紀子経済部理事 工藤委員のW i - F i についての御質問にお答えいたします。

本年3月12日から運用を開始しております青森市観光アプリであります。今後におきましても、魅力ある観光情報の掲載など内容の充実化を求め、ただいまお話のありました多言語対応も含め利用者にとって利便性の高いものになるよう努めてまいります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 工藤委員。

○工藤健委員 あともう1つ。これはアプリを提供する側が、利用者がどのような使い方をしたかというデータを取得して、それを分析してさまざまな利用者のルートであるとか、その使い方を含めてこちら側で利用していきたいと思うんですけれども、そういうデータを取得して利用していく予定はありますか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○坪真紀子経済部理事 再質問にお答えいたします。

W i - F i を利用するユーザーの行動パターンを把握することは、戦略的な観光施策を進める上で貴重な資料となり得るものと考えております。

しかしながら個人情報扱うことから情報の管理体制、またあらかじめ利用者からの同意が必要となること、また登録に対して抵抗感を抱く方もいるのではないかとといったこともありますことから、他の先進事例を参考としまして研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 工藤委員。

○工藤健委員 個人情報ではありますけれども、これはマスのビッグデータとして

使うという意味では、了解という意味ではそんなに難しくないことだと思います。したがって、それはぜひ進めていただきたい。

それで、そもそもこの観光ナビですけれども、どのようにPRしていますか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○坪真紀子経済部理事 お答えいたします。

発足した当時の「広報あおもり」、市ホームページ、あとは観光業者等の集会等でPRするなど、折々の面でPRはしております。

あとは、外国人の方にお配りしておりますガイドブックといったもので掲載しておりました。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 工藤委員。

○工藤健委員 「広報あおもり」とか見ましたけれども、さまざまな観光のパンフレットに、ぜひQRコードと一緒に載せていただきたい。現在1700ちょっとと言いましたけれども、これはできるだけ青森で——ある意味で青森をPRするととても貴重なアプリだと思いますので、そのPRは進めていただきたいと思います。

そして東北六魂祭ですけれども、現在この観光ナビの中でもページはありますが、簡単なテキストがあるところどまりです。順路とかそちらのほうにもつながりませんし、東北六魂祭のホームページにもリンクされていないんですけれども、その辺どのように考えていますか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○坪真紀子経済部理事 お答えいたします。

東北六魂祭につきましてはただいま準備を進めておりまして、先ほど観光アプリの中に東北六魂祭のホームページのほうへ飛ぶような仕組みで掲載したところがあります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

せっかくつくった観光アプリですので、配りっぱなしのチラシのようなことにはならないようにしていただきたいと思います。

それでは災害時のWi-Fi対応についてです。

前回お伺いしまして、災害時には無料で活用できるようにしてあるということですが、その内容についてルール化されているのかお伺いします。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 災害時におけるWi-Fiの使用方法についてのお尋ねにお答えします。

災害時におけるWi-Fiの使用方法のルール化ということですが、ルールに関しては、今後せっかくの多重化ということで目指している状況ですので、ま

だPR等もしておりませんので、PRを行いたいと考えております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 工藤委員。

○工藤健委員 Wi-Fiの整備については、国のほうでも観光ともう1本防災というのがしっかりありますので、そこをこれから生かしていただきたい。

それで、特に誰でも無制限に使えるということでは意味がないんです。電波の容量に限りがありますので、大抵は1人15分とか、最低限緊急の連絡ができる時間帯にして多くの人に使ってもらうとか、そういういろいろなルールを決めてやっているところがもう既にありますので、そういうところを参考にさせていただきたいと思います。

あと、避難所でのWi-Fi活用についても、これからきちんとルール化する中で必要になっていくと思います。移動するWi-Fiスポット、これは多分これから交流推進課のほうで次年度以降に予定しているようにも聞いておりますので、その辺は横の連携をしながら、災害時には避難所にもきちんとそういうWi-Fiのスポットを移動設置できるような体制にさせていただきたいと思います。

時間がないのでWi-Fiだけで終わりますけれども、このWi-Fiの環境を観光、防災だけに限らず、今は全国、世界中でWi-Fi環境が1つあれば誰でも起業ができる、仕事ができるという環境にあります。一般質問でもお話ししたかと思いますが、ぜひITも含めて従来のパラダイムを変えてWi-Fiを最大限利用させていただきたいと思います。

以上で終わります。

○丸野達夫委員長 次に、軽米智雅子委員。

○軽米智雅子委員 公明党の軽米智雅子でございます。

第3款民生費、ヘルプカードの周知方法について質問させていただきます。

昨年の12月の第4回定例会で質問いたしましたヘルプカードが、本年7月から導入となりますことは大変うれしく感謝いたします。

特に、これは県内初のことではないかと思えます。よいことで先んずることは、大変うれしいことだと思います。健康福祉部の皆さんの努力にも大変感謝申し上げます。ありがとうございます。障害者の方に優しい青森市を目指す大きな一歩だと思います。

しかし、これからが大変重要だと思います。何といたってもこのヘルプカードは、利用する障害者の側にも助けを求められる側にも、ほとんど認知されていないからであります。よって、これをいかに認知させていくかが大事だと思います。どんなによいシステムであっても、内容をよく理解してもらわないと決して普及はしません。普及しないと何の意味もありませんので、その普及についてどのようにしていくのか質問していきます。

市民の皆さんに理解していただくためにも、きめ細やかな周知が必要と思えます

が、具体的な周知の方法をお知らせください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。浦田健康福祉部理事。

○浦田浩美健康福祉部理事 軽米委員のヘルプカードの周知の方法についての御質疑にお答えいたします。

ヘルプカードは、障害などがあり、自分から困った、助けてほしいとなかなか伝えられない方が、あらかじめ配慮してほしいことなどを記入し、日常生活において、また、緊急時や災害時などにおいて、周囲の人に手助けを求めたいときに提示することで、手助けを求めやすくする、手助けが欲しい人と手助けできる人をつなぐコミュニケーションのツールであり、本市では、7月から実施することとしているところです。

ヘルプカードを普及させて効果的に利用していただくためには、障害のある方や御家族など手助けが欲しい人へ周知するだけでなく、手助けができる人となる市民への周知が重要だと考えております。

具体的には、「広報あおもり」や市ホームページへの掲載、警察、消防、障害福祉サービス事業者、学校などの関係機関へのPR用ポスターやチラシ等の配付、市民センターや福祉館など市民が多く集まるような場所へのPR用ポスターやチラシ等の設置による周知のほか、障害福祉サービス事業者や学校など関係機関の会議や研修等の場、市主催の各種講座やイベント等の場、地区社会福祉協議会、民生委員など地域の団体等によるさまざまな活動の場などにおきまして、職員がヘルプカードの趣旨について説明し、周知してまいりたいと考えております。

市といたしましては、今後も関係機関と連携を図りながら、また、他都市の事例も参考にしながら、継続的に周知に努めてまいりたいと思います。

○丸野達夫委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 ありがとうございます。

大変細かにチラシ等を配っていただく内容になっていると思います。ただ、このヘルプカードは、聴覚障害、知的障害、内部障害など、外見から障害があるかどうかわからない人に有効なカードでありまして、東京都の資料の中に特に知的障害の御家族の方は、親御さんであれば子どもさんが外出したとき、無事に帰ってくるかとか、外出先で何かあったらどうしようとかという心配をとてもしているという声が上がっておりました。

なので、その利用する側もやっぱりよくわかっていないと。ただ提示をするだけではなくて、その提示の中に、例えば聴覚障害の人であれば、私は耳が聞こえないので目の前に来て口を見せて話してくださいとか、知的障害の中には体をさわられるのが嫌な人もいて、それが苦手ですと書かれてあったりとか、利用する側も細かな具体的な内容を書いていかないとならないので、やはり、それを利用する側もしっかり理解していないとならないかなと思います。なかなかそれは文書だけでは伝わりにくいかなと思いますので、今、いろいろなところに赴くような話もありました

けれども、やはりまずは職員の方々がしっかり内容を理解していただいて、障害者の関連施設にはしっかり出向いていただいて、口頭で御説明する機会を設けていただければいいなと思うんですけど、その辺は考えていらっしゃいますでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。浦田健康福祉部理事。

○浦田浩美健康福祉部理事 障害者の方々への周知、また、事業所などへ出向いた説明などを考えているかとの御質問にお答えいたします。

障害者相談支援事業所などは、障害者施設などが、関係機関などが集まる会議の場などがあります。また、研修の場や事例検討会などもありますので、そういった場に職員が直接出向いて、まずは施設の方々、事業者の方々に御理解いただくような説明ということに努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 ありがとうございます。

そして、もう1つは、やはり学校等の、小・中・高の学校の教育現場でも、ぜひ出向いていただいて、先生方にもしっかり理解していただいて、子どもたちにきちんと今回のこのヘルプカードを伝えることがすごく大事なのではないかなと思います。1つには、子どもというのは、そういうのを覚えるとすぐおうちに帰って親御さんに、きょうこういうのがあって、こういうの提示されたら助けてあげないといけないんだよとかって言って、ある意味早く伝達——お母さん方に行くことによって伝達することができるなということと、もう1つは、子どもたちにも、そうやって困った方を助けていくんだということが、きちんと教育的な効果でもすごくいいのではないかなと思います。ですので、学校等にも、やはり機会を見て先生方によく理解していただいて、先生方から子どもたちにヘルプカードの中身をよく丁寧に説明していただければいいのではないかなと思うんですけども、この辺はどうでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。浦田健康福祉部理事。

○浦田浩美健康福祉部理事 学校の子どもたちへヘルプカードについて理解してもらおう必要、また、学校の先生方を通じて、学校の先生方に理解していただくことが必要ではないかとの再度の御質問にお答えいたします。

市におきましては、子どもたちから障害について正しく知ってもらって、ともに支え合っていく意識を育むために、福祉読本を市内全小学校の2学年、4学年、6学年、また、全中学校の2学年の生徒に対して配付して、活用いただいているところですので、そういった福祉読本の配付の機会ということも捉えながら、学校の先生方が集まる会議などに職員が直接出向いて、ヘルプカードについて説明をさせていただき、先生方を通じて、またヘルプカードについて子どもたちに御説明いただけるような形で、教育委員会と連携した周知に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

そして最後に、市民に大きくアピールするために、バスとか清掃車とか、そういうものの横に大きく広告をしたらどうかなと思います。そうすると、私たちが車に乗っていると、結構バスに書いているものをじーっと見ている、何の商業かなと目にすることってすごく多いと思いますし、バス停で待っている方々もよく目にして、まずはヘルプカードというものが何なのだろうという注意を引く部分でも、大きなアピールをしていくということが大事なのではないかなと思います。これは、市民全体に、利用する側も求められる側も、両方にアピールすることもできますし、また、障害者の方々も、青森市民が一丸となって障害のある方々に対して努力してくれているんだなという、そういうアピールにもつながると思ういます。そういうこともやってみてはどうかと思うんですけども、どうでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。浦田健康福祉部理事。

○浦田浩美健康福祉部理事 バスなどの媒体も使ってというようなことの周知についての再度の御質問にお答えいたします。ヘルプカードを利用される方、また、ヘルプカードについて使って助ける方々、両方への周知になるのではないかとの意図だったかと思えます。

人目につくような周知、さまざまな媒体を使った周知ということの必要もあるかと思えますので、あらゆる媒体の工夫だとか、あるいは方策ということについては、今、軽米委員御提案のことも踏まえまして、これから検討してまいりたいと思えます。障害のある方々が安心して暮らしていけるように、まずはヘルプカードの周知ということにあらゆる方策を通じて努めてまいりたいと思えます。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 ありがとうございます。

今スタートするので、全部1回には、すぐにはできないかと思えます。予算の部分もあると思えますので、これらを含めて、これから細かな周知にいろいろ工夫していただければと思えます。せっかく、県内初でやるのでありますので、他の市町村に見本となるような、そういう工夫をしていただければなと思えます。あと、もし県がこれから同時に、もしやるようなことがあれば、また県とも連携をしっかりとっていただいて、どうせやるのであればしっかりと効果が出るようなやり方をしていただきたいなと思えます。ただ文書で通達しただけではなくて、一人一人が——今回のこのヘルプカードは何のためかという、その困った人たちをしっかりと、市民が一人一人がすぐ気がついて助けてあげられるような部分でやる内容ですので、とにかく理解してもらわないことには何の意味もありませんので、ぜひその辺の周知をしていただきたいなと思えます。

今、オリンピックも迎える中で、人に優しい青森市、市民一人一人が気配りできる青森市を目指して、ぜひきめ細やかな周知をしていただければと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○丸野達夫委員長 本日の委員会はここまでで終了し、明日午前 10 時に委員会を開き、残る質疑を行います。

なお、各会派の残り時間については後ほど事務局を通じてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4 時 40 分 散会

2日目 平成28年6月21日（火曜日）午前10時開議

○丸野達夫委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）これより、本日の委員会を開きます。

本日の委員会は、昨日に引き続き付託された議案の審査を行います。

初めに、私から御報告いたします。

本日、舘田瑠美子委員の質疑に対する答弁のため、貝森敦子農業委員会事務局長が出席いたします。なお、答弁が終了し次第、退席いたしますことを御了承願います。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、仲谷良子委員。

○仲谷良子委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）社民党の仲谷良子でございます。

1点目、国際交流員の設置事業について質問いたします。

現在、市の国際交流員は英語、韓国語であります。今後予定されている天津、杭州からの直行便などにより、中国からの旅行者がふえると思われ。中国語の国際交流員も必要でないかお尋ねいたします。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○坪真紀子経済部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）仲谷委員の中国国際交流員の配置についてお答えいたします。

近年増加している中国人観光客の受け入れに当たっては、本年1月、青森商工会議所、青森観光コンベンション協会と連携し、中国人の生活習慣のほか、決済方法、免税店対応について、観光事業者等を対象に「中国人旅行者受入セミナー」を開催したところです。このような取り組みには、必要に応じ、本市在住の中国人ボランティアや留学生等に御協力いただき、御意見を参考としております。

また、今定例会に提案している補正予算で、コミュニケーションツール等の作成を計上しており、本市を訪れる中国人観光客の皆様が安心・快適に市内を周遊・滞在できるような環境づくりを図ることとしております。

仲谷委員お尋ねの国際交流員については、市では現在、英国、韓国の国際交流員を1名ずつ採用し、市刊行物等の翻訳、海外公式訪問団等来青時の通訳、友好交流都市等との交流事業に係る企画・支援、小・中学校等での異文化理解のための講座、クルーズ客船寄港時の歓迎行事の対応等を行っております。

英語、韓国語以外につきましては、必要に応じ、青森県の国際交流員、本市在住の外国人ボランティア、留学生等に依頼し対応しているところです。

中国の国際交流員の配置につきましては、今後の中国人旅行者等の動向を見きわめた上で、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 今後の旅行者の動向を見てということではありますが、天津、杭州の直行便、これが決定すると相当違ってくるのではないかなど。旅行者がふえてくるのではないかなど思うんですよ。決定した場合、すぐというわけではないでしょうけれども、今後、中国の国際交流員は考えていくのでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○坪真紀子経済部理事 再質問にお答えいたします。現在定期便の就航に当たっては県が窓口となり調整中ですが、その状況に応じまして、また検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 外国人観光客誘客促進事業で、外国人宿泊者数の目標が平成31年度で1万500人となっております。平成27年度の本市の宿泊者数が9357人ということですから、今年度で目標に到達できるのではないかなど私は考えていますが、平成27年度のおよその外国人の方の国別宿泊者数はおわかりになりますか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○坪真紀子経済部理事 お答えいたします。昨年の——年度ではなく1月から12月までという形になりますが、外国人宿泊者数につきましては市内の主要宿泊施設に宿泊した外国人観光客数の数値としておはかりしております。

お尋ねの国籍別では、去年は中国が一番多く、以下韓国、台湾、オーストラリア、アメリカの順です。これまで国籍につきましては最も多いのが、韓国、アメリカ、台湾の3つでずっときていたわけですが、平成27年から中国がトップという形になっております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 やっぱ中国の方が多く来ているんですね。私も1度浅虫のホテルで中国の旅行者の団体と一緒にあったことがあるんですけども、これからオリンピックはまだあと4年もあります、こういうふうにはトップに中国人が宿泊しているということは、いろんな面で青森のおもてなしと言いますか、そういう形で楽しく過ごせるような滞在になっていただけるように、ぜひ今後考えていただければと思って要望いたします。

以上です。

次に、再生可能エネルギーについて質問いたします。

NPO法人グリーンエネルギー青森から再生可能エネルギーについて提言を受けましたけれども、市としてどのように受けとめているか質問いたします。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。環境部理事。

○小松文雄環境部理事 NPO法人グリーンエネルギー青森の提言についての御質問にお答えします。

昨年度、グリーンエネルギー青森が、青森市人材育成支援事業の助成を受け、取りまとめた「青森市におけるコミュニティ・パワー普及のための政策提言」につきましては、平成28年3月16日に市長に対して提言があったものであります。

この提言では、1つには、公共施設において省エネルギーの取り組みを推進すること、2つには、木質バイオマスの熱利用を進めること、3つには、地域が主導するエネルギー推進を促進・支援することと大きく3つの提案がなされており、市の再生可能エネルギーの推進に向けた貴重な御提言と受けとめております。

1つ目の公共施設における省エネルギーの推進につきましては、市役所みずからがCO₂排出抑制に事業者として積極的に取り組むための計画として「青森市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を今年度末に策定することとしており、この中で、市有施設の省エネ対策などを検討してまいります。

2つ目の木質バイオマスの利用につきましては、直接的な熱利用ではないものの、現在、弘前大学北日本新エネルギー研究所へ委託しております新エネルギー実用化検証の中で、バイオマスのガス化システムモデル構築の検証を行うこととしており、今後も産学金官連携によるラウンドテーブルを開催し、実用化に向けた取り組みを行ってまいります。

最後に地域が主導するエネルギー推進につきましては、今後、民間活力の導入に向けて先進地事例や関係団体等からの情報収集に努めるとともに、今回の提言を参考としながら、さらなる再生可能エネルギーの推進を目指してまいりたいと考えております。

○丸野達夫委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 3つの提言のうち、バイオマスの熱利用について、ほんの少しだけですが紹介しますが、青森市で木質バイオマスの熱利用を進めるために、モデル地域を設定した可能性調査の実施を提案します。

具体的には、森林やリンゴ園が近く熱利用が多く見込まれる施設がある地域をモデル地域に設定するとあるんですけども、そこで私も考えて、リンゴの剪定枝というと浪岡でありますから浪岡ということと、あとは間伐材も未利用と言いますか、間伐されて放置されているようなものもあるのではないかと思いますので、ぜひそのモデル地域にできないものかと思っています。

木質バイオマスに関連する国の補助金でありますけれども、ホームページを見ましたら、熱利用に関連する主な支援策として、いろんな省庁で支援策を打ち出しているんですけど、林野庁、農林水産省、経済産業省、環境省が出しています。

そして、地域バイオマス産業化推進事業や、再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金などということが書かれております。

ですから、これを要望する。もし例えば青森市で事業を起こすとしても、補助金

がマッチするかどうかというのはちょっと私は全然わかっていんですが、ぜひ私が先ほど言った浪岡地域などをモデル地域に設定して、バイオマスの熱利用に取り組むべきではないかと思えますけれども、どのようにお考えになりますか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。環境部理事。

○小松文雄環境部理事 モデル地域を設定すればどうかという御質問にお答えします。

バイオマスエネルギーの変換・利用技術につきましては、直接燃焼による熱利用等さまざまな活用が想定されますが、市ではこれまで青森市内で発生するリンゴ剪定枝や間伐材等の未利用木質系バイオマスのエネルギー利活用に着目し、低コストで高効率な小型全量ガス化技術の開発を目的として、弘前大学北日本新エネルギー研究所へ実用化検証を委託してまいりました。

この検証委託では、地域におけるエネルギーの地産地消を目指しているところであり、今、仲谷委員がおっしゃったモデル地区の設定などの取り組みにつきましては、先進地の事例などを調査してまいりたいと考えております。

○丸野達夫委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 ぜひ補助金の内容で取り組みを進めていただきたいと思っています。

今言われた弘前大学のバイオマスの研究委託であります、4年経過したと聞いております。この実用化はいつごろになるのだろうと思うのですけれども、どうでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。環境部理事。

○小松文雄環境部理事 弘前大学の委託化につきましての再質問にお答えします。

弘前大学北日本新エネルギー研究所に委託しているバイオマスエネルギー変換利用技術の実用化検証につきましては、本市に賦存するバイオマスを活用した効率的なガス化炉の小型化・実用化に向けた研究でありまして、リンゴ剪定枝や稲わらなどのガス化特性を明らかにするとともに、バイオマスガス化システムの試作装置を完成させるなどの成果を得たところであります。

現在のところ、具体的な実用化までには至っていないものの、昨年度から産学官連携によるラウンドテーブルを開催し、実用化に向けた取り組みを行ってまいりました。委託研究の実用化につきましては、その研究の進捗状況や今年度も引き続き開催いたしますラウンドテーブルでのマッチングを進めながら、着実に実用化するよう努力してまいりたいと考えております。

○丸野達夫委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 ぜひ実用化が早く進むように要望いたします。

それで一般質問の再生エネルギーの関係でお答えいただいた小・中学校7校に太陽光発電を設置したと聞いておりますけれども、その発電量と売電の実績状況をお聞きいたします。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○石澤幸造教育委員会事務局教育部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）仲谷委員の再度の御質問の学校での太陽光発電の発電量、売電量の実績についてお答えいたします。

市内 64 校の小・中学校のうち、太陽光発電設備を設置している学校は御紹介のとおり全部で 7 校となっており、その内訳は、小学校が古川小学校、金沢小学校、東陽小学校、新城小学校、女鹿沢小学校、中学校が東中学校、浦町中学校となっております。このうち売電設備が設置されているのは、金沢小学校及び東中学校の 2 校となっております。

過去 3 年間の発電実績ですが、平成 25 年度が 1911 キロワットアワー、平成 26 年度が 2 万 4751 キロワットアワー、平成 27 年度が 5 万 5041 キロワットアワーとなっており、合計で 8 万 1703 キロワットアワーとなっております。

次に、売電につきましては、2 校とも平成 26 年度に新校舎を供用開始したため、平成 26 年度及び平成 27 年度の 2 年間の実績となりますが、平成 26 年度が 231 キロワットアワー、金額にして 8945 円、平成 27 年度が 3 キロワットアワー、金額にして 115 円となっており、合計で 234 キロワットアワー、9060 円となっております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 8 万 1703 キロワットアワーは電気料に換算するとおわかりになりますか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○石澤幸造教育委員会事務局教育部長 再度の御質問にお答えします。

電気料にしますと、家庭の電気とちょっと比較してませんが、学校で消費して、その余剰を売電しているという形ですので、かなり消費にも回っているということでもあります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 私はこれが太陽光で発電したということで、これが換算した、そういうことでお聞きしたかったんですが。あと省エネルギーを子どもたちに理解を深めてもらうことが、やっぱりごみの減量化と並んでとても必要なことだと考えています。学校で毎日の発電、売電を子どもたちにももちろん知らせていると思いますが、教育的効果ということで子どもたちにどのように知らせているのかお尋ねします。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○石澤幸造教育委員会事務局教育部長 再度の御質問にお答えします。

学校での省エネルギーの教育についてですが、学校への太陽光発電設備につつま

しては、電気料の節減や災害時に備えた蓄電だけがその目的ではなく、環境等にも寄与することを目的としております。

このことから、各学校には子どもたちがリアルタイムで発電量等を見られるよう、モニターを設置しているところでもあります。モニターの設置場所も各学校とも見やすいところに設置しておりまして、いずれも子どもたちがその場所で発電量を確認しております。

もう少し詳しく言うと、4年生では理科の光電池の授業の中で、また6年生では発電の授業の中で、中学校では理科のエネルギー及び発電の授業の中で、それぞれ環境教育に役立つ教育を行っております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 わかりました。それでは一般質問で聞きましたが、新電力購入の契約期間についてお尋ねいたします。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）新電力事業者との契約期間についてのお尋ねにお答えいたします。

今般、新電力事業者と締結しました、本庁舎及び柳川庁舎と一部を除いた小・中学校に対する電気販売契約の契約期間につきましては、平成28年5月1日から平成29年4月30日までとなっておりますが、契約当事者の一方または双方から特に契約を延長しない旨の意思表示がなされなければ、さらに1年間自動的に契約更新されるものとなっております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 自動的に契約されていくと。私になぜお聞きしたかといいますと、10%の再生可能エネルギーが電力に入っているということで、私10%でいいのかなと考えるんです。金額もありますでしょうけれども、もう少し再生可能エネルギーが入ったほうがいいのかなと思って、入ってもらいたいという気持ちで、その契約期間についてお聞きしたところでもあります。

ぜひ契約のときにもう一度見直しをしていただけることを要望して終わります。

○丸野達夫委員長 次に、小豆畑緑委員。

○小豆畑緑委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）自民清風会の小豆畑緑でございます。

きょうは私が日ごろいろんなところを歩いて感じたことについての質問をさせていただきます。

初めに、浪岡湿生花園についてです。平成24年から桜並木の樹勢回復や遊歩道、そして遊歩道の柵、キャンプ場のトイレの設置、そして芝張りと整備をしてきたこの浪岡の湿生花園ですが、昨年4月よりリニューアルした浪岡湿生花園を訪れ、本

当に気になったことがあって質問させていただきます。

私は知人からの口コミで、この湿生花園が韓国ドラマ「冬のソナタ」に出てくるような桜並木の美しいところだと聞きました。近くには 360 度見渡せる展望台と温泉もあり、仲間と一緒に年に一、二度はウォーキングを楽しんでおります。

花岡プラザを基点に展望台、湿生花園と回り、花岡プラザに戻るとちょうど 1 時間程度、その後温泉を楽しみます。

湿生花園を知らない人を案内すると、皆さん異口同音に「こんないいところがあったんだね」と話されます。

以上申し上げて質問させていただきます。整備以前より桜の花つきがちょっと悪くなってきているようですが、浪岡湿生花園の整備内容をお示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○棟方牧人浪岡事務所副所長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり)小豆畑委員の浪岡湿生花園の桜の整備状況についてにお答えいたします。

浪岡湿生花園は合併後のまちづくりの方向性を定めた市町村建設計画に基づき、合併特例債を活用したプロジェクトに位置づけられた健康の森改修事業の中の一つ、浪岡湿生花園外公園整備事業として、緑化による魅力ある景観の創出と健康づくりレクリエーションの場として充実を図るため、桜並木の樹勢の回復、遊歩道及び安全柵の設置、キャンプ場付近の男女トイレの設置、キャンプ場の芝張り、ため池のしゅんせつなどの改修整備を行い、平成 26 年度で整備を行ったところであります。

桜並木の整備内容につきましては、地元の町内会を初めとする関係各団体、樹木医を含む皆さんとの懇談会を設けて検討した経緯がありまして、その中の提言として現状のままでは桜並木全体が衰弱してしまうとの指摘がありましたことから、91 本あった桜を、樹間の距離をとるため 1 本置きに伐採をして、残った桜の幹回りの土壌改良を行い、また、枝についても日光が当たるように整備を行ってきたところであります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 桜並木の樹勢回復も図ったということをお聞きしたんですけれども、この処置はどのようなものであったのか。また、整備後の状況をお知らせいただきたいと思います。何か樹木医の方に診ていただいたということでしたので、お願いします。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○棟方牧人浪岡事務所副所長 小豆畑委員の再度の御質問に答弁いたします。

その後は、桜の変色や落葉など樹勢が弱まったという認識があったものですから、樹木医から意見をいただいたところ、土壌改良を行った際に幹回りを掘ったことで、ネズミやモグラなどによる根の食害によって、樹勢が弱まったということでありました。

このことを受けまして、浪岡事務所としましては、栄養液を土壌に注入したり、また、小まめに水やりを行うなどの対策を実施してきたものの、結果的に今春には48本のうち20本ほどの桜の開花が見られなかったものであります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 何か整備する前のほうが、ずっと桜の花つきもよくて見事だったんですけど、だんだんこのごろ悪くなっていくので。しかも48本中ことしは20本しか見られなかったということで、本当に花つきも悪くて。このままではだめだと思うので、今後、この桜並木をどう対応していきたいと思っているのかお聞かせいただきたいと思います。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○棟方牧人浪岡事務所副所長 桜並木の今後についての御質問であります。再び樹木医とも詳細に相談していきながら、できる限り桜並木の景観をもとに復活させるように現在の状況を改善してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 よそのところでもやっているところもあるんですけども、例えば桜をまたふやしていくとか。そういう場合には、例えば市民が自分の名前で1本植えるとか、そういうことも考えられないかなとちょっと思ってみました。桜のオーナーと言えはちょっとおこがましいんですけども、例えば桜1本につき1万円くらいお金を出して、そしてその人の名前をつけて植樹してあげるというのも考えたらいいのではないかなと。今のままの桜だと、剪定もちょっと悪いし、あのままではだめだと思いますよ。そういうことを考えていただきたいと思います。

また、花岡プラザ、展望台、湿生花園、このトライアングルのウォーキングは、いろんな団体で今までやっているんですけども、何か1つキャッチコピーを見つけて、この3点を歩くのにちょうど1時間でいいんですよ。そういうことをぜひまた企画してもらいたいと思います。

そして去年新しくつくられたパンフレットなんですけれども、西山公園と花岡プラザ、浪岡湿生花園、この3点は大きくクローズアップして書かれているんです。私としては、展望台は本当にぜひ皆さんに見ていただきたい、すばらしいところです。360度の景観が得られるので、お連れした方は皆さん本当に感嘆します。ここをもう少しクローズアップして、そしてこの散策コース、少しめり張りをきかせて、行ってみたいくなるようなパンフレットにしていきたいということを要望して、この項は終わります。

次に、健康の森花岡プラザについてです。

先ほど申し上げましたように、湿生花園、展望台をめぐる後は花岡プラザで温泉につかります。ウォーキングの仲間と一緒に市民交流室を快適に利用させていた

だいておりますが、使用料が本当に安価で、採算が気になるので質問いたします。

当初予算について、どのくらいなのかお聞かせください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○棟方牧人浪岡事務所副所長 それでは、当初予算についての御質問にお答えいたします。

平成 28 年度の当初予算につきましては、歳出では運営管理事務で 2439 万円、それから職員人件費で 1754 万 8000 円、合計で 4193 万 8000 円となっております、歳入としましては 2216 万 7000 円を見込んでいるところであります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 そうしますと、ここを利用している実績についてお聞かせいただきたいんですけれども。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○棟方牧人浪岡事務所副所長 それでは、平成 27 年度の利用実績についてお答えいたします。

全体の利用者数につきましては、6 万 9600 人となっております。内訳としましては、まず温泉浴場の利用人数につきましては 6 万 2346 人で、1 日平均約 215 人となっております。

次に、ウオーキングコースやフィットネスルームなどを備えた健康づくりフロアの利用人数につきましては延べ 3219 人で、1 日平均約 11 人となっているほか、大広間の個人利用の人数につきましては延べ 754 人、市民交流室、大広間、休憩室の貸し切り利用人数につきましては、合計で延べ 3281 人となっております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。

いつ行っても、私はフィットネスのほうもほとんど日中行くものですから、その時間というのはほとんど人がいたのを見たことがない。お部屋のほうも、土日は結構利用されているようですが平日はほとんど利用者がいないんですよ。その割には料金が安いので、この料金設定の根拠というのはどのように算出されているんでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○棟方牧人浪岡事務所副所長 使用料についてお答えいたします。

浴場施設の使用料につきましては、1 人 1 回につき一般・高校生・中学生が 350 円、小学生が 150 円、幼児が 60 円となっております、料金につきましては市の浴場施設でありますユーサ浅虫と浪岡地区の民間温泉施設を参考として設定しているところであります。

〔小豆畑緑委員「お部屋のほうは」と呼ぶ〕

○棟方牧人浪岡事務所副所長 引き続き、健康づくりフロアなども含めて一通りお答えしたいと思います。

健康づくりフロアの使用料につきましては、1人1時間につき一般が100円、高校生・中学生につきましては70円となっており、市民の健康増進を目的とした同様の機能を持った健康増進センターや西部市民センターの使用料を参考としております。

ただ、元気プラザ等につきましては、個人の健康度に応じた運動プログラムのトレーニングに要する時間から2時間200円の使用料としておりますけれども、花岡プラザにつきましては、高齢者の方々の利用が多く見込まれることや、気軽に運動ができるような環境を整えるという意味から、運動に要する時間として1時間程度を見込んでおります。多くの方々がそれによって体力に合わせて利用できるように配慮して、使用料を設定したものであります。

市民交流室、休憩室、大広間の使用料につきましては、市民交流室の貸し切り使用料が1時間300円、休憩室の貸し切り使用料が1時間140円、大広間の貸し切り使用料が全部使用で1時間450円、一部使用で1時間230円、大広間の個人利用につきましては、1人につき一般・高校生・中学生が140円、小学生が60円、幼児が30円となっておりまして、根拠につきましては、利用面積相当分の施設のコストを負担していただく観点から、整備費と管理費の見込みを試算し、それを根拠に設定しているところであります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 安価な使用料というか……。わかりました。せつかくのフィットネスなのに、なかなか利用者が増加しないんですよ。短命県返上の意味でも、市民の方にもっとアピールしてここを使っていただくように、フィットネスのほうは一定期間を設けて、例えば5月の1カ月間は無料で使ってみませんかというような感じの催し物もしてみたらどうかなと思うんですけれども。

それから、今まで浪岡に花岡荘にはそういうのがなかったので、浪岡の方にそういう器具になじんでもらうという意味でもやっぱり——私、前に年間通して無料と言ったんですけれども、一定期間だけでも無料にして、皆さんになじんでもらうことを考えたらいいのではないかなということを申し上げて、この項は終わらせていただきます。

次に、まちなか保健室について質問させていただきます。

まちなか保健室の開設当初、アウガを利用したついでに私も健康チェックをしていただきました。お肌年齢、血管年齢ともに実年齢よりも二十数歳若く出ましたので、本当にうれしかったのですが、BMIのほうがちよっと高くて、肥満と出たので、その後がっかりしたんですけれども。そのときは数人が並んで順番を待っていましたので、1日何人くらいの方が利用しているのかと思ってお尋ねしたところ、

その4月末ごろでしたけれども、80人くらいと即答がありました。でも、最近土・日曜日に会議があってよくアウガに行くんですけれども、なぜか薄暗くて照明もついていませんでしたし、利用者の姿も見受けられませんでしたので、質問させていただきます。

まちなか保健室の最近の利用状況はどうなっているのかお尋ねいたします。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。木浪健康福祉部理事。

○木浪龍太健康福祉部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）まちなか保健室についての御質問にお答えいたします。

まちなか保健室は、本年3月にアウガ5階に開設し、個別の健康相談に応じる健康相談コーナー、血圧計などの健康機器を使った健康チェックコーナー、健康に関する情報交換ができる健康情報提供コーナーの3つのコーナーを設け、健康づくりリーダーや健康づくりサポーターのほか、地域で健康づくり活動をされている市民の皆様とともに、市民のヘルスリテラシーの向上と短命市返上に向けた取り組みを行っているところであります。

開設以降の利用状況ですが、3月が1733人、1日平均で約87人、4月が1569人、1日平均で約55人、5月が1374人、1日平均で約46人と3カ月間での1日平均利用者は約60人となっているものの、利用者数は減少してきている状況であります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 人数は減少してきている。やっぱりそうだったんですね。照明がついていなかったんですけれども、あの部分の電気料を払っていなかったんでしょうか。でも、暗いんですよ。まちなか保健室を利用している年齢層というのはどんなものかお尋ねします。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。木浪健康福祉部理事。

○木浪龍太健康福祉部理事 再度のお尋ねにお答えいたします。

年齢別で見ますと、10代から90代と幅広く利用されており、その内訳は39歳以下が約10%、40歳から64歳が約26%、65歳以上が約64%と高齢者の利用が多い状況であります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 比較的というか、圧倒的に高齢者が多いんですけれども、健康チェックの後の健康相談というのがありますが、相談の内容はどのようなものでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。木浪健康福祉部理事。

○木浪龍太健康福祉部理事 再度のお尋ねにお答えいたします。

健康相談コーナーでの相談内容としては、治療しているが血圧が高い、自宅での

血圧の測定方法について知りたいなど、血圧に関する相談が最も多く、ほかでは、高脂血症の治療中だが体調がすぐれない、バランスのとれた食事について聞きたいなど、御自身の症状や生活習慣に関する相談のほか、家族の病気や症状、健診の結果や受け方などが主な相談内容となっております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 先ほどの月別の利用状況をお聞きして、だんだん少なくなっているというのは、1回チェックしてもらおうと、なかなか行くたびに何回もということはないと思います。ですから、再度利用してもらうためには、毎月身近なテーマでキャッチコピーを決めて、大きく表示してみてもはどうでしょうか。例えば、あなたの血圧は大丈夫とか、BMIはとか、1カ月ごとでも大きなテーマを決めて人を呼び込むようにしたらいいんじゃないかと思います。

また、初めてこのまちなか保健室の前を通っても、私たちみたいに知っている者はいいんですけども、こんな状況だと全然まちなか保健室だってことがわかりませんよね。だから、初めてこの5階に来た人でもまちなか保健室だとわかるような表示を試みるべきではないかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。木浪健康福祉部理事。

○木浪龍太健康福祉部理事 再度のお尋ねにお答えいたします。

まちなか保健室では、今年度、隣接する研修室やAV多機能ホール等を活用して、市医師会と共催の健康教育や野菜の日になんだセミナー、運動講座などを計画しておりますが、先ほども申し上げましたとおり利用者が減少している傾向にありますことから、小豆畑委員の御提言を参考としまして、市民の皆様が関心を持つような身近なテーマやキャッチコピーを掲げ、目立つように大きく表記するなど工夫しまして、多くの方々に御利用いただけるよう取り組んでまいります。

次に、現在のまちなか保健室の案内につきましては、アウガ正面玄関前や各階随所にPRや誘導表示を行っているほか、まちなか保健室内にはのぼり旗を設置しているところでもありますけれども、小豆畑委員の御提言を踏まえ、これまでの設置箇所に加えまして、アウガ1階正面エレベーター前や、まちなか保健室内に目立つような看板を設置するとともに、保健室内の雰囲気づくりに配慮するなど、アウガを訪れるお客様が気軽に足を運びたくなるよう、より工夫を凝らしてまいります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 どうぞよろしくお願いいたします。終わります。

○丸野達夫委員長 次に、館田瑠美子委員。

○館田瑠美子委員 日本共産党の館田瑠美子です。

最初に、青森市耐震改修促進計画について質問いたします。

一般質問でお答えいただきましたが、本市の民間特定建築物の耐震化は82.3%で

す。昭和 56 年以前の旧耐震基準で建てられ、耐震化がない民間特定建築物の中に、学校が 18 校、病院・診療所が 9 件、ホテル・旅館が 16 件、店舗 20 件などが入っています。耐震改修促進法第 14 条では、旧耐震基準の建築物で多数の者が利用し、地震によって倒壊すれば多大な影響を及ぼす建築物では、耐震診断及び耐震改修を行うよう努めなければならないとされています。民間特定建築物の耐震化をどのように進めていくのか、最初にお伺いいたします。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○金子牧子都市整備部長 館田委員の民間特定建築物の耐震化についてのお尋ねにお答えさせていただきます。

本市は、災害に強く安全性の高いまちづくりを目指し、青森市耐震改修促進計画を策定し、建築物の耐震性の向上に取り組んでいるところであります。本計画では、民間特定建築物の耐震化の促進のために「民間特定建築物の地震に対する安全性の確保」を基本方向とし、主な内容として、耐震化の支援と普及啓発の促進に取り組むこととしております。

民間特定建築物の耐震化の促進のためには、民間特定建築物の所有者等がみずからの問題として取り組むことが不可欠であり、市としては、所有者等のみずからの取り組みをできる限り支援するという観点から、耐震化を図るための環境整備に努めることとしております。

そのため、建築指導課内に相談窓口を設置し、市民の皆様への情報提供及び来庁者への普及啓発に努めているところであり、防災査察を行った際には、旧耐震基準の建築物の所有者等に対し、耐震化の必要性について周知を図るとともに、建築基準法に基づく定期報告制度を活用し、旧耐震基準の建築物の所有者等に対して耐震化の必要性について周知を図っているところであります。

なお、民間特定建築物の耐震化の促進を図るためには、国及び県との協力が不可欠でありますことから、情報収集に努めるとともに、国等の動向に注視してまいりたいと考えております。

○丸野達夫委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 ありがとうございます。

今、国及び県の動向を注視してということですが、今回の熊本地震でこの耐震化の問題がまた見直されていくと思いますので、ぜひ動向を注視して、さまざまな支援策とか講じなければ、なかなか難しいのではないかなと思います。

次に、一般住宅についてもお伺いいたしますが、住宅総数 11 万 4570 戸のうち、旧耐震基準で建てられた住宅が 3 万 3350 戸、そのうち耐震性がない家が 2 万 2654 戸あり、耐震化率が 80.2%となっています。住宅の耐震化のほうは、どのように進めていきますか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○金子牧子都市整備部長 住宅の耐震化についてのお尋ねにお答えさせていただきます。

きます。

住宅の耐震化の促進につきましても、民間特定建築物同様に所有者がみずからの問題として取り組むことが不可欠でありますことから、市といたしましては、所有者等のみずからの取り組みをできる限り支援するという観点から、耐震化を図るための環境整備に努めることとしております。そのため、建築指導課内に相談窓口を設置し、市民への情報提供及び来庁者への住宅の耐震化の必要性に関するパンフレットを配布するほか、住宅関連のイベントに参加するなど住宅の耐震化の促進を図るための普及啓発に努めているところであり、今後ともこの取り組みを継続させていただきたいと考えております。

○丸野達夫委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 本来であれば、平成 27 年度までに目標であった 90%を達成していなければならなかったと思うんですよね。だけれども、今説明があったことは、これまでもみんなやられてきたことだと思うのです。そういう中で、なかなか目標が達成できなかったということだと思うので、都市整備部長は、達成できなかった理由は何だと思っているのか、その辺をお聞かせください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○金子牧子都市整備部長 再度のお尋ねにお答えさせていただきたいと思えます。

まず、住宅の耐震化を図るために市が実施している支援として御案内させていただきたいと思うのですが、市では昭和 56 年 5 月以前に建築された木造住宅を対象に平成 20 年度から木造住宅の耐震診断に関する支援事業を実施しまして、耐震診断に関する支援を行っております。また、平成 23 年度からは木造住宅の耐震改修に関する補助事業を実施しまして、耐震診断の結果、補強が必要とされた木造住宅において耐震改修に係る工事費用の一部を補助するなど、木造住宅の耐震化に関する支援を行っております。ただし、この実績であります、耐震診断のほうでありますけれども、平成 20 年度から平成 27 年度の 8 年間で 36 件、住宅の耐震改修のほうでありますけれども、平成 23 年度から平成 27 年度の 5 年間で実施件数 3 件となっております。

こちらに対して、どうして進まないかというところでもありますけれども、青森市木造住宅耐震診断支援事業の利用者に対して行ったアンケート調査によりますと、耐震性が不足していた住宅の所有者の 65%が改修予定がないと回答されまして、そのうち約半数が改修工事の費用負担が大きいと回答されております。

また、国土交通省において開催している社会資本整備審議会平成 25 年 2 月に出されました「住宅・建築物の耐震化促進方策のあり方について」の中で、国や地方公共団体が行ったアンケートの結果を取りまとめたものが記載されておまして、耐震改修をしない要因といたしまして、耐震化に要する費用負担が大きい、耐震性があるという認識など耐震化が不要と考えている、業者の選定が難しい、方法・費用・効果等が適切であるかどうかの判断が難しい、工事中の使用が制約されている

ことへの懸念があるなどといったことが挙げられているところであります。

○丸野達夫委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 ありがとうございます。

私も、やっぱり何よりも、この改修する費用負担が大きくて、耐震診断をしたとしても改修できなければっていうことで、なかなかこういう、市でわざわざつくった制度ですけれども、余り利用できないのではないかなと思うんです。ですから、そういう点では負担がもっと軽くできるような支援策をこれから講じていく必要があるのではないかなと思います。

防災アセスメントでは、耐震化率を95%とした場合、揺れによる倒壊数と倒壊による死者数が太平洋沖地震での7分の1に、入内断層地震で4分の1に減少すると算出しているのです。耐震化を進めていくことが、これだけのリスクを減らしていくということにつながるなら、公共施設、民間施設、そして一般住宅も含めて、平成32年度までに95%という目標は、何としても達成しなければならないなと思っています。

そのために、実効ある対策がどうしても必要です。地震で住宅が全壊したときに、国は再建のために1軒に300万円を支援すると、今それを500万円に引き上げるべきではないかと、国会ではそういう話にもなっていますけれども、倒壊してしまう前にもっと厚い負担ができるように、これからぜひ国にも働きかけていただきたいということを要望して終わらせていただきます。

次に、農業について伺います。

昨年の国会で、農協改革関連法の一環として、農業委員会に関する法律の改正が成立しました。しかし、実際は改正どころか改悪です。なぜかといえば、1つに法の目的から農民の地位の向上が削除されたことです。2つは、農業委員の選出方法を公選制から、市町村長による任命制に変えたことです。公選制は、農家の代表機関としての農業委員会の性格を保障する基本的な制度でした。農地の所有者や耕作者から委員が信任され、農家の意見を農地行政や農業振興策に繁栄させる上でも不可欠とされてきたものです。農村の現場には公選制は不都合という声は全くなく、任命制になれば恣意的な人選になる懸念も否定できないということも指摘されてきました。それなのに、それを無視して強行したもので、民主主義の重大な後退です。

質問は、市町村長の任命制に変えられた農業委員の任命に当たっての要件を示していただきたいと思います。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。農業委員会事務局長。

○貝森敦子農業委員会事務局長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）農業委員会等に関する法律の一部改正に伴う、農業委員の任命要件についてのお尋ねにお答えいたします。

農業委員会等に関する法律が一部改正され、本年の4月1日から施行されました。その主な改正内容であります。1つに、農業委員の選出方法につきましては、公

選制が廃止され、市町村長が議会の同意を得て任命する制度となり、議会と農業団体推薦の選任委員は置かないこと、2つに、農業委員の定数につきましては、現行の定数の半数程度となること、3つに、新たに耕作放棄地の発生防止・解消等、農地パトロールを主に担う農地利用最適化推進委員が新設されることなどであります。

館田委員のお尋ねの市町村長が農業委員を任命するに当たっての要件は、農業委員会に関する法律第8条に定められており、1つに、認定農業者が委員の半数を占めていること、2つに、農地を所有していないなど利害関係を有しない者が含まれていること、3つに、年齢・性別等に著しい偏りが生じないように配慮することなどとなっております。

なお、現在の本市農業委員は、特例により平成30年3月31日の任期満了日まで在任することとなっております、したがって、市長による任命制の適用は平成30年4月1日からとなっております。

○丸野達夫委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 ありがとうございます。任命に当たっての要件を示していただきました。

要件の中には、市町村内に居住するとか、農地を保有する耕作に従事するという資格は問われなくなり、地域内の企業役員なども中立の委員という形で選出は可能になります。また、産業廃棄物業者や不動産業など農業振興とは無縁な人たちが市町村長によって恣意的に任命されることのないよう、議会は同意に当たっては厳しいチェックをする必要があります。女性や青年を積極的に登用する点では、本市の女性農業委員は議会から選んでいただいた私と小豆畑委員の2人ですが、選挙で選ばれた公選委員や農業団体から選任された女性農業委員はいませんでした。

政府は2020年までには女性の割合を30%にすることを目標にしています。今度は、議会や農業団体から選任するという制度はなくなりましたので、自薦・他薦による公募に、女性農業者の方に積極的に手を挙げてもらうことが必要になります。農業就業人口の半数は女性です。おいしくて安全な農作物の生産はもちろん、農作物の加工や直売、農家レストランなど6次産業化の取り組みは、女性が中心となっています。青森市の農業を元気にしていくためにも女性の力は必要です。真の男女共同参画という点からも女性の登用に力を入れる必要があると思います。

そこで、鹿内市長にお伺いたしますが、任命に当たっては、年齢・性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないとなっておりますので、女性農業委員を複数名以上任命できるよう、市としても何らかの対策を講じていただきたいと思います。どうでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。鹿内市長。

○鹿内博市長 館田委員からの農業委員についての御質問にお答えいたします。

先ほど農業委員会事務局長から答弁がありましたように、任命に当たっての要件として何点か紹介がありました。その中で年齢・性別等に著しい偏りを生じないよ

うに配慮することということも先ほどの答弁にありました。まさに今、舘田委員からも御指摘がありました。任命に当たっては、こういう考え方に基づくことになろうかと考え、任命の適用は、平成30年4月1日からということでもありますので、新しく制度が始まるこの時点でそういう考え方なり、そういう配慮がなされるものと考えております。

○丸野達夫委員長 舘田委員。

○舘田瑠美子委員 そのときに急にといってもなかなか、女性就農者の人がすぐ「はい」と手を挙げるということにはならないと思うので、私はあえて今、市長に何らかの対策を講じていただきたいと聞いたのですよ。だから、ぜひ関係者と協議しながら対策を講じていきたいと、そうしていこうという前向きな答弁を期待していたのですけれど、どうでしょうか、もう1回答弁していただけないでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。鹿内市長。

○鹿内博市長 委員の選任に当たっては、当然いろんな方とあるいは関係機関、そしてまさに農業委員が目指す目標・目的に合致できるような観点から関係者との御意見をいただきながら、その任命に当たっての考え方、あるいは進め方ということを整理していきたいと考えます。

○丸野達夫委員長 舘田委員。

○舘田瑠美子委員 ちょっと私からお話しいたしますけれども、全国女性農業委員ネットワークというところで、「あなたも農業委員になりませんか！農業・農村にいまこそ女性の力を！」というリーフレットをつくっているのです。これは今度の任命制のリーフレットでない、現在のものなので、そのままは使えないのですけれども、ぜひ鹿内市長にこういうような新たなリーフレットを青森市として作成していただいて、今から機会あるごとに女性の就農者に今度制度変わりましたよと、あなたも農業委員になりませんか、女性の力をぜひ、元気な青森で農業するために発揮してほしいということで、今からPRしたり働きかけていただきたいと私は思っているのです。そこで、ぜひそういう点で、市長にも協力していただいて、農業委員会としてはどうしているのか、何かありましたら答弁していただければと思います。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。農業委員会事務局長。

○貝森敦子農業委員会事務局長 再度の御質問にお答えいたします。

先ほど、市長が申し上げましたとおり、女性が農業委員になることは非常に重要なことだと思っております。まずは、1人でも多くの女性の方が応募していただくということが、舘田委員もおっしゃったとおり肝要であります。そのための方策として、今、舘田委員御提案のチラシを各農業者——女性の方多いですし、それから認定農業者にも女性の方がいます。それから、女性の農業者の団体もあります。そういうところにまず働きかけまして、1人でも多くの女性の方が応募していただくように周知させていただきたいと存じます。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 ぜひそのようにしていただきたいと思います。

私たち、今いる女性農業委員もそのために一緒に頑張っていきたいということをお願いしまして、次に、農地管理事業について伺います。

まず、最初に農地中間管理機構が行った農地の賃借状況を示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○金澤保農林水産部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）農地中間管理事業の利用状況についての御質問にお答えいたします。

農地中間管理事業につきましては、農地中間管理機構を仲介役として、農地を貸したい人と借りたい人のマッチングを効率的に行い、農地の集積・集約化を図ることを目的として、平成26年度から始まった事業であります。当該事業を利用して、農地の貸付契約が成立した実績といたしましては、平成26年6月30日から平成28年3月15日までの累計で305名、244.4ヘクタールとなっております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 この農地中間管理事業は、耕作できなくなった農地を、規模拡大を目指す担い手に集積して、耕作放棄地の防止や解消を図り、効率的営農体制を図るためとしてスタートしました。しかし、耕作放棄地の条件の悪い農地は、借り受け対象から外されました。また、引き受けた農地も一定期間、貸出先が見つからなければ、所有者に戻されてしまいます。

農地の貸し借りは、農地の地番や面積、借り手の名前などを農用地利用配分計画にまとめ、知事の許可を受けて公告することによって、権利が発生する仕組みです。一般の農地の貸し借りで必要とされてきた農地法に基づく農業委員会の許可は不要になりました。そしてこの計画の作成、決定に当たっては、農地中間管理機構は必要があれば農業委員会の意見を聞くものとすると言われていたので、農地部会に毎回説明があります。しかし、受け手はいつも地域で頑張っている大規模農家や農業生産法人ですから、意見を言う余地はありません。ただ、後継者不足が深刻になっているわけですから、それだけ新規就農者への期待も大きいのですが、希望と意欲を持って農業に取り組んでいる新規就農者にこそ、優先して優良農地を貸し付けるべきではないかという声が上がっています。これまでそういう事例は1件もありませんでした。農地バンクは、地域の実態に合わない制度だということが、今明らかになってきています。

次に、農地中間管理機構集積協力金の今年度の交付単価を示していただきたいと思えます。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○金澤保農林水産部長 今年度の機構集積協力金の交付単価についての御質問に

お答えいたします。

国におきましては、機構集積協力金を交付して、農地の集積・集約化を促進することとしております。協力金の種類といたしましては、経営転換やリタイアする農業者等に対して交付する経営転換協力金、2筆以上のまとまった農地や借り手の経営農地に隣接する農地を貸し付けた者に対して交付する耕作者集積協力金、集落などの地域を対象として、地域内の農地の集積率に応じて交付する地域集積協力金の3種類となっており、国からは平成26年度当初において、平成30年度までの年度ごとの交付単価が示されております。

そのような中、国におきましては、認定農業者、認定新規就農者、いわゆる担い手への新規の農地集積の一層の促進を図るという考えから、これまでは、担い手以外の借り手へ集積された農地を含む全ての農地に対する協力金の所要額を都道府県に配分していたものを、今年度からは、担い手へ新規に集積された農地のみを協力金の配分対象としたほか、交付単価や交付対象農地について、都道府県が設定できるよう変更したものであります。

それを受けて、青森県では、不公平にならないように担い手へ新規に集積された農地だけでなく、これまでどおり、担い手以外の借り手へ集積された農地を含む全ての農地を交付対象としたところであります。その結果、青森県が目安として示した交付単価は、国からの配分総額が少なくなるため、平成26年度当初、国が定めていた平成28年度の交付単価の6割程度となったものであります。具体的には、経営転換協力金は、貸付面積に応じて、1戸当たり30万円、50万円、70万円であったものが、それぞれ18万円、30万円、42万円に、耕作者集積協力金は、貸付面積10アール当たり1万円であったものが6000円に、地域集積協力金は、地域内における農地の集積率に応じて、10アール当たり1万5000円、2万1000円、2万7000円であったものが、それぞれ9000円、1万2000円、1万5000円となっております。

なお、最終的な青森県での交付単価は、担い手へ新規に集積された農地面積が確定し、国から青森県への配分額が示された後、平成29年1月ごろに、青森県が決定することとなっております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 ありがとうございます。

今、農林水産部長の答弁にあったように、交付単価が約6割に削減されるということになります。農地を農地バンクに集積するために、機構集積協力金ということで約束してきたものです。当初は5年間は変わらないと説明してきました。ですから、いや応なしに国のこの政策に協力させられてきた農業委員を初め、農業関係者から約束が違ふと一斉に怒りの声が上がりました。全国的にも、この機構による農地の集積は、目標と大きくかけ離れており、農地集積協力金は使われずに多額の協力金が残っているはずなのに、政府は今年度もまた、多額の協力金を農地中間管理

機構に予算措置をしています。それなのに、約束した各種の協力金を削減するなど、とても許せません。農地所有者や地域に、多額の協力金を用意して安倍政権が強力に進めてきた農地中間管理事業ですが、貸出先を公募により決定するという仕組みが農地所有者になじまないことなどから、思うように進んでいないのです。農地の貸し借りは、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定という道もあるので、農地中間管理機構を利用するかどうかは、話し合いと納得で決めるべきだと思っています。

地域農業や農地を守るために何より必要なことは、農業漬しのT P P協定を批准させないことであり、安倍政権の農政からの転換です。今、自治体や農業団体、農家、住民、消費者などが共同して地域農業や農地は、地域で守るといって多彩な活動を展開し、国の農政に立ち向かっています。農業の現場を無視した抑えつけがうまくいくはずはありません。

農業は、地域によって多様であり、その担い手も大小多様な家族経営です。農地利用の最適化というのであれば、多様な農業者の経営が成り立つような環境を整えることが先決ではないでしょうか。農林水産部と農業委員会には、農政の下請け機関化をはねのけて、農業者の代表である農業委員の皆さんや農業関係者と力を合わせて、本市の農家と農地を守り、地域農業の振興のために力を尽くしていただきたいと、そのことをお願いして次に移りたいと思います。

次は、介護保険についてです。

市町村が主体となって行う新しい介護予防日常生活支援総合事業では、医師による要介護認定を省略し、25項目の安易な質問項目による基本チェックリストで、対象者を判定できるようになります。本来、要介護に該当するはずの人まで、認定から締め出されるリスクが指摘されています。市が利用者の希望や包括支援センターの判断をコスト優先で緩和基準によるサービスに誘導するようなことがあれば、保険あって介護なしという状況がさらに拡大することになると最初に指摘をしておきます。

平成28年度末の青森市の要支援認定者は3652人、要介護・要支援認定者数の約22.5%を占めております。何らかの介護サービスを受給している人は、2487人と約68%となっています。

新総合事業では、要支援の訪問介護・通所介護についても、必ずしも専門家の介護ではなく、NPO法人や住民主体による生活支援でもよいとしています。市はこれまで、認定を受ける権利を尊重し、あくまでも被保険者などが予防給付のサービスを希望している場合は、要介護認定を行い、現行の通所介護及び訪問介護に相当するサービスを必要とする方については、引き続き同様のサービスを提供していくと答えてきました。しかし、その一方で現行サービスのみならず、基準緩和サービスも含めた形で、高齢者の方々の多様化するニーズにきめ細かく対応する環境を整えていくと答えてきました。新しい総合事業における多様なサービスについて、現

在、市が考えている内容を示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。浦田健康福祉部理事。

○浦田浩美健康福祉部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）館田委員の介護保険についての御質疑にお答えいたします。

平成27年4月に介護保険法が改正され、平成29年4月までに全ての市区町村は、介護予防日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業を実施することとなっております。

その内容につきましては、国の地域支援事業実施要綱により、現行の介護予防通所介護及び現行の介護予防訪問介護に相当するサービスのほか、新たに、短期集中型の予防サービスや現行の基準を緩和したサービス、住民主体による支援など多様なサービスを地域の実情に応じて提供することが示されております。本市では、多様なサービスの構築を目指して、1つとしては、リハビリテーション専門職等の関与により、短期的に高齢者の生活機能の向上を目指す短期集中の予防サービスを、2つとしては、交流を通じて心身の活性化を図る現行の基準を緩和したサービスを昨年12月からモデル的に実施しているところです。

モデル事業につきましては、これまで御協力をいただいた事業者からは、高齢者の心身機能の向上に対する一定の効果が報告されておりますが、これらモデル事業はことし7月まで実施することとしておりますことから、今後、これらの結果を取りまとめ、検証を行い、新たな事業に生かしてまいりたいと考えております。

また、住民主体による支援につきましては、住民同士の支え合い活動がよりよい形で継続されるよう地域の関係団体や社会福祉法人、事業者等の方々と青森市地域支え合い活動研究会を開催し、活動する上でどのようなことに困っているのか、活動を円滑に進めるためにどのようなことが必要か、高齢者に必要な支援にはどのようなものがあるのかなどにつきまして、情報交換を行いながら、地域の現状やニーズの把握の作業を進めているところであります。

市といたしましては、これらの取り組みを踏まえながら、高齢者の方々ができる限り住みなれた地域で元気に楽しく生き生きと暮らし続けることができるよう、新しい総合事業の多様なサービスの構築を通じて、より利用者一人一人の状況にあったきめ細かなサービスや支援が提供できる環境を整えてまいりたいと考えております。

○丸野達夫委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 ありがとうございます。

今、浦田健康福祉部理事から新しい総合事業について、いろいろ説明をしていただき、その中で青森市が行っているモデル事業についても説明をしていただきました。

それではちょっとお聞きしますけれども、このモデル事業を行う際に基本チェックリストを使用したと聞いているんですけれども、このチェックリストを使って要

支援かどうかを判断したのは誰ですか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。浦田健康福祉部理事。

○浦田浩美健康福祉部理事 ただいまの再質問にお答えいたします。

モデル事業を実施するに当たって、基本チェックリストを行ったのは誰かとの質問でした。基本チェックリストを行いましたのは、包括支援センターの専門職員であります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 そうすると、包括支援センターの専門職の人が、チェックリストを使って要支援かどうかを振り分けたと、判定したということですね。

次に、ちょっといくつか質問してまいります。短期予防サービス、新総合事業に当たると思うんですけれども、今、モデル事業で市がやっているリハビリだとか口腔ケアなど専門職が関与するというモデル事業をやってきましたけれども、これは今後どこが開催するということで考えているのですか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。浦田健康福祉部理事。

○浦田浩美健康福祉部理事 再度の御質問にお答えいたします。リハビリテーションの専門職などが関与しているこのモデル事業について、今後どこが行っていくのかとの御質問でありました。

現在行っておりますモデル事業は、市内の高齢者に係る介護保険のサービス事業者において行っていただいておりますので、この実施内容とか、今後行っていく——済みません。現在モデル事業におきましては、そういった介護サービス事業所に行ってください。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 介護事業所に現在行っていただいております。いただいているということは、市が主体的になって、これを計画して、そして委託をしていくということだと思っておりますけれども、この短期予防サービスと言われているのは、本当に短期ということで3カ月とか6カ月で打ち切って、介護保険から卒業させるということになるようです。というのは、私の町会に、多分この短期予防サービスを受けてきた人だと思っておりますけれども、あなたは元気になったから、もう介護保険から卒業ですよと大変おだてられて、介護保険から外されたみたいなんです。本人は、私に大変得意になって教えてくださいましたけれども、そして、彼女は今何をしているかというところ、民間のカーブスというところで筋トレに通っています。

私は、このリハビリっていうのは、効果があらわれるのが人によって個人差があると思っております。そういうことをお構いなしに、この決められた期間が来れば卒業させるということになるというのは、いかななものかなと思っております。基本チェックリストで介護認定に至らない高齢者をふやして、介護費用を減らして、しか

も、この総合事業の事業費というのは、上限が決められているそうですので、この短期集中型予防サービスで、元気になったから卒業ですよと言って介護給付から外していく。本当にきつい言葉で言えば、介護保険から追い出す事業になるのではないかと思いますけれども、浦田健康福祉部理事はどのようにお考えですか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。浦田健康福祉部理事。

○浦田浩美健康福祉部理事 再度の御質問にお答えいたします。

市といたしましては、冒頭で申し上げておりましたが、現行の介護予防通所介護及び現行の介護予防訪問介護につきましては、現行相当での実施ということを考えております。現行相当のサービスの水準を確保するというをまず基本としております。

それに加えて、65歳以上の高齢者の方については、青森市の特徴として虚弱のリスクや運動リスクなど生活機能の低下リスクが全国よりも高いという傾向にあることから、要支援とかに至っていない状況のリスクがある段階の方々——軽度の段階から要介護状態となることをできる限り予防していくサービスが必要であるという考え方のもとで、高齢者の方々が生き生きと身体能力を維持できるように、そういうことでその方の状態にあったプログラムということで、より個別的にその方の身体能力の向上を目指すということで、リハビリテーション専門職等による短期集中型の予防サービス、また、閉じこもりや鬱、認知などのリスクのある高齢者の方々もいらっしゃいます。そういった方々に対しては、介護予防プログラムの実践経験のある介護職員などによる交流を通じた小集団でのプログラムなどを提供することで、日常生活が活発になるような支援ということを現在、モデルで実施しているところです。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 要支援が必要な人には、現行どおり支援していくと今あったけれども、今までは医師などが関係して、介護認定をして要支援かどうかということも決めていたわけですからけれども、今度、そうではなくて専門職といえども一人の人がこの基本チェックリストを使って振り分けるというところが大変問題なわけです。

次に移りますけれども、NPOや民間事業者等によるミニデイサービスは、主に雇用労働者とボランティアとなっていますが、この雇用労働者は資格を持っている専門職でしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。浦田健康福祉部理事。

○浦田浩美健康福祉部理事 住民主体による支援のサービスについて、その実施主体は専門職……。

[館田瑠美子委員「これ緩和した基準によるサービスAに入ると思うんですけども、NPOとか民間事業所によるミニデイサービスとかそういうのは。住民主体のボランティアでなくて」と呼ぶ]

○浦田浩美健康福祉部理事 はい、わかりました。失礼いたしました。現行の基準を緩和したサービスによるサービスの提供において、それを実施しているのはどなたかということとの質問と受けとめました……。

〔館田瑠美子委員「どなたかというか、専門職に当たるのかと」と呼ぶ〕

○浦田浩美健康福祉部理事 失礼いたしました。専門職に当たるのかとの御質問でありました。

現在モデル事業で実施しておりますのは、先ほども申しあげましたけれども、介護予防のプログラムの提供経験のある介護職員に担っていただいております。現在のモデル事業の実施状況ということで申しあげました。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 モデル事業でなくて、国が示すガイドラインにおいて、NPOや民間事業者などによるミニデイサービスとかありますよね。そういうので、主に雇用労働者とボランティアが行うというふうになっているんですよ。だから、私はこの雇用労働者は専門職なのかと、資格を持っている専門職なのかどうか、そのことを聞いたかったんです。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。浦田健康福祉部理事。

○浦田浩美健康福祉部理事 大変失礼いたしました。再度の御質問にお答えいたします。

緩和した基準によるサービスにおいて、そのサービス提供者が主に雇用労働者となっていますが、それは専門職なのかとの御質問でした。国の考え方で言いますと、必ずしも専門職とは限っておりません。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 それから、部長は、ボランティアでできることはボランティアにお願いすると言ってきたんですけれども、ボランティアはごみ出しのほかにもどんなサービスができるのか教えてください。健康福祉部長、答弁しますか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。健康福祉部長。

○能代谷潤治健康福祉部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）ボランティアでどういう支援を行っていくのかという御質問だと思っておりました。

ごみ出しとか雪片づけというものが、青森市としては主なものになっていくと思います。今、先ほど御答弁でもありましたけれども、地域活動の研究会の中でそういう地域の方々でどういうものが必要になっていくのか、あるいはどういうことができているのかというところを今洗い出しているところです。例示で言いますと、先ほど申しあげましたごみ出し、あるいは雪片づけ、活動のところで話し合いの中で出てきているのは、大きなものはその2つだったんです。その他もろもろあるん

ですが、大きなものとしては、2点挙がっていたということで答弁させていただきます。

○丸野達夫委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 ちょっと逃げられたような感じがしますが、まあいいです。

私が一般質問で取り上げた地域福祉計画の中で位置づけられているボランティアが、この住民主体による支援——通所サービスBや訪問サービスBの提供者になるということではないかなと思っているんですけども、その辺はどうですか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。健康福祉部長。

○能代谷潤治健康福祉部長 再度の御質疑にお答えさせていただきます。

地域福祉計画のほうで、ボランティアの登録制度、あるいは地域福祉サポーターということで、自分がこういうことができるんですよという登録をさせていただいている。それをこれから進めていこうとしております。当然、今後、この総合事業が始まっていく中でボランティアの活動ということでは、この福祉サポーター等の活用ということも視野に入れた形で設計していきたいと考えております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 健康福祉部長ははっきりおっしゃいませんけれども、地域福祉計画の中で位置づけられていたボランティアの人たちに、介護保険を外された人たちの支援に当たらせるというようなことになるのではないかと私は思っています。それでは、善意による地域の支え合いを、介護給付費を削減することに利用することになると思うんですね。

今回、特別会計で議案が提案されていますけれども、ここに介護保険の予算の中に地域福祉計画の中で先日健康福祉部長がおっしゃった地域支え合い推進員だとか、ボランティアのポイント制度を研究する旅費だとか、そういうのが入っているという介護保険の予算の中で、この地域福祉計画の活動のことも入っているっていうことは、本当に介護保険の介護給付を国が削減するためにさまざまな多様なサービスだと言って、新総合事業を打ち出してきているわけですけども、本当に善意による地域の支え合いをこの介護保険の給付費削減のために利用することになるのではないかと思います。

基本チェックリストによって、介護給付から振り分けられたこの人の介護予防だとか、生活支援の新たな担い手をつくるために、地域福祉計画の中にある地域サポートセンターなどをつくらうということになると思いますけれども、どうですか、健康福祉部長。その辺はどうお考えですか。そういうことですよ。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。健康福祉部長。

○能代谷潤治健康福祉部長 介護保険を担うためにそういうものを作るんじゃないかという御質問だと思っておりましたが、それは決してそのためにこれをつくるということではありません。地域福祉計画は、やはり地域福祉の推進ということで

やっていくものでありまして、その中で高齢者の皆さんですとか障害者の皆さん、あるいはお子さんの、子育ての支援という形でのつながり、支え合いをしていこうというものでありますので、そのためにそれをつくるということではなく、地域福祉と今後はやはり介護とか高齢者の福祉というのは連携をしていかなければならないものと捉えております。

○丸野達夫委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 健康福祉部長がいろいろおっしゃっても、やっぱり私は、多様なサービスといって要介護1・2の人をこの基本チェックリストで振り分けて、無資格者による安上がりのサービスを提供して保険給付を削減するのが国の新総合事業なんです。新総合事業への移行で今、各市町村の裁量で報酬が決められることになるので、事業所の間では報酬が引き下げられるのではないかと大変不安も広がっています。これまでどおり資格のある介護士やヘルパーが行っても、新総合事業では報酬単価が引き下げられることになるのではないかと思います、その辺はどうでしょうか。そういうことはありませんか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。浦田健康福祉部理事。

○浦田浩美健康福祉部理事 再度の御質問にお答えいたします。

これからの新しい総合事業が始まった際に介護報酬などが下がってしまうのではないかと御質問でした。

冒頭に申し上げておりますとおり、現行の介護予防訪問介護、介護予防通所介護、現行相当のサービスは現行相当で移行していくということを基本としながら、加えて新たな多様なサービスということを構築していくということでもありますので、介護報酬等を下げるといようなことで考えているものではありません。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 それでは、現行どおりのサービスを実施する事業所については、これまでどおりの報酬単価を支払っていくということですね。そのように確認してもいいですね。

次に行きますけれども、要支援の人にとっては、このホームヘルパーやデイサービスっていうのは、生活していく上でかけがえのないものです。利用者の実態も見ずに事業者や介護従事者の声も聞かないままに計画されたこの安物サービスは、現在でも人材確保に大変苦勞しているし、また去年の報酬切り下げで運営が困難になっている事業者にさらに追い打ちをかけることとなります。また、サービスの質の低下につながって利用者の生活にも支障を来すおそれがあります。

先ほど、浦田健康福祉部理事もおっしゃったように、この新総合事業は2017年4月までに全市町村でスタートしなければならないとされていますけれども、これまで実施にこぎつけたのは、505市町村、32%です。ガイドラインが招くような多様なサービスによる介護予防や生活支援が提供されるような整備は多くの自治体でめ

どがたっていないというのが実態です。多くの市町村では、既存の訪問介護や通所介護事業による提供が……。

○丸野達夫委員長 館田委員、時間となりました。

○館田瑠美子委員 そうですか。ほとんど占めていると。ですので、ぜひ新事業に移行したとしても、この無資格者による生活援助型の訪問サービスとかそういうのはやらないように強く申し上げまして終わらせていただきます。

○丸野達夫委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後0時50分からといたします。

午前11時47分休憩

午後0時50分再開

○丸野達夫委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、秋村光男委員。

○秋村光男委員 市民クラブの秋村光男でございます。

早速、質問させていただきたいと思えます。

初めは、富田ポンプ場が供用開始されることによって、どのような雨水対策効果が見込まれるのかお伺いいたします。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。環境部理事。

○小松文雄環境部理事 秋村委員の富田ポンプ場の雨水対策効果についてお答えいたします。

本市の公共下水道による雨水対策につきましては、浸水被害が大きい地区を対象に被害軽減を図るため、雨水幹線及びポンプ場施設の整備を進めてまいりました。

秋村委員御質問の富田地区につきましては、平成12年7月25日及び平成19年11月12日発生 of 集中豪雨により、多大な浸水被害を受けましたことから、水害原因を解明した結果、雨水ポンプ場が必要であると判断いたしました。このポンプ場は、ポンプ能力が毎秒約3.3立方メートルを排水するポンプ2台を備えた地下2階、地上2階建ての鉄筋コンクリートづくりの富田ポンプ場を建設するほか、沖館小学校付近から富田ポンプ場までの市道に内径1.65メートルの富田第一雨水幹線を布設することとし、平成24年7月に事業認可を取得し、平成25年度から整備を進めているところであります。

現在までの整備状況につきましては、昨年度までに富田ポンプ場の地下土木工事及び富田第一雨水幹線工事を実施し、現在は、昨年度着工いたしました富田ポンプ場の建築工事を実施しております。今年度以降は、富田ポンプ場から二級河川沖館

川へ雨水を排水するための放流渠・樋門工事、雨水ポンプ機械・電気設備工事及び場内整備工事等を順次実施し、平成 31 年度供用開始を目指して鋭意整備を進めております。

富田ポンプ場が供用開始されることにより、平成 12 年及び平成 19 年の集中豪雨により特に浸水被害の大きかった富田一丁目などの地域におきまして、浸水被害の軽減が期待できるものと考えております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ありがとうございます。

あの地域は、市民センターや沖館小学校、沖館中学校という避難所がありまして、このポンプ場が供用開始されることを地元の方々是非常に期待しています。私も、このポンプ場ができることによって、かなりの対策になるなと思っていますが、さらにその効果を高めるために何かないのかなということを考えたときに——供用開始が平成 31 年ですよね。それまでの間にですね、側溝の整備と、それから側溝の泥上げ。2年間かけてあそこの地域を集中的にやることによって、ポンプそのものの能率とか効率とかは上がりませんが、排水することによって非常に効果的で効率的な対策になると私は考えますけれども、その認識はいかがですか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。環境部理事。

○小松文雄環境部理事 下水道整備課で管理しておりますポンプ場付近につきましては、やはり周りの側溝——幹線も含めてですが、側溝を整備することによって、泥上げももちろんですが、さらにそういう効果が期待できると思っています。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ありがとうございます。

認識が一致しました。この一致したことによって、私の要望がかなり実現されるものではないかと考えますけれども、ぜひとも、あと3年ですか、この期間において、側溝の整備には少し時間や金がかかるかもわかりませんが、あの地域の側溝の泥上げをすることによって、かなり効果が出るものと私は考えておりますので、富田地区、沖館地区、この地区をやはり集中的に泥上げをすべきだということを、ぜひとも考えていただきたいと思います。

次は、消防団員の充足率の関係についてお伺いいたします。

現在の青森市の消防団員の充足率はどのくらいになっているのか、お伺いいたします。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 青森市の消防団員の充足率についてのお尋ねにお答えいたします。

消防団員の定員数は、青森市消防団の設置及び定員等に関する条例におきまして

定められております。平成 28 年 4 月 1 日現在の充足率ですが、青森消防団につきましては、定員数 1600 人に対し実員数 1484 人であり、充足率 92.8%、浪岡消防団につきましては、定員数 383 人に対し実員数 345 人であり、充足率 90.1%、青森市全体として、定員数 1983 人に対しまして実員数 1829 人であり、充足率は 92.2%です。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ありがとうございます。

質問いたします。

今、青森市全体として充足率が 92.2%だと。この充足率は、市とすればどのように受けとめをされていますか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 消防団員の充足率についての認識ということで、今後、いわゆる高齢化が進んで、消防団員の人数自体の減少が見込まれるところですが、90%以上の充足——現在は 92%という、90%を超える充足率ではありますけれども、これをさらに維持もしくは増員、ふやす方向で努めてまいりたいと考えております。

○丸野達夫委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 充足率が 90%を超えているけれども、今後はさらにふやすようなことをということですが、そのふやすために、何かこんなことをやりたい、やっていくというものはありますか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 消防団員の確保についての取り組みですが、加入促進の取り組みとしては、入団の要件、資格につきまして、従前は「市に居住し」という要件でしたけれども、これを「市に居住または勤務し」というように改めまして、さらには、入団時の年齢につきましても、従前は 18 歳以上 45 歳未満ということで規定していたんですけれども、45 歳未満の上限を取り払っております。また、階級ごとに定年年齢を設定しておりましたけれども、これも一律 67 歳というように引き上げをしております。

これらの改正を平成 21 年に行ったんですけれども、このときの意識としては、消防職員の O B に入っていたきたいと。つまり、60 歳定年を迎えた時点で、年齢制限 45 歳というのにひっかかっていましたし、定年も 60 歳でしたので、それを引き上げる形で消防職員のノウハウなりを活用したいという思いもありまして、こういう改正をしたものであります。

これらの制度についての拡充というか、人員数の確保も行いたいと思っておりますし、消防団の協力事務所の表示制度も行いまして、消防団員が入団、もしくは消防団員自身が職場を離脱して現場に駆けつけるといった場合の消防団員の心理的負担を取り除くために、事業所の理解というものも必要ですので、こちらのほうは事

業所への働きかけということで行っておりますので、これらのPRもまた行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 今、さまざまな取り組みをしていることを述べられました。私は、最後のほうで答弁いただきました事業所への理解の関係ですけれども、これはぜひとも進めていただきたいと思います。そしてまた、全国的に見ますと、消防団員であればスーパーで日用品を割引で買えるという制度をとっているところもあるんです。自分は団員であるという証明書を持っていけば、町のスーパーで日用品を割引するというのに取り組んでいるところがあります。ぜひとも、そういうものも考えていただければありがたいと思います。

次は、都市公園の指定管理についてお伺いいたします。

新たに、大野中央公園が指定管理者制度導入施設となります。これまでの指定管理者制度によって、公園管理がよくなったという話はあんまり聞こえてこないです。それで、今定例会が終われば、大野中央公園にも指定管理者制度が導入されるわけですけれども、本来の指定管理の目的をしっかりと果たすように、指定管理を導入されたこの事業については指導しなければならないと私はと思いますが、その辺についてのお考えをお伺いいたします。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 秋村委員の都市公園の指定管理者制度の状況についてのお尋ねにお答えいたします。

青森市が管理する施設につきましては、民間にできることは民間に委ねるという青森市指定管理者制度導入基本方針のもと、比較的面積の大きい近隣公園以上の都市公園に関する維持管理や利用に係る業務については、青森地区におきましては平成19年度から指定管理者制度を導入しているところであります。

現在の指定管理者は、パークメンテ青い森グループであり、指定期間は平成24年度から平成28年度までの5カ年、また、管理している都市公園は、合浦公園を初めとする14公園であります。

指定管理者が行う管理については、青森市都市公園の管理運営業務仕様書によりまして、巡回、草刈り、清掃など、管理内容に応じて作業内容や頻度などを定めており、これらに基づき管理を行っているところであります。巡回については、全ての公園において毎日実施し、草刈りについては、指定管理者制度導入前の年2回程度から導入後は年2回から3回以上、トイレ清掃につきましては、制度導入前の週2回程度から制度導入後は毎日実施することとしているなど、管理水準は高くなっているものと考えております。

また、指定管理者が毎月市へ提出する青森市都市公園管理運営業務報告書や、年2回市が実施しておりますモニタリング評価におきましては、管理状況が制度導入

前と比べ劣っているというような結果に至っていないものと考えております。

今後も、市民の皆様が安全で快適に都市公園を御利用いただけるよう、引き続き、仕様書に基づいた適切な維持管理の実施について指定管理者へ指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ありがとうございます。

きょう、この質問をするに当たって、朝5時に起きまして合浦公園と平和公園、それから勝田公園に行ってきました。本来であれば、公の管理から指定管理になったといっても、公園管理が悪くなるということは本来ないはずなんです。ですけれども、あるとすれば、予算づけかなというように思っていますけれども、きょう見たのは、合浦公園のトイレ4カ所、平和公園3カ所、勝田公園1カ所、非常にきれいに整理されていました。本来の指定管理者制度の導入の目的をしっかりと果たすように、業者にもお願いしたいと思います。

最後であります。ごみの減量化の関係でありますけれども、これまでの減量化の取り組みについてお知らせをいただきたいと思いますが、できるだけ簡潔に、ひとつよろしく願いいたします。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。環境部理事。

○小松文雄環境部理事 ごみの減量化についてお答えいたします。

本市では、これまでごみの減量化・資源化の取り組みとして、5つの事業を柱に取り組んできたところであります。1つとして、ごみの減量化・資源化を進めるための市民啓発活動に努めていること、2つとして、生ごみ減量に対する意識向上を図るため、生ごみコンポスト購入者への一部助成等を行っていること、3つとして、集団回収活動を行う団体への支援に取り組んでいること、4つとして、その他のプラスチックの分別収集に加え、平成26年度から衣類の拠点回収を実施したこと、5つとして、事業系ごみ対策として、青森市清掃工場での拡散検査の回数をふやし、不適正排出事業者への訪問指導を行っていること、また、平成26年度には、ごみ減量化・資源化ハンドブックを市内全世帯に毎戸配付し、平成27年度は、11月から指定ごみ袋制度を実施いたしました。

今年度は、4月1日から指定ごみ袋制度に完全移行したところであり、今後は、市内の小学4年生から6年生全員を対象として、ジュニア版ごみハンドブックを配付する予定であります。

市としては、ごみ減量化に向け、市民一人一人のごみ問題に対する関心を高めていくとともに、その取り組みの輪が広がることにより、ごみの減量化・資源化がより一層促進されるよう、鋭意取り組んでまいります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ありがとうございます。

今回のごみ問題で私が指摘したいのは、可燃ごみとプラスチックごみとの関係なんです。私は、可燃ごみの中にプラスチックごみというのは恐らく2割か3割ぐらい含まれているのかなと思っていたんですが、いただいた資料を見ますと、プラスチックごみというのは可燃ごみの中に1%しか入っていないんです。本当にそうなのか、私はちょっと疑いたくなって、1%しかないとなれば、ごみの収集回数は2週間に1回とはいうものの、収集箱からあふれるということは本来ないんじゃないかと。私はそう思うんです。ですから、この辺のところをちょっと質問したいところですが、時間のようです。この次に、ここはびしっといきたいと思しますので、ひとつよろしくをお願いします。

ありがとうございました。

○丸野達夫委員長 次に、赤木長義委員。

○赤木長義委員 公明党の赤木長義でございます。35分ほど、おつき合いいただければと思います。

初めに、土木費についてお伺いしたいと思います。青森駅周辺整備推進事業について、平成28年第1回定例会で附帯決議がありました。その附帯決議について、市としてはどのような対応をしてきたのか、お示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○金子牧子都市整備部長 赤木委員の附帯決議への対応についてのお尋ねにお答えいたします。

市では、平成28年第1回定例会において可決された附帯決議を踏まえまして、3月30日には、「青森駅を中心としたまちづくり有識者会議」を開催し、有識者からの意見聴取、5月1日号「広報あおもり」に本事業の概要等の掲載による市民の皆様への情報提供、5月15日、5月16日の2日間、市民の皆様を対象に青森駅周辺整備説明会を開催するなど、さまざまな機会を通じ市民の皆様との情報共有を図るとともに、御意見を伺ってきたところです。

また、基本協定におきましても、その中に市、県及びJR東日本の3者が、事業を円滑に推進するために相互に連携し協力することや、市民の御意見を伺いつつ、事業費縮減、工期の短縮が図られるよう努力することを記載することとしているところです。

今後におきましても、市民の皆様との情報共有を図るとともに、御意見を伺う機会を設けてまいりたいと考えているところであり、事業の進捗に合わせ、議員の皆様にも、その状況等について適時適切に御報告してまいりたいと考えております。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 御答弁ありがとうございます。

5月15日・16日に市民説明会が柳川庁舎で開催されたようですが、そこでの主な意見があればお示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○金子牧子都市整備部長 再度のお尋ねにお答えさせていただきます。

青森駅周辺整備説明会の主な御意見といたしましては、高齢者にとってこの設計は喜ばしいので絶対やるべき。やる時にやらないとだんだん値段が上がっていくので今回の計画は決まってよかった。財政が厳しい中、現在の駅舎を活用するなど既存施設を使い、新しく建てるものを少なくすればよい。アウガ・庁舎の取り扱いについても議論が進められていることから、まちづくりの全体計画と全体の予算計画の中でしっかりと議論すべき。駅舎は青森の顔であるので、そのデザイン等については広く市民の意見を聞いたほうがよいなどといったさまざまな意見をいただいたところです。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 そのほかにもさまざまな意見があったかと思いますが、そこはいいでしょう。

ただ、ここでちょっと一言だけ話しておきたいのは5月15日・16日。この日には西部の連合町会等の会合が重なってとかといった状況がありまして、そういう人たちが来られないような状況がありました。連絡通路ということですので、その辺はやはり地元、特に西側の人たちの意見をしっかりと聞いてから開催をすべきだったのではないかと思います。その辺は今後、いろいろな意味で配慮をしていただければと思います。

私としては、早く基本協定を進めてもらいたいという認識に立っています。さまざまな形の流れ、経緯がありまして、都市整備部長の努力によって青森駅を今やる方向に来たわけですが、そのためにも基本協定をいつごろに締結するのか、その辺の時期を確認したいと思います。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○金子牧子都市整備部長 再度のお尋ねにお答えさせていただきます。

基本協定につきましては、現在関係者で事務手続を進めておりますことから、時期については正確にお伝えすることはできませんが、市といたしましては7月上旬ころまでには締結したいと考えております。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 この物事の始まりが大事ですので、この基本協定は速やかに締結をしていただければと思います。

しかしながら、基本協定を結んだ後、やはり地域住民の声をどう聞いていくのが大事になっていくかと思えます。大きな設計変更とかは、多分できないだろうと思えます。そういったことは将来の詳細設計の中で反映させればよいという形ですが、まずは基本設計をきちっとやっていただきたい。

その上で、地域の住民の声をどう聞いていくのかということで、説明会など市民の声を聞く機会は設ける予定があるのかどうかを確認したいと思えます。お答えく

ださい。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○金子牧子都市整備部長 再度のお尋ねにお答えさせていただきます。

基本設計を行うに当たりましては、青森駅自由通路等整備のデザインについて、市民参加型のワークショップを開催し、市民の皆様の御意見を設計に反映してまいりたいと考えているところです。参加者の募集につきましては、7月1日号の「広報あおもり」を活用し、御案内することを予定しているところです。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 ありがとうございます。

とにかくこの青森駅周辺整備推進事業というのは、青森市のまちづくりとしてこれはやると決めた事業です。しっかりと進めていただきたい。そして、さらには、基本協定締結後、しっかりと住民の意見を聞きながら基本設計を進めていただければということで要望して終わります。ありがとうございました。

それでは次に、商工費について経済部長にお伺いしたいと思います。昨日の中田委員との質問とかぶりまして、決算の数値を6月30日より早く出すべきだということで、市の考え方を問いただそうと思いましたがけれども、それは出せないというようなお話がありましたので、それを前提に質問を進めたいと思います。

まず経済部長に確認をします。今までアウガの関連を説明するに当たって、さまざまな資料を提供してきていただいたと思います。今後も隠すことなく、オープンにできるものはきちっと議会側に出していくということでよろしいでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 お答えいたします。

出せるものについては、出して説明していきたいと考えております。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 出せるものについてはきちっと出していくという、正々堂々とした形をしていくということだと思います。

実は、一般質問さなかの6月10日ですけれども、公明党会派は佐々木副市長——佐々木社長に対して早く決算の数値を株主に通知してほしいといった要望書を出しました。

しかしながら、その回答が6月13日の午後0時半にあり、取締役会で決めたことなので、それはいかんともしがたいと。取締役会で再度諮りますけどということでした。それでは早く諮ってくれという話をしました。そうしたら、諮りましたけれども今のところ株主からそういう要望が来ていないのでそういうことはしないということでした。この話は6月14日にいただいた次第です。

その6月13日にいただいたときに、午後3時のお休みだったと思いますが、加賀谷副市長と佐々木副市長に会派の部屋までお出でいただきました。市長にきていただくわけにもいかず、本当に時間がない中でしたので、要望書をお出ししまし

た。それは、修繕積立金を取り崩すか崩さないかの結論は、青森駅前再開発ビル株式会社の平成 27 年度の決算を踏まえてから出すこと。あとは、筆頭株主として決算資料を 6 月 16 日までに受け取り議会に開示すること。地権者の修繕積立金の取り崩しに関わる市に対する要望内容については、速やかに青森市議会に開示することという内容で出しました。

しかしながら、要望に対し返しがきません。これは、非常に不誠実だと思うんですけど、対応に当たった加賀谷副市長、なぜ出せなかったのか、返答をくれなかったんですか。お答えください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。加賀谷副市長。

○加賀谷久輝副市長 お答えいたします。

6 月 16 日まで時間がかかりましたけれども、実は会派のお部屋のほうに、残念ながらこの時点までお出しいただくことはできませんでしたということをお話をするためお伺いしたんですが、直接お会いできない状態でありました。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 携帯電話という武器がある時代に。なるほど。都合の悪いことは言いたくないのかもしれない。

さて、このときそういうことで出したくなかったんでしょうけど、青森駅前再開発ビル株式会社の専務とさまざまなお話をしましたところ、筆頭株主が早く出せと言うのであれば、同社としては株主に速やかに出せる、もう決算の数値は固まっているので出せる、そこまでおっしゃっていただきました。

お尋ねいたします。筆頭株主として、同社に対して速やかに数値を出せと言う気はありますか。加賀谷副市長、お答えください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。加賀谷副市長。

○加賀谷久輝副市長 再度の御質問にお答えいたしますが、お願いすることは可能ですが、取締役会での決定が優先されることになるかと思えます。

役員のだなたかはわかりませんが、その方がそういうお話をされたということではありますが、取締役会で決定されたということではないのかなと思っております。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 いや、青森駅前再開発ビル株式会社が、市として出せば、取締役会にかけて早期に出すことができると言っているんです。だからあなた方が、意思として早期に出すように要望する気があるのかないのかを聞いている。同社のせいにはしないでください。佐々木さんは悪くありませんから。市の意思としてのことを私は聞いていますから。早く出せって言う気がありますかということです。お答えください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。加賀谷副市長。

○加賀谷久輝副市長 お答えいたします。

出していただくに当たって、ここは 1 つ、私ども市の考えの前に、取締役会とし

て全ての株主に等しくお配りをするというか、お知らせをするということが前提になろうかと思しますので、市のほうにだけお出しいただくということでは、そういうお願いにはならないかと思ひます。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 ちゃんと質問を聞いていただきたいんですが。青森駅前再開発ビル株式会社は、筆頭株主として出してほしいという依頼があれば取締役会にかけて、それで決定すれば全部に出すということです。そういう気があるという答えを私はもらっております。だから、筆頭株主として出す気があれば、それは取締役会にかけるということなんです。だからそういうことをやる気がありますか、ないんですかと聞いているんです。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。加賀谷副市長。

○加賀谷久輝副市長 お答えいたします。そういう平等に全ての株主にお配りするという意味であれば、お願いをする予定はあります。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 では、早急に筆頭株主として出していただいて、一日でも早く株主に対して決算資料が届くような形をとっていただきたい。

なぜそれを言うか。これは、修繕積立金の話が昨日からずっと続いていますけど、この議論するに当たってやっぱりこの決算の数字がきちんと出ないと、議論ができないという意見はいっぱいあると思ひます。修繕積立金がいいとか悪いとかよりも、まず青森駅前再開発ビル株式会社の数字をきちっと確認するというのができなければ、要はだめなんです。どういった形でどういった状況なのか。そこをはっきりさせた上で、そのことを踏まえるのであれば、臨時会という形ではなくて、議会を延長してまでも議論しなければいけないことです。それくらい大事な話だと思ひます。そういった形の中で対応していただきたい。要は、どういう状況になろうか、今この場で早く結論を出すことが、傷口が最も少ない状況になると思ひます。個人のメンツとかよりも、一部の人たちの利権よりも、とにかく青森市民の全体の利益を考えた対応ということで、これは早々に同社に対して要望していただいて、その上で同社がどういう対応をするかは今後でしょうけど、そういう対応をしていただければと思ひます。

私は、同社の誰とは言いませんが、その人の言った言葉は信じています。信じていますので——佐々木社長じゃないですよ。佐々木社長じゃないですけど、その人が言ったことは紳士協定の中で信じていますので、その中で私は進めていっていただければいいと思ひます。

この項は終わりますけれども、次に、まだ時間があるみたいですので、昨日の新聞の件で市長に確認をしていただきたいと思ひます。当然昨日の新聞の件は、修繕積立金の話になります。この話は、僕はこの決算の資料が出てからやっぱりきちっと議論をするべきだという立場は変わっていませんけれども、また、修繕積立金に

については原則論としては修繕以外には使うべきではないというのは、一般質問の奈良議員の代表監査委員に対する質問などで、迂回融資という話がありましたし、そういった形の中で対応していきたいと思います。

このことを進める前に、監査の件の確認をしたいと思いますけれども、経済部長にお伺いしたいと思います。

この前回の2億3000万円の融資に関して、包括外部監査からは迂回融資という意見がありました。そういった意見があったけれども、改善はできなかった。それは、区分所有者の会計に対して、2億3000万円のお金を戻せるような状況に青森駅前再開発ビル株式会社がなかったということだと思います。だから、そのことはできなかったとしても、今後の対応においては、市としてはその包括外部監査のことを踏まえて、今後そういう迂回融資に当たるものは出さないという判断をずっとしてきたものと思いますけれども、その認識で間違いはないでしょうか。お答えください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 お答えいたします。

平成18年度の包括外部監査のときは、区分所有者の資金運用として、有利子で青森駅前再開発ビル株式会社へ貸し付けたというものであります。

今回のものについては、昨日の奈良岡委員に若干答弁申し上げましたけれども、青森駅前再開発ビル株式会社の経営状況を考えることが1つと、あとは同社そのものがアウガ再生プロジェクトチームからの提言書にもありましておおり、商業施設としての再生をある意味断念しているということ踏まえると、仮に2億円だとしても、2億円そのものが貸し付けということにはならないのかなという認識であります。それをも踏まえると、2億円は貸し付けではなくて、昨日も若干申し上げましたけれど、給付とか、ある程度その相手側のほうに差し上げるお金になるのかなという認識であります。

それを踏まえて、一般質問等で答弁しておりますとおり、包括外部監査の指摘もありますし、そのほかのさまざまな問題点もありますので、議会の意見を踏まえて慎重に判断する必要があるという意味であります。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 ということは、包括外部監査の指摘を踏まえてということですので、結果として2億3000万円のときとは違い、このときに改善をしなかったからといって、今回出せるということは、これが是となるということではないと私は受けとめました。

その上で市長にお伺いします。この新聞報道によると、2億円の修繕積立金を使って、市長は青森駅前再開発ビル株式会社を特別清算するのか、それとも破産をするのか、それとも違うことを考えているのか、この文面ではよくわからないんです。

この3つのうちどれか、端的にお答えいただければと思います。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。鹿内市長。

○鹿内博市長 3つのうちどれかということですが、現在修繕積立金の取り崩しにつきましては、これまで申し上げてまいりましたが、可能であればそれは取り崩しして、そしてアウガに活用できればという話をしてまいりました。

したがって今、それが可能かどうか議会の御意見を伺いながら、また関係者間での検討をしながら、そして、市としてもさまざまな面、今、担当部長から答弁申し上げましたように、以前の包括外部監査なり、あるいはその取り崩した場合の影響についてさまざまな角度から、今検討をして関係者と協議をしているという状況であります。

したがって、3つのうちどれかということは現在協議中でありますので、私がまだそれを市として取り崩しについて決定したという状況ではありません。まだ関係者と協議し、そして市としてもこれについて今検討しているという状況であります。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 では、報道にある修繕積立金の2億円を第三セクターの支援に転用する意向という記事はうそですか。お答えください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。鹿内市長。

○鹿内博市長 新聞を今手元に持っていますが、うそかどうか私はわかりませんが、私自身こういうことを外に向かって発言したり、あるいはまた私自身こういうことを決定したということではありません。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 要は、言っていないことを書かれたということですけど、それはどっちを信じたらいいのか私はわかりませんが、それを書いた方の上司の方は非常に信用できる方なので、私は人間関係を重んじますので、その方を信じていきたいと思っております。それはそれでいいんですけど。

ということは、結果として2億円を使うという修繕積立金についてはこれは全然白紙なのかという感じなんですけど、ただ私が聞いた話によると、加賀谷副市長が出た施設代表者協議会で話がまとまっていなかった。そういう中で市として、そうであれば考えを持って来いという話が出たと。加賀谷副市長、そういう事実がありますか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。加賀谷副市長。

○加賀谷久輝副市長 ただいま審議中の案件でもありますので、詳細のお話は避けたいと思っておりますけれども、いろんなお話があったことは事実であります。

その中で、いろんなやり取りの中で、例えば今、赤木委員がおっしゃったようなことも端々にあったかと思っております。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 ようじを使って奥歯から何か出したい感じなんですけど、まあいいとします。ただ、今の話でいけば、そういう市としての考えをきちっと持って来

いということだと思います。それがあったということだと思いますけど、再度確認をしたいんですが、検討中でしょうからお答えする必要はなかなかあるとは思いません。

ただ、こういう記事が出た中で、当然こういう話が進む中であれば、当然テナントの商取引債権という話が出ていると思います。市としてはテナントの、例えば仮に修繕積立金を取り崩すとしたら、テナントの商取引債権に限定する場合は、それに応じる気はあるのか。加賀谷副市長お答えください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。加賀谷副市長。

○加賀谷久輝副市長 お答えを申し上げます。

さまざまな議論の中で、議会の皆様からもそういうテナントへの配慮をするようにという要請・要望もありますし、いろんなことを考えていかなければいけない一つにはなろうかと思えます。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 そういったことも可能性があるということですね。

ただ、この2億円というのが、新聞報道にもあるとおり第三セクターの約8000万円をテナントのほうに動かすという話であれば、それはまだ私は何歩か譲るかわかりませんが、多少は考える余地はあるのかなと。

ただ、約4億1000万円のうち2億円ということは、当然市の持ち分も入ります。市の持ち分が入るということは、これは間接的な公金投入です。市としては、これまで公金投入はしないと言ってきた事実とはまるっきり逆になります。

そういった中で再度確認しますが、間接的であれ、直接的であれ、公金投入はしないという認識でいいですか。加賀谷副市長、お答えください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。加賀谷副市長。

○加賀谷久輝副市長 お答えをいたします。

間接的であれ、直接的であれということですが、これまでの市の方針として掲げてきたそのことについては、今、赤木委員がおっしゃった方向での判断としてはあったかと思えます。しかし、ここでの判断ということとは差し控えますが、提案があるのは、御存じのとおり店舗共有者協議会の中でアウガ管理規約を改正して、今、青森駅前再開発ビル株式会社が大変な状態なので、それに対して支援をしたい。こういう提案でありますので、その方向で検討すべき問題だろうと思っております。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 検討するのは構いませんが、当然訴訟覚悟でやってください。それを覚悟でやる気があるのであればいいんですけど、私がなぜここにこだわるのか。別に鹿内市長、加賀谷副市長が訴えられようが、それはどうでもいい話です。ただ、経済部の人たちは、自分の仕事に損害賠償を受けたときの保険をかけている。これは一般質問でも言いました。そうやって仕事をしている。そういう人もいるかもしれませんが、職員がみんな、現実的にそういった可能性が出てくる。それは絶対

回避させてあげたい。それをしなければ、市の職員は安心して仕事をできない。そのためにもやはり、公金投入はやってはならないんですよ。やるんだったら、お二人が全責任をとって訴訟も全部受け取るという覚悟でやっていただきたい。そういう覚悟がありますか、お答えください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。加賀谷副市長。

○加賀谷久輝副市長 お答えをいたします。

そういう形にならない方向を、今検討している最中でありますので、そこは市の考えだけではいけない。要するに区分所有者集会の三者での判断が優先されると、結果的には優先されるんだろうとっております。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 堂々めぐりですけど、区分所有者の判断が最優先ではないですよ。最優先は、あなた方がずっと言っている市民の負担が一番少ない方法ですよ。それを担保しながら進めなければ何にもならないですよ。要は、一部の方の利益が絶対あってはならない。ただ、百歩譲ってという先ほどの話はしました。そういう状況です。

その中で、やはりやらなければいけないことは、一日も早く多くの人に理解を得られる決断を出すことです。それがいろんな人におかしいと、訴訟が出るような話であれば、特に大きな問題になると思います。そこはぜひ避けていただきたい。ですから、訴訟にならないような対応をするという認識、今のお話の中ではそういった対応にならないようにするという事で答えられたという認識でいいですね。今の加賀谷副市長が私に答弁したのは、訴訟にならないような対応をするということを考えていると。そういったことを今言ったということによろしいですね。お答えください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。加賀谷副市長。

○加賀谷久輝副市長 そういうつもりではありますが、いろんな考えの方もおられるかと思えます。実際、これは私ごとではありますが、これまでのところでそういう訴えを起こされているという事実もあります。したがって、これはわかりません。

ただ、私どもの思いとすれば破産はさせたくない。そのためにどういう方策があるのか。今提案されている、店舗共有者協議会の提案をベースにさまざまな角度から今検討し、結論を出そうとしている。そのために、今、議会の御意見を伺いながら進めているということでもあります。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 ありがとうございます。

今のお答えで、冒頭の3つのうちの1つがなくなりました。破産はさせたくないといった考え方だと。ということは、特別清算か違うことだと。

ただ、特別清算というのも一種の破産ですよ。ということは特別清算もさせたくないということですか。お答えください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。加賀谷副市長。

○加賀谷久輝副市長 お答えいたします。

特別清算という手法を選択するかどうかというのは、これはまだ決定しているわけではありませんので、そのことも含めていろいろ議会の御意見をお伺いしながら判断しなければならないものだと思っております。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 特別清算になるかならないかというのは、非常に微妙な問題です。特別清算にならないければ、破産しかありませんので。ですから、どういう対応をするのかわかりませんが。

さて、最後にさきの一般質問で、佐々木副市長は決算の責任をとって辞任する意向を明らかにしたと私は認識します。きのうの中田委員の話でも同じものだと思います。当然私はそれは男らしいことだと思います。当然あわせて副市長もやめられるだろうと。そこは推測ですけど。

そうなった場合、新たな社長が必要になるはずですが、もう赤字なのはわかっていますから、佐々木さんはやめるわけなんですよね。だから、市長は一般質問の際、さまざまな問題・課題があるということで答弁されたかと思います。この2億円を使って特別清算をすることを決定したのであれば、破産はないと。特別清算か、そのほか違うことのどちらかだろうということなので、市長みずから佐々木社長が辞任後、代表権のある社長に就任して、最後までこのアウガの問題についてなし遂げたほうが私は望ましいと思います。もうやめるって言われていますから。ですから、そうしていただけませんか。どうでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。鹿内市長。

○鹿内博市長 佐々木副市長がやめるという話だと、私はそういう受けとめ方をいたしておりません。もちろん、社長をやめるという話も私としてはそういうぐあいに受けとめておりません。私は、本会議場でもまたここでも申し上げたと思いますが、きのうも佐々木副市長また加賀谷副市長、私も含めてこの責任は、新生アウガを実現していく。そしてその公共化を実現していくということでありまして。それは、市長としての責任。副市長としての責任。そしてまた私はアウガの社長としての佐々木社長の責任。それはやめるということではなくて、今、目の前にあるこの課題を解決して、乗り越えて、そして目標、理想といいますか、これを実現していく。そのことが、私と両副市長の責任だと考えております。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 要望でとどめます。佐々木副市長、潔くやめてください。これが一番いいと思います。

それと、責任のとり方云々というのは、新生アウガと言いましたが、アウガ再生から新生アウガに変わっていますよね。

市長、あなたのやるべきことはまずは2億円ですよ。DESをやって2億円の融

資して、アウガが再生できるということでできなかったんだから、そのことに対してどう責任をとるか。それを新生アウガ、それはちゃんちゃらおかしい話ですよ。そこは一般的な人と見解が違います。その辺は強く申し述べて終わります。

ありがとうございました。

○丸野達夫委員長 次に、舘山善也委員。

○舘山善也委員 自民清風会、舘山善也です。よろしくお願い申し上げます。

議案別冊、平成28年度一般会計・特別会計補正予算に関連しまして、小学校児童の学習指導要領について御質問させていただきたいと思えます。

夏のレジャーが盛んになると、日本でも水難事故、水にまつわる事故が多数ふえてきます。実際に溺れて亡くなった方の統計を出しているデータを見ました。人口10万人に対して、日本はアメリカに対し2倍近く、イギリスに対しては5倍以上のデータがあり、日本は溺死による死亡者が非常に多い国であるということがわかりました。イギリスでは、自分の命を守るための着衣水泳——洋服を着た水泳ですね、着衣水泳を実施している。小学校を卒業するまでにほとんどの授業でこれを経験し、検定もあるという取り組みをしているそうです。

水難事故は、そのほとんどが海や河川、湖など、自然の環境で起こるとされており、プールでの事故率は1%程度という報告もありました。そして、着衣のままの死亡は約70%にも上るということで、やはり着衣による死亡率が非常に高いということもわかっております。

現在の学習指導要領では、着衣水泳の記述はなく、学校の実態に応じて取り扱うとあります。青森市の小学校の水泳の授業の実態は、一シーズンで大体一、二回程度ということを知っておりますので、それを踏まえて御質問させていただきたいと思えます。

水難事故防止から、小学校児童に対して着衣水泳教室の導入を試みてはと思えますが、お考えをお示してください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 舘山委員のスポーツ振興についての御質問にお答えいたします。

着衣したままの水泳を学習することは、泳ぎの難しさを身をもって体験し、事故に遭遇した際の落ちついた対応の仕方を学ぶことを通して、水の事故を未然に防ぐための安全への理解を一層深めることを目的としております。

具体的には、長袖の洋服やズボンを身につけたまま入水し、歩いたり浮いたりすることや、ロープやペットボトルなど身の回りにある物品を用いて救助を待つ方法などを体験したりするものであります。

市内小学校における水泳の学習につきましては、国が学習指導要領に示した内容について、児童の体力や経験など、各学校の実態に応じて取り扱うこととしております。本市では、45校全ての小学校において、自校のプールや近隣の公共プール等

を利用して、水泳の授業を実施しているところであります。

教育委員会といたしましては、市内の西部、中央部、東部にそれぞれ海水浴場がありますことや、小学校における校外学習で、合浦公園や野木和公園、学区内の漁港や海岸など水辺での体験活動が行われることも多く、着衣したままの水泳を体験させることは、水の事故から子どもの命を守る上で有効であると考えておりますことから、子どもの発達の段階や保護者の理解、施設設備の状況等、実施に係る諸条件が整う学校から実施していくことができるよう、支援してまいります。

○丸野達夫委員長 館山委員。

○館山善也委員 前向きな御答弁ありがとうございました。

実際に市内の小学校の児童がどういう実態なのかは、僕も把握はしていないんですが、五、六年生ぐらいで泳げない子は、よっぽどその環境や自分の個人の思いがないと、それから泳ぎを学ぶというのは難しいと僕は考えているんです。実際に、小学校のプールの授業がワンシーズンに一、二回程度ということであれば、その時間内で、小学校を卒業するまでに泳ぎを習得するというのは非常に難しく、やはり個人の思いや環境によって大きな差がつくと思うんです。この着衣水泳というのは、洋服を着たまま、例えば雨がっぱでも何でもいいんですけれども、靴を履いた感じで浮きを感じるとか、そういったことを学ぶほうが子どもの水難防止においては非常に有効ではないかなと。昔は、ちょっと理論が違ってまして、水に落ちたら自力で陸上に上がるような指導をしていたんですが、今は、その場で呼吸を確保して浮いているという、そして救助を待つという形で、実はこれが意外とバランスが難しく、平常心でいるというのは大変なものではあるんです。そういう意味では、一、二年生の低学年、本当の子どもが水になれ親しむ時点からそのような環境があれば、より子どもも水に親しむのではないかなという考えを持って、この質問をさせていただきました。

今、教育長がおっしゃったプール施設の環境というものがあまして、これはやはり、同時に泳ぐ一般の方がそこにいると、やはり服を着た人と一緒に泳ぐというのは余り好ましくないような感じの部分もありますが、教育委員会としてしっかり気持ちを持って接して、そこの理解を示していただくと。その上で行うことは可能だと僕は判断しておりますので、ぜひとも、この小学校の着衣水泳の低学年からの実施に向けて頑張っていただきたいと御要望させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

ごめんなさい、これは通告していないので、もしお答えできれば御答弁いただきたいんですが、総務のほうにお聞きさせていただきたいんです。済みません。

今定例会でも、一般質問やこの予算特別委員会を通じまして、立体駐車場、平面駐車場の話が議論されておまして、私も聞いているうちに少し疑問がまた湧いてきたので、もしお答えできる範囲であればお答えさせていただきたいと思います。

この基本設計は、立体駐車場が今の基本設計でありまして、平面駐車場は案の段

階と。まあ、いわばアイデアの段階という形の認識を持ちました。10月末までにこの基本設計を出すということではありましたが、この10月末までには、どのような経過を経て判断するつもりなのか。例えば、またこれからも議員と話し合いをしながら意見を集約していくのか、また、市長がこれからお示しするだろうアウガの最終版をもっての結論を出すのか。9月の定例会というものもまたありますので、この経過を経てそういうことを判断していきたいと思っているのか。この10月までのスケジュール、また、お考えがもし決まっているようでしたら、お尋ねしたいと思っておりました。お願いいたします。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 立体駐車場と平面駐車場の議論をいただく際の、今定例会に入る前の想定としては、現在10階建てで立体駐車場に進んでいる設計作業の中で、議会の御意見を伺いながら理解を得られたのであれば、契約変更になりますので、そのための予算案を提出した上で平面駐車場に変えるというイメージを持っていました。そして、そのことについては、最終的に「新生アウガを目指して（案）」の最終版の中でそれをお示しして、しかるべき時期に補正予算という手順を考えておりましたので、それが、「新生アウガを目指して（案）」の最終版の提案、御説明の時期にどういう結論になるのか、つまり、平面駐車場に変えるのか、立体駐車場のままでいくのかということについての結論がまだ出ていない状況ですので、手順だけしかお示しできません。時期的にスケジュールというお尋ねでしたけれども、今のところ手順しかお答えできませんので、そういうことです。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 館山委員。

○館山善也委員 急な質問でした。申しわけございませんでした。

そうすると、新生アウガの最終版が出まして、その上で、市のお考えとして、立体駐車場から平面駐車場でいくんだという結論が出た時点で予算案を提出する。それで、予算案として、議会として承認するかどうかでその方向が決まるという認識だということで、今わかりました。

それで、例えば——済みません。これは、市長がもしお答えできればお聞きしたいんですが、この立体駐車場案を平面駐車場にするというのは、用途や使い方、いろんな面で今議論がされておりますが、やはり立体駐車場はすぐれているけども、予算の関係でどうしても平面駐車場にしければいけないという、予算削減のための案だと私は理解しているんです。そして、実際に前定例会の一般質問の途中からこの案が浮上してきまして、今ここにきてようやく、これは実は案なんですよと。本当は立体駐車場のままなんです、基本設計はそのままなんですけど、案だということで、少し市側のトーンが下がったように僕は感じているんです。

それで、例えばこのまま立体駐車場の部分でいくのであれば、予算的な面で、当然9億円というところが削減できませんので、ほかで削減するすべが必要になって

くると僕は思っているんですけども、当然これはアウガの再生に向けての部分も含めてなんですけど、この10階建てというところが、やはりそもそも僕は疑問がありまして、15年後にある庁舎整備の第2期工事の部分もこちらに持ってきたということでの御説明でしたけれども、これは僕は理屈が少し通らないのではないかなど。今、現時点でも財政が厳しいのに、15年後の人口減少を踏まえた部分で第2期工事を考えているのにもかかわらず、今あえて10階の箱にスペースを詰めるという考えが、少し僕は理解が難しいんですけども、そういった面を考えると、やはり今回立体駐車場でいくとするならば、庁舎自体をもう一度、減築と言うんですか、階数を減らしての予算削減措置をとるつもりでいらっしゃるのか——通告していないのであれですけども、もしお考えがあればお尋ねしたいと思います。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

2月15日に、庁舎の規模を10階から8階にするという案を一度お示しして、3月8日になりますけれども、それを今度は10階に戻すというか、本庁舎については10階のままで、アウガの公共化のための財源捻出のためには立体駐車場を平面駐車場にしたほうが捻出の額が大きいということで、3月8日にお示しさせていただきました。その3月8日にお示しさせていただいたときの考え方としては、そもそも現在進んでいる新庁舎の整備事業というものについて、事業として目指した、災害があった場合の拠点施設であること、それから市民の利便性が高まること、事務の効率化が図られることという、いわば3つのそれを集約化という表現でお答えしておりますけれども、その集約化を目指すという庁舎整備事業の目的に影響が少ないということで、立体駐車場をやめて平面駐車場にするという案に変えさせていただいております。したがって、現時点で立体駐車場でいくか平面駐車場でいくかがまだ決まっていない状況ですが、その当時の考え方は今お話ししたとおりです。

○丸野達夫委員長 館山委員。

○館山善也委員 当然ながら、立体駐車場にする場合でも平面駐車場にする場合でも、予算案を——ごめんなさい、立体駐車場はそのままですか。平面駐車場にする場合、予算案を当然提出するというので、議会のフィルターを通るわけで、ここで1つの答えが出るわけです。そして、それが出た場合に、例えばですけどもその予算案が否決された場合は、今までどおりの立体駐車場で基本設計を持っていく。そうなった場合は、改めてそこで新庁舎の減築に向けて検討はするといった形の考えでもよろしいのでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 仮に、平面駐車場に変えるための予算案が否決された場合には、現状としての10階の庁舎、それから立体駐車場の内容での設計が進んでおりますので、その状況に戻ります。そうなった段階で、ではアウガの公共化に向けた財源はどうするのかということになりますので、その財源について、それ以外のもの

に求めなければなりませんので、その際に、必ずしも 10 階を 8 階に変える手法のみではなく、それ以外にもさまざまな財源の手当て、見込みというものは、選択肢としては想定されますので、その段階で財源の見通しというものをまた検討してまいりたいと考えます。

○丸野達夫委員長 館山委員。

○館山善也委員 そうですね、さまざまな手法と今おっしゃっておいりましたので、あると思うんです。しかし、私が言ったのもさまざまな手法の一つになると思いますので、それはある程度イメージしておいたほうがよろしいのではないかなということとは提案させていただきたいと思います。

もう 1 点、済みません。もう時間もあれなので——庁舎の整備のタイミングで見ていきますと、庁舎が着工になりましてから 2 年半、そして引っ越しで 3 カ月、それから解体工事という形で、約 3 年 3 カ月ほどここが工事現場になってしまうということなんですけれども、利便性という点で、その間の駐車場を近くに借りるということでお聞きしていたと思うんですが、例えば今、駐車場が 181 台、最大では 254 台という形で、繁忙期は車の数があると思うんです。それで、実際この議会棟の工事を始めた段階であっても、非常に混雑しているのが見受けられると思いますし、市側が示した理論とは少しかけ離れた状態にあるのではないかと。目の前の国道なんか、かなり渋滞が及んでいる。こういった利便性はかなりふぐあいが生じておりますが、この 3 年 3 カ月の間の周りの駐車場の確保というのはどういう形でイメージしているのか、お聞かせ願いますか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

新庁舎の建設工事期間中の駐車場につきましては、現在想定している案としては、この横の道路を真っすぐ行った操車場跡地に市の所有地があります。そこが 1 カ所。それから、浦町小学校の東隣の空き地、そこも市の所有地があります。そのほか、近隣の民間駐車場の借り上げというように想定しております。

○丸野達夫委員長 館山委員。

○館山善也委員 もう時間もないので。

そうすると、それで 180 台——200 台余りの部分は間に合うような計算にはなっていて、市民の利便性にはさほど支障が出ないという考えでよろしいでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

確保しようとしている駐車場の候補、リストを今挙げました。それで、それぞれの駐車場の台数は、具体的に 181 台は確保できる見込みですけれども、実際には距離がありますので、その駐車場との連絡バスを運行するなどの手当てをしながら、できるだけ利便性が下がらないような手当てをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 館山委員。

○館山善也委員 わかりました。当然、障害者の方も御利用されると思いますので、そういった配慮も含めて検討していただきたいと思います。

急な質問でした。申しわけございません。

これで終わります。ありがとうございました。

○丸野達夫委員長 次に、中村節雄委員。

○中村節雄委員 新政無所属の会の中村節雄です。

質問に入ります前に一言言わせていただきたいと思います。今定例会においての予算特別委員会で私本当は違う質問をする予定でしたけれども、そのことについてちょっと申し述べさせていただきます。

先週の18、19日の両日、青森市のホテル青森とリンクステーションホール青森で53回目となる「重症心身障害児（者）を守る全国大会」が開催されました。参加人数は約900人ということで、これは重度の知的障害として不自由のある障害がある人が地域で安心して暮らせる社会づくりについて考えるということで、初めて青森県で開催されました。

そして昨日の予算特別委員会において公明党の軽米委員が述べていたのが、昨日の夕刊に載っておりました。ヘルプカードということで、「障害支援求めやすく」と。これは来月から配布ということですが、できれば本来この先週の18、19日のこれに間に合っていれば私はその中で説明させていただきたいなという思いがありましたけれども、無理でしたので、今後こういうヘルプカード等をきちんと進めていくようにお願いいたします。

それから、今回本当は質問しようと思っていたのがありました。現在の市役所の障害者用駐車場のように、以前はこの車椅子マークだけをつけたのが障害者用駐車場ということです。これが私10年前にパーキングパーミット制度ということでその車のバックミラーにこの心身障害とか身体障害とかそういうのだけでなく、けがをしている方やお年寄りや妊娠中の方も利用ができると。それを民間レベルまでに広げようと、それをぜひ青森市でも取り組んでいただきたいという思いで、今回は予定をしておりましたけれども、これは次回以降にやって行きたいと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、商工費に関連しまして、アウガについて質問させていただきます。答弁を経済部長、用意していたと思うのですが、そういう中で、青森駅前再開発ビル株式会社、私は、前にも述べましたとおり、特別清算手続による整理を進めるべきと考えております。ただ、いろんな新聞の報道等も見ますと、市長が、当然倒産させない考えだとか、こういうトップの発言というのはさまざまな影響がありますから、当然、こういうふうに話すのかと思います。

ただ、そういう鹿内市長に、諫言を言っていく立場である市役所幹部職員という部分においては、副市長や、もちろん経済部長等は、市長の考え方が間違っていた

りしたときには、自分たちの考えも諫言をしていかなければいけない。本来そういう立場であると思いますので、お二人にこの考えを——私が今言った特別清算手続による整理を進めるべきと考えておりますが、市長には、佐々木副市長とそれから経済部長と、どのように諫言をしていくのかお話をいただければと思います。

よろしく願いいたします。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。佐々木副市長。

○佐々木淳一副市長 どのようにアドバイス等々を市長にしていくのかという話だと思っておりますけれども、当然、さまざまな意思形成過程の中で、現時点で、私はアウガの最終意思形成過程には加わっておりませんが——加賀谷副市長ということになっておりますけれども——情報提供を進めているその過程において、市長それから副市長に対しましては、当然、私のほうもアウガのさまざまな情報を得ておりますので、今後のあり方については、今おっしゃったようなさまざまな方策があると思います。最終的には公共化を目指す過程において、青森駅前再開発ビル株式会社をどのようにしていくのかという過程の中でありますので、その方法論については、当然真摯に市長のほうにお話をできております。それから、今後も続けていきたいと思っております。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 お答えいたします。どのように市長に進言しているかということでした。

当然、手前どもは行政マンですので、まず1つには法令遵守というのがあります。これを第一に考えまして、なおかつ、これまで議会のほうで言われてきた意見等々があります。例えて申し上げますならば、新生アウガを目指してを考える場合においては、市民に一番負担の少ない方法を考えなさいとか、テナントの商取引債権を考慮して進めてくださいみたいなお話がありますので、それらも含めまして、さまざまなケースを想定して、市長のほうに進言しております。その際には当然、このようなリスクもありますよという反面も添えた上で、市長のほうに進言しております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 中村節雄委員。

○中村節雄委員 そういう形で、いろいろと進言していただく。当然なことだと思います。

以前にある経済部長が、アウガ丸は出航する前から穴が空いていると——佐々木副市長ではないです——と述べられたと。私はそのときに言ったのは、それがわかっていたのであればなぜ出航させたのだと、その前にとめるべきではないのかと。極端に言うとそれは自分の保身だけになります。そういうことをしているといずれ秦の始皇帝の時代でもそうですが、鹿を連れてきて馬と言わせられて、そのとおりにこれは馬ですと、常にそうやっていて、権力者やそういう者に意見やそういうもの言

えなくなっていくと、いずれ、すぐさまというか崩壊いたします。

ですからそういう部分においては、市長が言い張って絶対倒産はさせないと追い込まれてしまった時にはそうになってしまうことも考えられます。ただそれは、一般的に言ってトップが軽はずみに言う言葉ではない。という部分は、市長がやはり特別清算に向かって今、進んでいますということは絶対これ言えない言葉です。そういう理解をした中では、今、決断の時期という——私に言わせれば去年特別清算ということを考えなさいという話もしました。ところがそれが1年間たって、私は前にも言ったのですけれども、当然特別清算するときには株主総会で解散するための特別決議というものが必要だということは、普通に考えれば当然1年に1回しかないわけですから、だからそういうのがあると決断の時期というのは1年に1回しかないのです。なかなかそのタイミングというのが難しいところがあります。

本当に過去のことを振り返ってもどうもならないのですが、やっぱりオープンした時から大変で、平成14年7月から情報プラザオープンで床を賃借、それから平成15年3月情報プラザ保留床取得ということで、本来は商売をして稼ぐ部分、自分たちの首を絞めるように商売の床面積を少なくしていついて、それだけ本来は自転車操業だったと。そういう中で加賀谷副市長が2013年から2015年、平成25年からこのあたりにアウガに行っているかと思うのですが、実はこのときに、2009年から2013年度までの5年間の時限措置として一定の経費について第三セクター等改革推進債、三セク債を充てることを国で認めています。加賀谷副市長に聞きたいのですけれども、このときにこういうものを検討したのかお聞かせ願えればと思います。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。加賀谷副市長。

○加賀谷久輝副市長 お答えいたします。

時期も含めて具体的に検討されたかどうかについて、ちょっと記憶がありません。申しわけございません。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 お答えいたします。

第三セクター等改革推進債のことだと思います。これにつきましては、地方財政法の改正によりまして、平成21年度から平成25年度までの時限の措置でありまして、第三セクターを整理するためとかになったときに使える特例措置でありました。

その時点において、要は平成21年度から25年度までのことを踏まえたと、青森駅前再開発ビル株式会社については再生計画的なものをつくるか、それぞれ再生を目指して進んできているところでありまして、市も当然それを支援しているという立場でしたので、その時点においては、今、例えで申し上げております特別清算とかそのような話ではなくて再生案で進んでいるという状況でありましたので、今の改革推進債の適用は考えていなかったというものであります。

○丸野達夫委員長 中村節雄委員。

○中村節雄委員 経済部長がしゃべったみたいに、国が赤字の第三セクターの抜本的改革という部分で、清算を進めるためにこの改革推進債があったという部分の中では、アウガを再生させるんだというふうに市を挙げて取り組んでいるときですから、もちろんこれを検討していればこれはおかしい話になるわけでありまして、やっぱりそういうことを考えていくと、実はいろんなチャンスはあったのかもしれない。

しかし、その決断が今まで延びてしまったというのも事実でありますし、その中では赤木委員も言っていましたけれど、早くと、早く決断。これには私も賛同いたします。

それから、この青森駅前再開発ビル株式会社を解散するためにもこの特別決議とかなんとかがあります。今の決算の書類を私ちょっと確認しないとわからないですが、青森市は筆頭株主ですけれども、63.7%なので3分の2にはなっていないので、果たしてこれ単独って本来は求められるのかどうかちょっと確認しないとわからないのですが、特別決議とかこういう部分に関しては3分の2以上必要ですので、その辺等も踏まえながら推し進めていただくことを要望いたしまして私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○丸野達夫委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後3時20分からといたします。

午後2時16分休憩

午後3時20分再開

○丸野達夫委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

この際申し上げます。本委員会の開催要領では会議時間が午後5時までとなっておりますが、本委員会に付託されました議案の採決終了まで、あらかじめ会議時間を延長したいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、あらかじめ会議時間を延長いたします。

この際、質疑に先立ち、先ほどの舘田留美子委員への答弁について、浦田健康福祉部理事から発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。浦田健康福祉部理事。

○浦田浩美健康福祉部理事 本日午前中、舘田委員の介護保険についての御質問の中の介護報酬が下がってしまうのではないかと御質問に対して、介護報酬を下げるというようなことで考えているものではない旨の答弁をいたしました。正しく

は現行相当のサービス水準を確保することを基本としており、報酬単価について下げを前提としているものではないということであり、今後ずっとこれまでの報酬単価で支払っていくということで申し上げたものではありません。

誤解を与える発言がありましたことを謹んでおわびし、訂正させていただきたいと存じます。

○丸野達夫委員長 質疑を続行いたします。

次に、長谷川章悦委員。

○長谷川章悦委員 自民清風会の長谷川章悦でございます。

アウガと庁舎からちょっと頭を離れて違う質問でいきたいと思っておりますので、ちょっと休んでください。次また小倉さんがやると思っておりますので。

まず、オリンピック・パラリンピックの合宿の誘致についてであります。これまでも何回か取り上げてきましたけども、全国各地で今、オリンピック・パラリンピックの事前合宿ということで、非常にこう、新聞等でも出ていましたけれども、本市においても、昨年の答弁ではバレーボールとか五輪競技 13 種目、あるいはアーチェリー、そしてパラリンピックでは 9 種目ということを考えているということであつたと思っております。

先般の新聞報道では、青森市は卓球とバドミントン、この誘致できる国を探しているということで新聞に載っておりました。そこでお尋ねしたいと思っております。事前合宿の誘致方法については、各国の選手団に対して直接・間接的に独自のルートで行う方法と、オリンピック組織委員会のインターネットを活用した事前トレーニング候補地ガイドを通じた方法とがあると思っております。本市についての合宿の誘致に向けて、市はどのような方向で考えているのか、まずこれ第 1 点として。

次に、合宿の候補となっている新青森県総合運動公園、マエダアリーナを合宿場に使用するための青森県との連携状況は一体どのようになっているのか。

3 点目ですけど、仮に合宿が決まったらすれば、ホテルとか宿泊施設の確保が必要と思っております。合宿誘致に係る宿泊施設の受け入れ態勢はどのようになっているか、この 3 点についてお伺いいたします。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○坪真紀子経済部理事 長谷川委員のオリンピック合宿誘致の進捗に関する 3 点の御質問に順次お答えいたします。

事前合宿誘致の手法といたしましては、ただいま御紹介がありましたとおり、1 つに大会組織委員会が各国の選手団への情報発信を行う事前トレーニング候補地ガイドへの掲載があります。これには自治体情報、練習施設情報、宿泊施設情報の 3 分野の情報を掲載することとされており、この候補地ガイドはことし 8 月に公開予定とされており、市では現在、合宿候補地を探す選手団との交渉を進めるためのツールとして、掲載に向け準備を進めているところであります。

また、もう 1 つの合宿誘致の手法といたしましては、独自のルートを通じて各国

の選手団に対して直接または間接的に働きかける方法があり、市では現在、スポーツ団体などを通して情報収集を行っているところであります。

加えて、本市と交流のある海外の都市、あるいは個人的にネットワークを有する方々などのルートを活用して働きかけていくこととしております。

次に、マエダアリーナの使用に係る青森県との連携についてお答えいたします。

本市におきまして、大会組織委員会が示す施設基準を満たし、事前合宿の練習施設として想定される施設といたしましては、お話がありましたとおり、新青森県総合運動公園、マエダアリーナがあります。これにつきまして、事前トレーニング候補地ガイドへ掲載するほか、合宿誘致が実現した場合の設備及び備品等の使用について、施設を所管している青森県と具体的な協議を進めていくこととしております。

次に、合宿誘致に係る宿泊施設の受け入れ態勢についてお答えいたします。

受け入れ態勢については、ことし1月8日、市内のホテル・旅館などの宿泊事業者を対象とした事前トレーニング候補地ガイドの宿泊施設情報登録に係る説明会を開催いたしまして、協力依頼をしたものであります。これにより、現在、市内の5宿泊施設からガイドへの掲載について申し込みがありました。これらガイドに掲載する施設のほか、他の宿泊施設とも今後随時情報交換しながら、合宿誘致に向けた受け入れ態勢の充実に努めてまいります。

○丸野達夫委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 先般、さっきも申しましたけども、新聞では卓球とバドミントン、これはどういうルートでなっているのですかね。もしわかれば。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○坪真紀子経済部理事 お答えいたします。

この誘致に関する活動につきましては、経済部と教育委員会が連携して行っているところであります。教育委員会が各団体からの情報収集をしている過程におきまして、団体からの協力がどれだけ得られるかどうか、後は、マエダアリーナの備品が現在どのような形になっているか、不足しているものを足すにはどれぐらいのものがよかなどさまざまな視点で検討いたしまして、その結果として、現実的には一番最短の方法といたしましては、今のところはという形ではありますが、この2つの競技団体が、団体側からの協力も得られやすい、また、備品の整備につきましても、ほかのものよりは私どもにとって有利ではないかという総合的な観点からとしておりました。

○丸野達夫委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 実は、浪岡で今、バドミントンの奈良岡功大君というオリンピック候補選手がいます。そして、全日本のナショナルチームのコーチ、舛田圭太という人が家族ともども今、移住します。現在、浪岡に住んでいます。これはバドミントンね。そういう方もいるのですよね。だから、いろんな面でそういう人たちとお互いに交流を図ることによっては、案外、バドミントンも誘致できるのかなと

いう感じがします。

そして、私もこの間、里村委員と一緒に浪岡高校を何とか全国大会まで制覇させたいということで集まって、その会合の中で聞きましたら、マエダアリーナも今の状況の中では使えないんだってね。スプレーがなければだめだとか。そして、それも今、いいコートがあつて、高いですけどそれ使えば十分だと。じゃあ、浪岡の体育館はどうですかっていったら、浪岡の体育館もすばらしい体育館で。そのコートさえ準備できれば使えますよと。ただ、観客席が片方しかない。あれがちょっとネックかなということでありました。そういうことから考えて、いろいろさまざまな問題があると思いますけど。そういう浪岡に全日本5連覇、奥さんも5連覇した方です。夫婦で子ども3人連れて、浪岡南小学校に入学されております。そういう方もおります。ですから、バドミントンを誘致するとすれば、そういう人たちを活用しながら、功大君のお父さんも外国にも行ってコーチで教えてますんで。そういうルートもまたあるのかなと。真剣になるのであればね。ですから、一応披露しておきましたけれども、もしこれからバドミントンを誘致したいということになれば、私ども、その橋渡しとして頑張っていきたいと思っておりますので、ひとつそういうことも頭に入れていただきたいと思います。ありがとうございました。

次に、マニフェストについて——マニフェストの外部評価について。まず第1点として外部評価についてであります。私は以前マニフェストについては第三者による外部評価が必要だということで市長に申し上げたと思っておりますけれども、そのとき市長は行政が作成したものでなく、私が政治家として策定したものであるので外部評価を行うべきではないということで答弁しておりました。しかし、2期目には外部評価いたしました。総合計画審議会ですか、意見を聴取するという形でやったと思っておりますけれども、ただ単に実施された、達成されたという項目の中で丸印とか二重丸とかつてありましたけれども、やはり何としてでも、実施したけれども、その結果どのような効果があったのかということまでやっぱり検証しないと全く無意味なのかなということ、いずれにもその事業の費用対効果も含めて検証し評価すべきということでありました。

そして、昨年、第4回定例会の予算特別委員会で、マニフェストの外部評価について事業の成果を検証するために現在の進行管理方法を見直す必要があると、そういう検討すべき点もさまざまあるので、次回の検討課題として研究させていただきたいという市民政策部長の答弁だったと思っております。その後の検討状況についてお伺いいたします。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。市民政策部長。

○福井正樹市民政策部長 マニフェストの外部評価の検討状況についてお答えいたします。

マニフェストについて費用対効果を含めた事業の成果を検証するためには、現在市が行っている進行管理方法などを見直すことが必要であり、さまざまな視点から

の検討が必要であると考えております。

先ほど長谷川委員から御紹介がありましたとおり、昨年の第4回定例会予算特別委員会におきまして、長谷川委員からの御提案につきましては、次回の検討課題として研究してまいりますと答弁しております。

次回の外部評価につきましては時期が現在未定のため、現時点で検討状況としてお答えできるような進捗状況にはありませんが、次回の外部評価までに検討をいたします。

○丸野達夫委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 わかりました。まあいずれにしても、マニフェストを掲げて予算がついたとか取り組んだということだけでなく、取り組んだ結果がどうなったのか、予算をつけたことにどういう成果があったのかということをやりながら、悪いものはやめる、改善できるものは改善する。やっぱりそういうサイクルは、私はこのマニフェストに対する外部評価としては必要でないかと思っておりますので、そういうことでひとつよろしく願います。

次は、同じくマニフェストの「市民館・公民館の計画的改修」についてでありますけれども、マニフェスト工程表に「市民館・公民館の計画的改修」ということで更新後は進捗状況が達成となっているけれども、何をもっての達成としているのか、まず第1点。

また、市民館・公民館分館併設集会所建設補助制度とは、どのような内容なのかどうか。

それから3点目として、平成24年度に実施した非特定建築物の耐震診断の結果を受け、震度6強で倒壊するおそれがあるとされた公民館などの集会施設等の耐震化に関し昨年12月の予算特別委員会において、青森市ファシリティマネジメント推進基本方針をコミュニティ施設の配置見直しなどの整合性を含めながら策定していると答弁があったと思っておりますけれども、どのように方針に取り組むことにしたのかお示しをいただきたいと思っております。3点お願いします。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。相馬市民政策部理事。

○相馬紳一郎市民政策部理事 長谷川委員のマニフェスト工程表の「市民館・公民館の計画的改修」の進捗状況が達成となっている理由及び市民館等の建設補助制度の内容についての御質問にお答えいたします。

市長マニフェスト工程表にあります「市民館・公民館の計画的改修」につきましては、地域住民の皆様の活動拠点の充実を図るため、町会・町内会の皆様が管理されている地域市民館及び公民館機能を持つ公民館分館併設集会所の整備や改修を計画的に支援することとしたものであります。

また、その進捗状況を判断するための数値目標等につきましては、両施設に係る補助制度の見直しを踏まえた新たな制度の創設としたところであり、市民館につきましては平成27年度から、公民館分館併設集会所につきましては今年度から見直

し後の新たな補助制度を開始いたしましたことから、進捗状況については「達成」といたしたものであります。

次に、市民館及び公民館分館併設集会所建設補助制度の内容であります。両制度ともに施設の新築・改築、中古施設の取得・改修及びトイレの水洗化を行う場合の経費の一部を市が助成するものであります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。加藤総務部理事。

○加藤文男総務部理事 耐震化に関して青森市ファシリティマネジメント推進基本方針でどのように整理したのかといった御質問にお答え申し上げます。

本年2月に策定いたしました青森市ファシリティマネジメント推進基本方針では、公共施設等の管理に係る基本的な方針の一つとして、公共建築物の耐震化の推進を掲げております。

その中で、多くの公共建築物が災害時に重要な拠点として活用されるといった観点から、学校、体育館、病院など、多くの方が利用し、床面積等が一定規模以上である市有特定建築物の耐震化を推進することとしたほか、そのほかの市有建築物につきましても、市有建築物全体の今後のあり方や必要性などを総合的に勘案して、耐震化が必要と判断されるものについて耐震化に努めることとしております。

しかしながら、人口減少や本市の厳しい財政環境を勘案すると、既存の公共施設等の総量や機能を現状のまま維持し続けることは、非常に厳しい状況となっておりますことから、耐震性に問題がある施設に対する対策につきましても、本方針に掲げる公共施設等の管理に係る基本的な方針を踏まえ、周辺既存施設との複合化なども視野に入れながら、耐震化の検討を進めることとしております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 わかりました。平成24年にやってあれから4年、結局公民館に行き皆で集まると地震で倒れるのだけでも、どうしてくれるんだろうなという話になるのですよ。4年もたってもいつまでこのままでおくのですかとよく聞かれるのですけれども、なかなか金がないからねということではあります。

いずれにしても不特定多数の人たちが利用する公民館等でありますので、早急にやっぱりスピード感を持って、計画的にやるべきだと思いますので、ひとつよろしくをお願いします。

次に、あと2つほど続けていきます。

まず自主防災組織についてやります。自主防災組織の結成促進ということで組織の結成率を平成22年からの24.9%から平成27年度は50%と定めていると思います。前定例会か何かで山本武朝議員に答弁していたと思いますけれども、今その結成率はどのようになっているかまず1つ。

次に、続けていきます。

職員の採用の社会人枠について、「多様化する市民ニーズや新たな課題に迅速かつ的確に対応できる組織づくりの一環として、民間企業等で就業経験のある人材の採用を管理職にも拡大します」ということでマニフェストにも掲げていると思います。その現状についてどのようになっているのかお伺いいたします。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 2点のお尋ねにお答えいたします。

まず、本市における自主防災組織の結成率についてであります。本市におけます自主防災組織数につきましては、昨年度新たに19の町会・町内会が組織を立ち上げまして、平成28年3月末現在、410の町会・町内会のうち158の町会・町内会で自主防災組織が組織されたところであります。

市全体の世帯数に対する自主防災組織が活動範囲としている世帯数の割合である、いわゆる組織活動カバー率——組織率は平成28年3月末現在で43.31%となっております。

今後におきましても、自主防災組織が設立されていない地域の町会や町内会に積極的に出向き、地域の防災力を高めるための防災講話や防災訓練の企画・指導などを行いながら、自主防災組織の結成を支援・促進してまいりたいと存じます。

次に、社会人採用枠の管理職の拡大に係る現状であります。職員の採用につきましては、市として、より優秀な人材を確保したいとの思いから、多くの受験者を確保するよう努めてきたところであります。

その一環といたしまして、社会経済情勢の変化や多様化する行政ニーズ等に的確に対応するため、専門性の高い人材の確保に努めることとし、1つに民間企業等の経験で培った専門的な知識、柔軟な発想力、サービス意識、コスト意識を生かして即戦力として市政で直ちに活躍できる人材。新たな営業手法の提案や新商品開発に携わった経験を有するなど、先例や慣習にとらわれず、柔軟な発想で職務に取り組める人材。3つにみずからの経験や成果を生かして、本市で活躍したいというバイタリティがある人材。これらの採用に向けまして、企業等職務経験者を対象とした職員採用試験を実施してきたところであります。

今後、UターンやIターンを希望する企業等職務経験者の採用に向けて、職員採用試験の実施方法等を工夫するなど、市の発展に尽力したいという強い意志と高い志を持った人材の確保を図ることとしております。

また、マニフェストの実施項目の1つとして、「社会人採用枠を管理職にも拡大」が掲げられており、多様化する市民ニーズや新たな課題に迅速かつ的確に対応するため、民間企業等での就業経験のある人材の採用を管理職にも拡大することとしております。

このことにつきましては、ポスト、業務内容等を検討してきたところでありますけれど、いまだその実施には至っていないところであります。

とはいえ、本市にとりまして有為な人材を確保することは重要でありますことか

ら、今後も引き続き、企業等職務経験者を対象とした職員採用試験による採用はもとより、任期つき職員としての採用や嘱託員としての採用など、あらゆる可能性を排除せず、管理職としての能力を発揮していただける人材の確保に向けた検討を深めてまいり所存であります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 ありがとうございました。

自主防災組織、けさの新聞ではむつ市なんかはまだ十何%だったかということがあります。まあ50%近いということはそれなりに成果が出ているのかなど。たまたまこの間も我が町内会でもやりましたけれども、非常に浪岡地区としても組織率がなかなか進んでいないというような現状がありますし、何とか皆さんが一緒になってお願いしますというお願いも受けてきましたけれども、ぜひそういうことでひとつ頑張っていたいただきたいと思います。

それから社会人枠についても、やはりそういう外部から入ることによって、やっぱり体質が変わっていくと思いますので、ぜひそのことも早く実現できるように努力していただきたいと思います。

どうもありがとうございます。終わります。

○丸野達夫委員長 次に、小倉尚裕委員。

○小倉尚裕委員 新政無所属の会の小倉です。

庁舎についてとアウガについて、2点お尋ねします。

まず1点目、庁舎について。

今定例会の一般質問で理事者側は新庁舎の整備方針について、新庁舎は集約化を基本に10階建てと考えているが、駐車場は立体から平面への駐車場へ変更したいと考えており、議会から意見を伺いながら引き続き検討してまいりたいとのことであります。

私はこれまで庁舎整備については、まずは財源であると、合併特例債を活用すべきであると一貫して主張してまいりました。本委員会については、この点について何点か確認してまいりたいと思います。

今定例会で、新庁舎の駐車場の議論や、私の一般質問における合併特例債の議論の中で、新庁舎の整備スケジュールについての答弁がありました。現在市が想定している庁舎整備全体のスケジュールについて、改めて説明をしてください。お願いします。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 庁舎整備のスケジュールについてのお尋ねにお答えいたします。

市役所庁舎の整備につきましては、設計業務委託契約に基づきまして、新庁舎は10階建て、駐車場は立体駐車場として、現在、設計事業者との連携のもと、本年10

月末までに実施設計を完了すべく鋭意作業を進めているところであります。

新庁舎整備に当たりまして、この契約に基づき作業した場合に想定されるスケジュールであります。建設工事につきましては、予算案を平成 28 年第 4 回定例会に、契約案件を平成 29 年第 1 回定例会にそれぞれ提出し、議会の議決を経た後に、平成 29 年 4 月から平成 31 年 9 月までの 30 カ月間で工事を行い、平成 31 年 10 月から 12 月までの 3 カ月で引っ越し作業を完了する予定としております。

その後、現庁舎の解体工事につきまして、平成 32 年 1 月から 6 月までの 6 カ月間を予定しております。

その後に、立体駐車場につきまして、平成 31 年度中に法改正等があった場合の実施設計の見直し作業等に備えた上で、平成 32 年 7 月から平成 33 年 3 月までの 9 カ月間で工事を行う予定としております。

最後に、外構工事ですけれども、平成 32 年 10 月から平成 33 年 3 月までの 6 カ月間で行う予定としております。

このように、完成予定時期としては、新庁舎は平成 31 年 9 月、駐車場につきましては平成 33 年 3 月の完成を予定しているところであります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 設計が本年の 10 月。そして契約案件が平成 29 年第 1 回定例会を予定しているという説明でした。その中で、まず現在の市町村建設計画の期間ですけど、立体駐車場——この駐車場などは入っていないという認識でいるんですけど、新庁舎の供用開始の目標を踏まえ平成 32 年 3 月にしたものであると認識していますが、この点は間違いはないですか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。合併特例債使用の前提となります市町村建設計画の期間についてのお尋ねです。

ただいまの小倉委員の認識どおり、平成 26 年 8 月に改訂いたしました青森市役所庁舎整備基本計画には、新庁舎 A 棟の供用開始の目標を平成 31 年度と定めており、本市の市町村建設計画「青森浪岡 21 世紀まちづくりビジョン」の期間につきましては、この供用開始の目標に合わせて平成 32 年 3 月までとしたところであります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 合併特例債は、まず今の庁舎建設費に充てますというお話であると思います。

今回、弘前市もいろいろ庁舎整備を行っております。この中で工事費が 63 億 9158 万円なんですけれども、このうち合併特例債 55 億 5770 万円を充当している。したがって、市のその他の補助金 5 億 4069 万円等を含めると、市の負担というのが合計

19億6050万円で済んでいる。したがって、63億円のうち19億6000万円で済んでいる。まずある意味で、3分の1以下で済んでいる。いかに合併特例債が有利であるのかというのは明らかであります。そして、この中でやはり駐車場というのは整備する中で合併特例債は活用できるのかについて、私もいろいろと聞いたのですが、やはり駐車場は合併特例債には該当しないというお話がありました。

そこで質問いたします。合併特例債は新庁舎建設費の財源として活用するのであり、例えば解体工事や立体駐車場の工事には活用できないという認識なんですけど、それで間違いはないのでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 合併特例債適用の工事ですけれども、小倉委員が今御指摘のとおり新庁舎の建設には使えますけれども、それ以外の解体工事、駐車場等については、合併特例債の根拠であります合併特例法の規定からして使うことはかなわないものと考えております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 後ほどアウガについてもいろいろお尋ねするんですけれども、この中で庁舎建設の部分であります。庁舎の建設、財源、なかなか補助金、交付金の関係で一般財源により建てるとというのが通常です。その中でまず、先ほどお話がありました駐車場、これまた後ほどお聞きしますけれども、駐車場等の財源で何か補助金的なものがないかどうかを担当のほうで、いろいろなときにあった交付金、補助金を活用していくものだと思います。したがって、この庁舎建設は当然、合併特例債を活用して平成32年3月までの市町村建設計画の期間に合わせて、間に合わせるのが第一だと思うんですけれども、この点の認識はどうでしょうか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

現在の庁舎整備事業につきましては、新庁舎A棟、庁舎本体に合併特例債を適用しております。

したがってまして庁舎の建設工事につきましては、合併特例債の適用範囲内で終了させたいというふうに想定して、今その作業を進めているところであります。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 合併特例債は、やはり新庁舎の建設費の財源として活用する。これが最も重要な財源確保の大きな点であろうかと思えます。そして、解体工事や立体駐車場の工事に活用するものはなかなかないと。例えば今回の市町村建設計画期間内に合併特例債を活用するというのは、この期間内ではないという認識であると今確認しました。

また、市町村建設計画の計画期間内に完了する必要——今度は駐車場の件です。

あくまで、市町村建設計画期間内にこの庁舎は完成させる。そして駐車場は、さまざま各会派、各議員からも質問がありました。この解体とそして駐車場の建設は、当然合併特例債の期間後になりますので、この新庁舎とは切り離して考えることも検討しているという答弁があったと思うんですけど、この点をもう一度確認したいと思います。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 いわゆる庁舎と駐車場が切り離しの件であります。

合併特例債は、先ほども申し上げましたとおり、新庁舎A棟の建設費の財源として活用します。一方、立体駐車場、もしくは平面駐車場もそうですけども、その工事に活用するものではありませんので、財源的な面から見ても、新庁舎とは切り離して検討することも可能であるという旨の答弁をしております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 やはり、解体と駐車場は切り離すことも可能であるというお話でした。

そこで、この立体駐車場の整備に係る財源です。これは、多分どこの市町村においても、やはり今回の合併特例債事業については、恐らく合併特例債を活用しています。しかし、この駐車場については、例えば財源でどういうのがあるのかというのを考えれば、例えば道路財源とか、また、時期によっては耐震化の補助金、交付金も活用できるもの、こういう部分もきっとあろうかと思えます。こういう点の駐車場の財源というのは、どのようなことを考えているのか、お考えがありましたらお尋ねいたします。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。立体駐車場の整備に係る財源についてのお尋ねであります。

現在、立体駐車場の整備に係る財源については、現時点では起債充当率が75%、普通交付税措置のない一般単独事業債の財源充当を想定しております。

これまでも、交付金など本市の財政に有利となる財源の活用については検討してきたところですが、現在想定している一般単独事業債のほかに、例えば、ただいま小倉委員御紹介のような制度がありますれば、その活用も含めて、それについては常にその財源の確保、有利な財源の確保には努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 今回の新庁舎の整備方針です。この中で新庁舎は集約化を基本に10階建てで考えているが、駐車場は立体から平面へと変更したいと考えており、そして議会から意見を伺いながら引き続き検討してまいりたい、これが一般質問等で

の答弁でありました。

この点を少し確認したいと思います。私が一般質問において、この点をお聞きいたしました。平面駐車場について金額的に大体どれぐらいが想定できるのかという中で700万円ぐらいだというお話があったと思います。そして設計事業者との契約により、10月には立体駐車場の設計作業によって完成品が出てきます。その中で市長が、アウガの財源として活用したい。規模の縮小ではなくて事業費の縮小として、この駐車場については、立体から平面というのを考えている。その中で議会の皆さんの意見をお伺いしたいという説明があったかと思います。この設計委託料は、使うのであれば議会に予算として諮るはずであります。この点を私は一般質問でも確認いたしました。議会が決定するのはやはり予算であり、条例の改廃であります。そういう点でいきますと、仮に新庁舎の駐車場を立体から平面へ変えるのであれば、恐らく予算として提案されるものと思います。

私が今回、一般質問、予算特別委員会で聞く中で各会派、各議員の意見は、やはり当初の設計どおり10階建ての建物であるならば、それに見合った立体駐車場であるべきだという意見が多かったように思われました。こういう点を勘案しながら、市長は庁舎についての——今定例会ではっきりしたのは10階建てで庁舎を建てます。そして駐車場についてはあくまで平成32年3月まで、新庁舎が完成した後の判断として切り離すことも可能であるというお話でしたので、ぜひこういう点、市長の提案があろうかと思います。その点を踏まえてこの庁舎については終わりたいと思います。

続きまして、アウガについてお尋ねを申し上げます。

アウガについてはまず、今回の一般質問等における平成18年度の包括外部監査の結果報告についての市の考え方がどうであるのか、これが最も大きな点でなかろうかと思います。

まずその前に、包括外部監査の結果報告書の中で、「アウガは、市の中心市街地活性化を図ることを目的として建設された公的施設と専門店舗が集積する建物であり、コンパクトシティ実現の象徴と位置づけられ、多くの期待と役割を担っている。建物は商業部分と駐車場ならびに公的施設から構成されている。このうち駐車場ならびに公的施設は、市が所有しており、店舗部分は、従来の敷地所有権者と、建物の管理を受託している青森駅前再開発ビル株式会社が区分所有している。敷地所有者は、同社より転賃借を受けて出店し、それ以外の商業部分は同社がテナント募集をして賃貸借している。」となっています。

したがって、この包括外部監査の前提となる——当然なんですけれども駐車場と公的施設は市が区分所有している。地権者は自分たちが地権者として、また青森駅前再開発ビル株式会社に賃料を払っている。そして青森駅前再開発ビル株式会社はテナントから賃料をいただいているという形になっています。

この中で問題になったのが運営管理費でした。この運営管理費、「市の交付した管

理費負担金は、管理費のみに充当すべきであり、負担金の余った一部が迂回して貸付に回る現状を改める必要がある。」という包括外部監査の指摘でありました。そしてそれを受けて、包括外部監査の意見についての経緯の中では、「アウガは多目的施設と商業施設からなる複合ビルで、両施設の相乗効果により多くの市民が来館する施設となっている。商業施設の1階から4階までの床を市が取得し、アウガの管理者でもある青森駅前再開発ビル株式会社はテナントからの賃料が主な収入で、オープンから数年、計画していた収入が見込まれなかったため、経営が悪化したことから、区分所有者はビルの重要な位置にある商業施設の所有者である青森駅前再開発ビル株式会社がアウガからの撤退を危惧し貸付を決めた。」そしてその結果、市は包括外部監査の意見を受けて、市の判断として、「アウガは、多目的施設、商業施設との複合ビルであり区分所有者が一体となってその管理運営に当たっており、手持ち資金の合理的な運用を図る観点から、区分所有者集会の議決によって運用先を決定している。よって、迂回融資という指摘は当たらない。」という判断でした。

しかし、ここで最も大きな問題なのが青森駅前再開発ビル株式会社だと思います。なぜかというところ平成13年にオープンして、次の平成14年には9000万円の、これを運転資金で借り入れしている。このときの利息が1.6%、1年間の返済であるならば月750万円です。そして金利が12万円で合計762万円返済しなければだめだ。当然、1年間返済できませんでした。1年間の期限の延長をしました。さらに平成17年にはまた1億4000万円を運転資金として借り入れをしている。このときの利息がなんと0.05%、月の利息——年間で7万円です。同年11月には9000万円も0.05%に金利を引き下げました、年間4万5000円。先ほど経済部長の答弁の中で貸し付けであると、有利子であるというお話がありました。まず、この市の考え方が変わったのか。この包括外部監査の指摘は指摘です。問題はそれを受けて市がどう判断したかなんですけれど、この点どうですか、市の考え方は変わったんですか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 お答えいたします。

平成18年度の包括外部監査と今回の修繕積立金の違いということだと思いますので、それについて……。

[小倉尚裕委員「まだ違いじゃない。違いではなくて考え方が変わったのかな」と呼ぶ]

○増田一経済部長 平成18年度と……。

[小倉尚裕委員「ただ変わったんですか」と呼ぶ]

○増田一経済部長 そういう意味では変わっておりません。

○丸野達夫委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 まず変わっていないということですね。経済部長、この中で、例えば利息の問題です。平成14年には1.6%が次の次の年には0.05%、年間144万円の金利から7万円に変わっている。これを踏まえると融資と言えるんですか、有

利子と言えますか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 お答えいたします。

1つにはペイオフの導入がありまして、それまでは普通預金でよかったのですが、普通預金ですと1000万円プラス利息の保証しかされないということで、平成17年1月に無利息型の普通預金のほうに2億3000万円を一旦切りかえております。それでもって運用していたんですが、その点については、やはりいくらかでも利息を稼いだほうがいいたろうということで、区分所有者の中で借入利率0.05%ですけども、そちらのほうに切りかえたと伺っております。

○丸野達夫委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 そういう意味で、今の経済部長の答弁でもこの貸し付けについては、当然迂回融資ではないんですよね。市でもそういう判断をしたんですよね。まずこれは迂回融資なんですか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 お答えいたします。平成18年度の包括外部監査での指摘の話ですね。

迂回融資という認識はありません。

○丸野達夫委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 やはり問題なのは、青森駅前再開発ビル株式会社の経営体質です。この2億3000万円は現在返済されているのですか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 お答えいたします。

現在は返済されておられません。

○丸野達夫委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 それではこの金利です。年0.05%で年7万円の金利だけを払ってきたんですか。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 お答えいたします。

平成17年のときに切りかえておりますので、そのときからは0.05%の利率だけを払ってきているということになります。

○丸野達夫委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 この10年以上、金利0.05%。1億4000万円は年7万円、そして9000万円は年4万5000円。2億3000万円の利息である11万5000円の金利だけを払ってきたというのが、青森駅前再開発ビル株式会社の現状ですよね。当然そうだと思うんです。

さて、その中で今回の修繕積立金の議論です。私は議論を踏まえれば、このような管理負担金がなぜこのときの議論、市の考え方で迂回融資には当たらないのか。

アウガは多目的施設、商業施設、複合ビルでありという部分。当時のアウガ建設の目的です。アウガは市の中心市街地の活性化を図ることを目的として建設された、公的施設と専門店舗が集積する建物である。たしか秋村議員の一般質問の中で、仮に市が土地を保有して、そしてそれをテナントに貸すというのであればどうなのかというのに、経済部長は、アウガは営利を目的とする建物ではないと。したがってなじまないという答弁があったと思いました。アウガはまさしくそうなんです。営利を目的にするものではないんです。したがって、今まで市もいろいろな形で、例えば債権を——債権ではなくて、信託をして債権を保全するというふうな手法もありました。仮に現在もそうであれば果たして信託したものが安全に保管できたのかというのを考えれば、あのとき途中で半年ぐらいで終わったと思うんですけど、これはよかったなと思います。

その部分で今、修繕積立金の議論をしていますけど、きっとこれだけでは終わらない部分があるかと思っています。そういう中で、経済部長が修繕積立金約4億1000万円の、例えば青森駅前再開発ビル株式会社の8000万円、地権者の9000万円の部分が各区分所有者のもとに渡って、私はこれを活用していくというのはあるかと思っています。問題は市が持っている部分がどうなのか、どう当たるのかという判断だと思うんですけど、その中で単なる延命のためと考えるのか、それともいろいろこれから想定されるものに対してこの資金を活用すると考えるのか、やはりこの点の認識だと思うんです。まず経済部長にこの点についてお伺いいたします。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 お答えいたします。修繕積立金の使われ方といいますか、使用目的といいますか、そういうお話だと思います。

これまでの議会からのお話ですと、テナントの商取引債権であれば保護すべきというお話がありました。これについてはごもっともだと思いますので、その点についてであれば、先ほど小倉委員がおっしゃったように会社の持ち分等の話はいいかもしれませんが、現在アウガ店舗共有者協議会からお示しされている内容ですと、さまざまな問題点があるのではないかと認識しております。

○丸野達夫委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 佐々木副市長、何点か前に一般質問で、現在の市の状況として弁護士といろいろ相談していると。このお話を聞く中で、私は議会での議論がかなり深まったのかなと、各議員の認識も大分深まってきたのかなと思いました。この中でもう一度確認したいんですけど、残された手法として破産か特別清算という指摘があったとお聞きしたんですけど、もう一度この点確認をしたいと思います。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。佐々木副市長。

○佐々木淳一副市長 改めて一般質問のお話だと思います。

さまざまな債権だったり会社再生に関して秀でている弁護士の方のお話であると、そういう認識でありました。

○丸野達夫委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 会社経営等、通常の株式会社という認識の中では、破産か特別清算しか残っていないという指摘である。そういう中で破産というのは、第三セクターに市が今までかかわってきた中で、今まで協力してきたさまざまな地権者の方、そして店舗の方にどういう形でこれから安心してもらえるのか。私は問題がこの点だと思うんです。いかにこれから交渉する、さまざま進める中で、問題は今2年間の赤字を踏まえて減損会計を出しますとなっています。通常の子会社の感覚からすれば2年間赤字である。したがって国の方針として、粉飾等をしないために減損で決算を出しなさいというのであれば、当然厳しい決算というのが予想されます。今まで以上に厳しい決算が予想される。その中で地権者の方、そして現在店舗として入っている方、こういう方々にどういう形で安心料として――安心して、まずは契約内までは営業してもらえるのか。そして地権者の方にはある程度の議論ができる状況をどうつくっていくのかだと思うんです。

したがって経済部長が、修繕積立金が店舗等に対する営業保証金や預かり金を返還するのであれば問題はないですと言いますが、問題は市の資金、修繕積立金をどういう形で活用するかだと思います。まずこの点について、修繕積立金、私はいろいろ原則論があろうかと思えます。しかし、これからの店舗が入っている契約の間に営業ができる預かり金、そして保証金という点は保証すべきものと思うんですけど、この点の認識をお願いいたします。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 お答えいたします。契約期間中は保証すべきではないかというお話でした。

おっしゃることはもっともだと思います。ただ、現在は青森駅前再開発ビル株式会社のあり方そのものもまだ決まっていない状況ですので、その結果を踏まえてということになるかと思えます。

○丸野達夫委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 確かに青森駅前再開発ビル株式会社の方向性も決まっていない。したがって地権者、そして店舗の方が不安なんです。だからこそ、それを保証するのが役割でないんですか。それを保証して、そして次のステップに入っていかなければ。例えば特別清算にしろ、修繕積立金約4億1000万円のお金で済む話でないんでしょう。その次の、仮に破産もしくは特別清算となったときには、これから問題になってくるお金の桁は違う桁の話になっていると思えますよ。

したがって、市として今すべきことは、これには今、議会内にはさまざまな意見があります。当然この修繕積立金は適用すべきではないという方もいます。私は当然、これはあくまで今まで第三セクターとして、そして長年協力してもらった方には最低限の保証をする。そしてこれからの市と第三セクターのかかわる中で、お互いの信頼関係を得るためには、私は活用すべきものは活用すべきだと思います。

その前に当然、減損の決算が出てまいります。したがってその中には、減損の会計を早く出すべきだという意見もありますし、また減損会計が出る前に、修繕積立金の活用を決めて、そして進めるべきだという意見もあります。しかし、私はこれでは根本の解決にはならない、やはり特別清算するに当たっても、その後に控えている、当然債権の問題とか出てきます。これを全てクリアしていかなければいけない。当然これには議会での議論も必要となってまいります。したがってこの特別清算の資金をどうするのか、これが迂回融資であるのか私はそういう議論ではないと思います。まだまだ第三セクターを整理するに当たっては、修繕積立金が迂回融資であるのかという議論ではない。後に控えているのは、もっと大きい問題があるかと思えます。

そういう中で今回、私は佐々木副市長から現状の青森駅前再開発ビル株式会社はどうであるのか、そして専門的な方の指摘はこうであったというお話を議会でしていただいたのは、これは間違いなく大きな一歩であろうかと思えます。

さて、そういう中で問題は、修繕積立金がどうあるべきかであります。鹿内市長、市長とすれば当然これは使いたいと、それは市長のお話でもありました。私もこれは、これからのいろいろなことを考えれば、これまで協力していただいた地権者、そして店舗のためにも安心料として当然活用すべきだと思いますが、市長の見解をお尋ねします。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。鹿内市長。

○鹿内博市長 修繕積立金についての考え方については、これまでも何度も申し上げてまいりましたように、それが可能であれば使わせていただきたいということを申し上げてきました。

しかし、その結論に至るまでには議会の議員の皆様からの御意見を伺い、そして取り崩した場合のさまざまな問題・課題をクリアしなければなりません。それらも踏まえて、現時点においては、まだ市としてそこに至る過程でありまして、これからさらに関係者との協議もし、また議会の御意見も伺いながら、そして最終判断となります。まだ最終判断に至っていないといことでもあります。

もう1つは、青森駅前再開発ビル株式会社のあり方につきましても議員から、委員からいろいろな御意見がありましたが、これにつきましても関係者間で今協議している中でありまして、会社のあり方、そして今の修繕積立金いずれも課題・問題がありますので、また、同時にそれは市だけではなくて、会社だけではなくて、それぞれに関係者がありますので、それぞれの関係者と協議をしながら、この問題に取り組んでいかなければならないと考えております。

○丸野達夫委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 このような例えば、佐々木副市長がいろいろ弁護士の方から指摘を受けた破産そして特別清算といった2つの手法しかないという形になってくれば、当然、青森駅前再開発ビル株式会社の青森市の23億円の問題、金融機関の6億円の

問題、そして管理会計 2 億 3000 万円のまだ返っていないお金の問題の点が議論になってきます。

したがって、私は市長が今お話をした修繕積立金を活用できるならば、これはまずアウガについての、青森駅前再開発ビル株式会社のこれからの方向性を含めての第一歩となる。アウガというのが 210 億円を超える資金が投入されてまいりました。これは当然、青森駅前再開発ビル株式会社だけではない。年間 400 万人を超える利用者がある、間違いなく市民図書館を含めた公的施設はにぎわっている。問題は恐らく商業ビルとしての第三セクターが破綻をする。これは日本でもそんな多い数ではない。こういうケースはともすれば日本で初めてのケースかもしれません。例えば、観光、土地開発公社というのを含めた破綻というのは数多くありますけれど、このような初めから図書館が入っている、公共施設が半分以上入っている、そして、その中での商業ビルの採算性は明らかに事業として成り立たない。これは平成 14 年、平成 15 年の運転資金の借入れをしなければいけない、これで明らかであります。

したがって鹿内市長の役割というのは、この事業をどういう形で清算するのか。このアウガには間違いなくにぎわいはありました。商店街にとっては大きな施設であります。しかしこれをどういう形で清算をして、そして市長が目指す公共化という形が初めて問われているものと思います。したがって、この減損会計等を含めて、市長は当然議会に諮る時期があろうかと思えます。これについて市長の御見解をお伺いいたします。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。鹿内市長。

○鹿内博市長 まず修繕積立金、これまで何度も議論がありましたが、取り崩しの提案は青森駅前再開発ビル株式会社の資金繰りの破綻に備え、資金に余裕を持たせることで、テナントや関係者に不測の損害が生ずることを回避するため、管理費の修繕積立金を使用して青森駅前再開発ビル株式会社を支援するということが、アウガ店舗共有者協議会での提案理由であります。これはやはり関係者が、こういう思いを持って提案されたら、私、非常にある面ではアウガに対する熱意、思いというものをお自身は受けとめなければいけません。同時に、しかし一方でこの取り崩しには、さまざまなこれまでの経緯等もありますので、また問題・課題等もありますので、そういうこともしっかりとクリア、克服し、そして何度も申し上げてきましたとおり議会の御意見も伺いながら判断をしていく。

ただ、その際にやはり先ほど、この議会中もそうありますが早期に、早くというのが大方の御意見でありました。私もそういう点では早くこの問題についての判断、結論を出さなければならないと考えていました。しかし一方で、早くではありますが、それぞれの課題・問題ということもまた乗り越えなければなりませんので、早くではありますが拙速であってもなりません。早く、慎重にという思いであります。

○丸野達夫委員長 次に、里村誠悦委員。

○里村誠悦委員 早速、質問させていただきます。

1つ目は、田茂木野地区飲雑用水施設について。

これは、平成10年ごろから頼んでいるのですが、なかなか解決しないということです。また、この前、田茂木野地区の飲雑用水施設の管が一部破損したということがありました。どのように対応したのか、また、同施設が使用できなくなった場合にどのようにするのか。水ですので、やはり命にかかわることですから、どうなっているかと。

それから、前に国の交付金とか整備事業のものがあつたのですが、いろいろ対象地域にはなつていたのですが、これが適用されなかつた理由をしゃべつていただければと思います。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 田茂木野地区の飲雑用水施設に係るお尋ねにお答えいたします。

田茂木野地区にあります飲雑用水施設は、正式名称「防名沢簡易水道利用組合」が所有し、管理している施設であります。したがいまして、当該施設の性能を確保するため、適正な維持管理を行うのは、その所有者である同組合の役割であると考えております。

しかしながら、当該施設の老朽化に伴いまして、降雨時などには水が濁ること、枯れ葉等による目詰まり、配水管からの漏水等が起こるといった相談が市に寄せられている状況であります。

これまでも、同組合とは随時連絡を取り合つておりまして、去る6月6日、里村委員から水道が断水しているという連絡があつた際にも、組合長に連絡を取りまして、その際は復旧したということを確認しております。

また、6月9日でありますけれども、組合長から、「管が破損して、修繕について業者に見てもらつたけれども、解決策が見つからないので何かいい方法はないか」という相談を受けましたことから、市として、水道部に現地確認を依頼しまして、組合長に修繕方法についての助言をいただいたところです。その後、組合長から、管の修繕が終わつたとの確認を受けたところであります。

当該施設の使用ができなくなった場合の対応でありますけれども、改修等につきましては多額の費用が見込まれるところであり、平成26年第3回定例会一般質問におきまして里村議員から御紹介がありました農林水産省所管の中山間地域総合整備事業、集落基盤整備事業、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、この3つの補助制度につきまして検証しましたところ、農業生産基盤と農村生活環境の一体的な整備などが必要であり、事業の内容が具体化されてない現状では断言はできないもののいずれも該当とならないものと考えております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 里村委員。

○里村誠悦委員 ありがとうございます。何かあった時はよろしく願いいたします。

次は、モヤヒルズの温泉の井戸について。モヤヒルズの温泉の井戸が、ポンプが落ちたということで使用してないということです。それから、この温泉があったころの収入と人数についてお願いします。

モヤヒルズは今、だんだん人気が出てきて、たくさんの催し物をやっております。またいろいろと癒しのところではないかと思っています。モヤヒルズで観光に来た方でも、ちょうど時間 20 分くらいですので 1 時間くらいもあるとお風呂に入ったり食事したり、少し運動したりとそういう安らぎを与えられる場所であると思います。

また雲谷は伝説があります。オヤスという女首領というか、そういう八甲田山の親分だと。それから雲谷には雲谷のトンケイという——雲谷の山はトンケイという山なのですけれども、その名前の副首領がいたとか、いろいろその首を首塚をつくって鬼面七箇を納めて妙見堂をつくったとか。まあいろいろあるので、そういうものも、一緒にやりながらあそこに掲示しながらやるといいのではないかなと思っていますので、これは要望としてお願いします。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○坪真紀子経済部理事 里村委員のモヤヒルズの温泉施設についての御質問にお答えいたします。

平成 10 年 1 月にオープンいたしましたモヤヒルズの温泉であります。浴槽のほか洗い場が男性浴室には 3 つ、女性浴室には 2 つ、シャワーが各 1 つの小規模温泉で、平成 24 年度は 1 日平均 14 人の利用状況でありました。

しかしながら、平成 25 年 8 月、温泉をくみ上げていたポンプが落下し、温泉施設へのお湯の供給がとまり、温泉を利用できない状況となり廃止としたものであります。

温泉施設の復活につきましては、当時も温泉水を利用する場合の既存の井戸の活用、また、新たな井戸をボーリングする方法、温泉ではなく水道水を使う方法の 3 つの手法を検討しております。

その検討結果であります。既存の井戸を活用する場合には、新たなポンプを設置することとなり、温泉水の安定供給についての事前調査が数百万円必要になること、これにより利用可能と判断されても、既存の井戸は管自体が老朽化し、地下水が混入しているため 25 度と低い温泉水を温め直す必要があり、年間 200 万円程度の赤字が見込まれること。

また、新たに井戸をボーリングする場合は、数千万円の費用を要すること。水道水を利用する場合は、水道料と燃料費が高額となり、年間 720 万円の赤字が見込まれること。

以上のことから、費用対効果を考慮した上で、温泉施設を再開することはやむな

く断念したものであります。なお、シャワー施設は、温泉ではないため利用可能なことから夏季の温水プール営業期間中には利用者に開放しております。

モヤヒルズについては、年間を通じてさまざまなイベントを開催するなどの営業努力により、おいでになる方は増加傾向になっております。今後におきましても、幅広い年代の方が参加できるイベントの開催などにより、施設の復活に努めてまいりたいと思います。

また、先ほど当時の売り上げはということでのお尋ねもありました。こちらのほうにつきましては平成 24 年度実績で温水プールと温泉スパ施設全体で、1 年間で約 208 万円の売り上げがありました。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 里村委員。

○里村誠悦委員 ありがとうございます。

温泉を掘るといって何千万円もかかるということで、いろいろ見て回りましたら、ボイラーがすぐ回せるような状態だった。ですから水道水を使って、風呂もぜひまた再開をさせていただきたい。その場合は、ヨモギの風呂とかハーブの風呂とか季節ごとの花ですとか、いろんなものを入れてやると、人も入るのかなと思っています。こういう時代ですので、やはり宣伝が 1 番必要だと思っています。そうすることによってまたモヤヒルズもだんだん人に知られてくるのではないかと思います。

あと、これは時間がないので要望にしておきます。合子沢記念公園において樹木の成長に伴い野鳥観察場所の駐車場から岩木山や市内が見渡せなくなっている。どのように対応するかということでお願いしたのですが、これ岩木山とか展望ができるようお願いをしたいと思います。

それから市営住宅の今後について、第二団地は新しくつくってもらったのですが、第三、第四もいろいろと老朽化しているということで、今後市営住宅をどうするのかということを知りたかったのですが、これは後でお願いしたいと思います。

それから、これは要望ですが、幸畑第四団地の各棟の入り口に設けている郵便受けが壊れている。それからドアがあかなくなったりとか鍵が閉まらなくなったりということがありますので、これもぜひ対応していただきたいと思います。

以上で終わります。

○丸野達夫委員長 次に、木戸喜美男委員。

○木戸喜美男委員 自民清風会の木戸喜美男でございます。早速質問させていただきます。

消防団について、消防用のホースの差し込み式結合金具への切りかえ状況についてお知らせください。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。吉崎総務部理事、消防長。

○吉崎宏二総務部理事 木戸委員の青森市青森消防団の消防用ホース結合金具の

切りかえ状況についての御質問にお答えいたします。

消防用ホースには、ホース同士の連結や、消防用自動車に接続するため、結合金具が装着されております。

その結合金具の規格は総務省令で定めており、ねじ式と差し込み式の2種類があります。

この消防用ホース結合金具につきましては、常備消防では結合動作がワンタッチで素早く行えるなどの理由から、差し込み式結合金具に統一することとしております。

これに伴い、青森市青森消防団におきましても、火災現場等において常備消防と連携を図り、より効率的な消火活動を行える体制を整備するため、平成26年度から随時差し込み式結合金具に切りかえを行ってきたところであります。

木戸委員お尋ねの青森市青森消防団の消防用ホース結合金具の切りかえ状況につきましては、平成28年4月1日現在、対象となる1720本のうち249本の切りかえが完了し、約14%の進捗状況となっております。

今後におきましても、消火活動がより迅速かつ円滑に行える環境を整備するため、差し込み式結合金具への切りかえを随時進めてまいります。

○丸野達夫委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 どうもありがとうございました。

まずホースねじ込み式は、皆さん御存じのようにねじでこう締めつけたあと、さらにまた専用の金具で閉めていかなければいけない。ただし、今のワンタッチ式については、差し込み式でカチャッというふうな形ですぐ入る。そうすることによって消火活動が早くできるということでもありますので、消防長、何とか早めにまた切りかえしていただけるようお願い申し上げます。

新城分署がありまして、また私ども新城分団とお互いに放水訓練をしたり、あるいは訓練礼式をしたり、常に常備消防の方々と一緒にまた消防団を育てていただいておりますし、また、万が一のときには常備消防の方と、我々消防団がともに一緒になって消火活動あるいは風水害の災害等に指導して市民の安全・安心を守っていきたいと思っておりますので、どうかひとつよろしく願いして要望して終わります。

次、花岡プラザへの市民バスの乗り入れについてです。

前回、市民バス大釈迦経由浪岡線の青森地区から花岡プラザへの乗り入れについて、どの程度の需要があるのか、また集約しているのかと。また、重要と考えているという答弁がありましたので、その後の進捗状況を教えていただければありがたいです。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○金子牧子都市整備部長 木戸委員の花岡プラザへの市民バスの乗り入れについてのお尋ねにお答えさせていただきます。

現在の市民バスの路線でありますけれども、市営バスにおいて事業採算性が低いことから維持が困難でありました生活路線を地域の足として確保し、公共交通ネットワークを構築していくため、平成23年度から順次、抜本的な路線再編に着手すると同時に、民間バス事業者による委託運行を実施しているものであります。

市民バスの運行に当たりましては、地域で開催いたしました住民懇話会を通して、ダイヤ、運行本数、運行ルート等について、地域住民の方の合意を得て運行計画を策定し、進めてきたところであります。

運行ルートの変更でありますけれども、多くの利用者の方に影響を及ぼす要素となりますことから、大釈迦経由浪岡線の花岡プラザへの乗り入れにつきましては、まずは本年度、花岡プラザを利用するための公共交通機関利用についての需要などについて把握するため、今、調査を進めているところであります。

○丸野達夫委員長 木戸委員。

○木戸喜美男委員 ありがとうございます。都市整備部長、あといいです、済みません。

今、都市整備部長から調査しているということでありまして、大変ありがたいこととあります。実施するにしても、調査その他いろいろと検討することもあると思いますので、どうかいい方法でお願いしたいと思います。

ただ、私この花岡プラザに何度も行っておりますが、私の西部地区のおばあちゃんが、花岡プラザの温泉がすごくいいということで、1週間に1回とか、2週間に1回とか利用しているんだそうです。しかし高齢で、お孫さんに連れて行ってもらうということでありまして、できれば花岡プラザまでバスが行けるようになれば上り坂も登らなくていいし雨の日でも苦勞しなくてもいいんだよね、木戸さんなんとかお願いできませんかねということがありましたので、改めて今回また質問ということでありました。

また三内地区の男性の方が、自分としては温泉も好きなので毎日利用しています。それで料金も安いし、大変いいんですよ。でも自分がこれからだんだん年いって免許がなくなれば、やっぱり公的なバスの利用になる。そういったときにすぐにもまた利用できれば大変ありがたい、そんなことも言われておりましたので、ぜひとも花岡プラザには、早めに何とか乗り入れができるようにしていただければ、私も質問をしなくてもよくなりますので、どうかひとつ皆さんの御理解と御協力をいただきながら、花岡プラザに早く乗り入れできるようにお願いを申し上げまして、私の要望とさせていただきます。

ありがとうございました。

○丸野達夫委員長 次に、渋谷勲委員。

○渋谷勲委員 渋谷勲でございます。早速ではありますけれども質問させていただきます。

何たってこの、暮れの紅白のトリはいいですけども、予算特別委員会のトリとい

うのはもう二度としたくありません。私はこれを肝に銘じて今後はやらないように努めたいなど改めて感じました。

ところで市長、質問は、アウガあるいは庁舎の一体的な考え方です。所見を述べさせていただければ、このごろ特に、地元のメディア、あるいは新聞等々ひっくるめて、30代、40代の方々がめったに今までは私の周辺ではそんなに言うこともないんですよね。特に今回先般のあの消防の観閲式、あるいは我が荒川分団の懇親会だとか、あるいは中央卸売市場の方々だとか、異口同音に言われることは、何で修繕積立金を目途が違うのに市長は使おうとするのか、これ渋谷君、だめですよという声が非常に多いんですよね。

そこで、市長に是が非でも答弁していただきたいのは、まず第1点目、青森駅前再開発ビル「アウガ」に市役所庁舎機能を導入することを求める決議が、前定例会の最終日に可決をされた。現在、この決議について改めて市長はどう思うのか御答弁を願いたいと思います。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。鹿内市長。

○鹿内博市長 渋谷委員から、決議に対する市の、私の考え方というか、市の対応についてであります。

本年3月の第1回市議会定例会において、青森駅前再開発ビル「アウガ」に市役所庁舎機能を導入することを求める決議が可決となりました。

その内容は、1つに、アウガの公共化について、市議会を含めさらに議論の場を設けること。2つに、厳しい財政環境の中、本市のまちづくりを考え、市民の貴重な税金を効率的で効果的に活用するという観点に立ち、市役所庁舎の機能を果たす上で、アウガを最大限活用することを求めるものであり、市としては、私としてもこの決議を重く受けとめ、さらなる検討を進めてきたところであります。

新庁舎の整備については、当該決議中、2つ目の求めに関する内容として、厳しい財政環境の中、市民の貴重な税金を効率的で効果的に活用することという財政的な視点。もう1つは本市のまちづくりを考え、アウガを最大限活用するというにぎわい交流機能の視点。この2点に係るものと考えています。

この2点につきましては、去る5月2日「新生アウガを目指して(案)」の修正版の中で、財政的視点としては、本市の厳しい財政状況やアウガ再生に向けた今後の財政需要を踏まえ、新庁舎整備に係る事業費をできる限り削減すること。2つに長期的な視点に立ち、新庁舎の供用開始から15年目に着手する予定の第2期工事の事業規模も含め、財政負担を極力抑制することと整理し、また、にぎわい交流機能の視点としては、新生アウガのフロアイメージの基本的な考え方として、中心市街地活性化を牽引する核的施設としての役割を發揮させるため、にぎわいの創出に貢献できる機能を基本に配置することとし、アウガの床の具体的な利活用策は、市議会や市民の皆様とともに検討を進め、アウガの公共化も含めて、平成28年度中に整理したいと考えていること。2つに、新庁舎については、防災の観点、市民の利便

性向上の観点、そして業務の効率化の観点から、集約化を基本に、基本設計どおり10階建てで整備し、アウガへは、展開しようとしているにぎわい交流機能に係る業務や事業に連動し、中心市街地の活性化に資するような市役所庁舎の機能を配置した上で、庁舎整備第2期工事に先駆けて、基本設計時点で柳川庁舎に配置を予定している部局などを新庁舎に配置する方向で検討し、第2期工事に係る財政負担の抑制を図ることと整理したところあります。

その後の部分につきましては、これまで一般質問等でお答えしたとおりであります。新庁舎の整備に係る方針としては、新庁舎については基本設計どおり集約化を基本に10階建てで考えておりますが、駐車場については、基本設計時点での立体駐車場から平面駐車場へ変更したいと考えており、今定例会などを通じて議員の皆様からの御意見などを伺いながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○丸野達夫委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 これは申し上げてもらえるのかわからないけれども、例えばこれまで、一般質問等で何人かの議員から債務超過の問題、あるいは今回の青森駅前再開発ビル株式会社の決算等について、例えば今定例会最終日の6月28日以前に交渉するということはどうなんですか。

答弁願います。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。鹿内市長。

○鹿内博市長 ただいまの御質問の趣旨は、青森駅前再開発ビル株式会社の決算の数値を6月28日の閉会前に公表できるかどうかということのお尋ねと伺いましたがそれでよろしいでしょうか。

それはきのうも先ほど来からも、加賀谷副市長からも私からも答弁しましたが、この決算の数値につきましては、青森駅前再開発ビル株式会社での取り扱いは、同社のほうから全株主に対して株主総会の招集通知、その際にその株主総会に、議案の資料ということになりましようか、その中で発送されるということで、これまでも私も、各派代表者会議等でも御説明申し上げてまいりました。

したがって株主総会の日程、それに至るまでの取締役会の開催でありますとか、そういうものの段取りを経て、その上で市として受け取る日にちが確定されるということになろうかと思えます。

もちろん委員から、これまでの他の議員からも御指摘、あるいは御要望のありますとおり、それはできるだけ早いというお話は、それは希望としては私もそういう思いであります。しかし、基本的に青森駅前再開発ビル株式会社としての今申し上げました一連の取り組み、段取りの中で、その市として受け取る日にちが定まってくると考えておりますので、市として当然受け取った段階でできるだけ早く議員の皆様、すなわち市民の皆様にそのことのお知らせを、そして御説明をしたいと考えております。

○丸野達夫委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 市長の答弁は認識しつつも、やっぱり今定例会そのものは6月28日で終わりなわけですよ。だからやっぱり、それ以前にある程度は出していただいて、意見を交わしながらよりよいものにするためには、そういう答弁では私はいかななものかなと。

ましてや、市長が例えば修繕積立金を使いたいとか使うとか言った覚えはないけれども、何か今の時点で私もちょうとこう聞いていけば、まず喉から手が出るほど使いたい、あるいは特別清算をしたい。市長、ここなんだよ。

以前4月だったか5月だったか定かではないけれども、臨時会を開こうとしたわけでしょう。その際も、区分所有者と申しますか、地権者の合意を得られないということで、開けなかったことがあるよね。

今回、この修繕積立金を使おうとする前提においては、ある程度の区分所有者と申しますか、地権者の方々との話し合いはどうなんですか。そこは煮詰まったんですか。その点について。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。鹿内市長。

○鹿内博市長 まず、私が特別清算を望んでいるということではありませんので、もちろんそれから、喉から手が出るほどのということでもありませんので。

それから前の臨時会のお話の際に、それができなかったのは区分所有者云々ということでもありません。たしかいろいろな関係者、それからあの最終版の話でありました。アウガ最終版のことについては、関係者等の協議が整わないので、そういう形で多分そういうお話をどこかではしたかと思えます。

したがって、今その修繕積立金のお話であります、これはやはり申し上げておりますように、皆様の御意見を伺いながら、そしてクリアすべき課題をやはり市として整理して、そしてもちろんそれはできるだけ早くという思いではあります。

もちろんそれから、今の議論をする際には、決算ということも必要だろうと、そういうことも私自身は、そういう議員の皆様御趣旨は十分理解できますので、それらも含めて早期にこの問題、まさに修繕積立金についての市としての判断は早期にしていかなければならないということでもあります。

○丸野達夫委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 市長。必ずしも今の――まあ市長は使うといったんじゃないからそうかわからないけれども、必ずしも私は修繕積立金に使わなくても、多くの理解ある議員の方々から、もっと違うような観点からでも私はできると思いますよ。

何で我々議員が不動産鑑定料を認めたのか。その点について市長は考えたことがありますか。もうちょっと深く、理論的にも考えてくださいよ。ということはですよ、地下から4階までのフロア、あるいは先ほど来から小倉委員からも言っているでしょう。テナントの保証金の問題。これらをひっくるめた形での考え方だってできるわけでしょう。

ただそこには、何人かの議員からは市長そのものの判断、決断、職を辞する、こ

ういう言葉があるけれども、その辺を両副市长とよく手綱を携えて考えてくださいよ。多くの市民だって嫌がっているんだから。当然目的が違うわけでしょう。ましてや今、市長はちょっと言葉を濁したけれども、区分所有者だとか地権者だとか、まだまだその辺は煮詰まっていないわけでしょう。

しからば我々みたいな本当の素人は、ただの延命治療だとかというふうに見るのが当然でしょう、市長。そうじゃなくて、やっぱり腹をくくるところはくくると。したがってどうだと。これくらいの誠意を持って、アウガ全体を考えるなら、そういう手法だって私はないわけではないと思いますよ。

ましてや市長が、何で10階建ての庁舎にこだわるのか。これまで市長は何度となく、現在ある公共施設を最大限利活用するんだとということまでしゃべってきたでしょう。アウガも利用、含めることによって、今の10階だって6階にできるわけでしょう。2期工事だってあるんでしょう。今急にまた、私、悪いんだけど立体駐車場の問題1つにしても市長は何と言ったか。約9億円を節約することによってアウガをどうのこうのだとか、これくらいまでしゃべっているんだから。

だからもうちょっとその辺を踏まえた形で、私は市政の運営に努めているんだけど、それ以上に努めていただきたい。ましてや、これ大変失礼な話なんだよ。これが議会終わった後に出ることによってどうですか、副市长はある程度の責任は取らせられますよ。ましてやあなたは任命権者でしょう。だから早く出していただいて、早くうみを出し合って、意義ある定例会にする。これが市長、我々議員もそうですけど、市長だって努めなければだめなんだって、後手後手。青森駅前再開発ビル株式会社から出ないうちはどうのこうのって、それはわかるよ。最大の債権者はあなたなんだよ。それをただ待っていると、これくらいの答弁ではちょっと私なりにはいかななものかなと思っていますよ。その点もう1回。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。鹿内市長。

○鹿内博市長 アウガに対する思いは、渋谷委員と私も同様であります。青森市のまさに駅前再開発事業。昭和53年からほぼ20年の時間をかけてようやくアウガという建物がオープンいたしました。いかにどんなにか、再開発事業が困難なものか、難しいものか。そして平成13年にオープンをして、残念ながらオープン当初から赤字でありました。これまでに至る間の経緯は、私が申し上げるよりも、むしろ渋谷委員のほうが深く強く認識していることと思います。

しかし、ここに一貫してあるのは、青森市の町が発展をしていく上で、青森駅前がいかに重要な拠点であるかと。そして、新町が青森市の発展のいわゆるメインストリートである。そういうことの思いは全ての方が共有してきたものと思います。だからこそ、長い時間をかけて準備をし、そしてその後も紆余曲折を経ながら市民図書館、あるいは男女共同参画プラザ、そして青森市のまさに全国に通用する2つの市場がその地下に入っている。そこに今もまさにアスパムよりもはるかに多い年間400万人もの方がアウガを利用されている。そのことをどうしたら、これから

も引き続きやっていけるかと。そのためには、青森駅前再開発ビル株式会社のありようをどうするか、あるいは当座の——今、修繕積立金という話が出ていますが、その修繕積立金等の運営資金、あるいはこれからのアウガに向けた資金をどうしていくのか。まさに今は、これまでのアウガの歴史の中では極めて重要な局面だと考えております。

だからこそ、私自身も議員の皆様からも御意見を伺いながら、なおかつ地権者を初めとする関係者の合意、あるいは協議の中でお互いに理解をし合って、この解決策なり、あるいは着地点、前にたしか、ソフトランディングという話を佐々木副市長がされたと思いますが、まさにしっかりとした着地点を見出すために今時間をかけている。しかし、できるだけ早期に私自身は着地をしていきたいと考えております。

○丸野達夫委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 例えば、非常に悪い話だけでも、アウガそのものが破綻した場合です。財務部長、都市整備部長、そして経済部長。そこで一区切りがついて、新生アウガを手直しする、再生するといった場合に、今の地方創生だとか、あるいはまちづくりの観点だとか、さまざまな補助絡みの問題もあるかと思っておりますので、もしその辺、若干なりともこういう制度がありますよといったものがあるならば、答えていただきたい。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 お答えいたします。

現在のところ、まだアウガに入れる機能について具体のメニューが決まっておりません。

具体のメニューが決まった段階では、今、渋谷委員がおっしゃったように、例えば地方創生の関係ですとか、そのほか国でさまざまな施策を行っております。関係省庁としては当然経済産業省とか国土交通省とかさまざまありますので、その辺は、当然できるだけ有利な財源を用いて、市の財政負担が少なくなるように取り組んでまいりたいと思っております。

○丸野達夫委員長 答弁を求めます。財務部長。

○仁藤司史財務部長 お答えいたします。

ただいま経済部長からお話がありましたように、アウガに何が入るか、どういった機能、どういった施設を入れるかということによりまして、使える財源、例えば起債の関係ですとか、また変わってきますので、そういった内容が決まった上で、できる限りの有利な財源を活用していきたいと考えております。

○丸野達夫委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 仮の話をして大変申しわけございません。市長にも大変失礼な話かと思っておりますけれども、それがゆえに、私、個人的にも恐らくうちの会派そのものも、アウガの再生は心一つに私は願っていると思う。ただ、やっぱり市長はもうちょっ

と一歩先に出て十分な説明をしつつ、ただ我々の議会の意見云々、これはわかりますよ。でも自分の思いというのはもっともっと先に出していただいて、どうだというぐらいの決断をしなければ市長、だめだってこれは。私はそう思うよ。

何もなくて議会の判断を仰ぐと云って、土台がなければ市長、黙っていればあすにも潰れるのはみんなわかっているんだから、議員も。ただ口でしゃべらないだけです。そこを何とかと言っているわけでしょう。

だから市長、私はいつもしゃべっているでしょう。もっと果敢に、ラグビーじゃないけれども、果敢に攻めるところは攻めと。自分の思いを前面に出していただいて、やっぱり議論していかなければだめだって。庁舎もそうだよ。これらを取り切るためには、市長、庁舎だって決断しなければだめなんだって。何もなければわからないけれども 10 階 93 億円にこだわるでしょう。ましてや、立体駐車場だってそうでしょう。当初から 9 億円だとか余りしゃべらなければよかったのに。しゃべってしまうから我々だってうのみにしてしまうでしょう。そして、こういう発言になるでしょう、市長。

これ以上はしゃべらないけれども、何とかその点でね。それから副市長、いつでも呼んでください。いつでも相談に乗りますので。

以上要望を申し上げて終わりたいと思います。

委員長、ありがとうございました。

○丸野達夫委員長 以上で、本委員会に付託されました議案についての全質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました議案の採決の方法についてお諮りいたします。

採決の方法は、まず、議案第 113 号「専決処分の承認について」お諮りし、次に、議案第 114 号「平成 28 年度青森市一般会計補正予算」から、議案第 116 号「平成 28 年度青森市介護保険事業特別会計補正予算」までの計 3 件を一括してお諮りしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、採決の方法は以上のおりと決しました。

なお、反対が明確な議案については、一括採決いたしたいと思います。

それでは、まず、議案第 113 号「専決処分の承認について」お諮りいたします。

議案第 113 号については承認すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 113 号については承認すべきものと決しました。

次に、議案第 114 号「平成 28 年度青森市一般会計補正予算」から、議案第 116 号

「平成 28 年度青森市介護保険事業特別会計補正予算」までの計 3 件について、お諮りいたします。

議案第 114 号から議案第 116 号までの計 3 件については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 天内慎也委員、何号に御異議がありますか。

○天内慎也委員 議案第 116 号に異議があります。

○丸野達夫委員長 議案第 116 号について御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第 116 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丸野達夫委員長 起立多数であります。

よって、議案第 116 号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、ただいま決定されました議案第 116 号を除く各案件については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 116 号を除く各案件については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

委員の皆さんには、2 日間にわたり終始熱心に審査していただき、ありがとうございました。

また、理事者の皆さんにおかれましても、誠意ある答弁をしていただき、本当にお疲れさまでした。

それでは、これもちまして予算特別委員会を閉会いたします。御苦勞さまでした。

午後 5 時 16 分閉会